

第6期多摩区地域福祉計画（案）

（令和3（2021）～5（2023）年度）

R2.8.26現在

多摩区

目次

序章 川崎市地域福祉計画策定について.....	1
1 計画の趣旨・期間.....	3
(1) 計画の趣旨.....	3
(2) 計画の期間.....	3
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係.....	4
2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに 基づく取組の推進.....	5
(1) 社会環境の変化.....	5
(2) 策定の背景.....	5
(3) 推進ビジョンの概要.....	6
(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ.....	8
3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制.....	9
(1) 地域みまもり支援センターによる取組.....	9
(2) 取組の推進イメージ.....	9
(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性.....	10
4 第5期計画での取組と第6期計画への課題.....	11
5 2025年を見据えためざすべき姿.....	12
(1) 地域福祉とは.....	12
(2) 地域福祉の対象者と担い手.....	12
(3) 2025年に向けて想定される課題とめざす姿.....	13
6 第6期計画期間における施策の方向性.....	15
(1) 計画の基本理念・目標.....	15
(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方.....	17
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し.....	18
第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図.....	21
第1章 多摩区地域福祉計画策定にあたって.....	23
1 多摩区地域福祉計画とは.....	25
(1) 多摩区地域福祉計画策定の趣旨.....	25
(2) 地域福祉の推進とコミュニティ施策.....	25
(3) 多摩区社会福祉協議会との連携.....	26
2 多摩区の地域の特色.....	27
(1) 多摩区の概況.....	27
(2) 多摩区の現状.....	28
3 多摩区地域福祉施設マップ.....	37

4	地区の概況.....	39
	（1）登戸地区.....	40
	（2）菅地区.....	43
	（3）中野島地区.....	46
	（4）稲田地区.....	49
	（5）生田地区.....	52
5	区民の主な生活課題.....	55
	（1）地域の生活課題に関する調査からみえる課題.....	55
6	多摩区の地域包括ケアシステム推進の取組.....	62
7	第5期計画の振り返り.....	64
	基本目標1 多様な主体が参加する地域づくり.....	64
	基本目標2 多世代交流でつながる地域づくり.....	65
	基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり.....	66
第2章 多摩区地域福祉計画の取組.....		67
1	理念・目標.....	69
	（1）基本理念.....	69
	（2）基本目標・基本方針.....	70
	（3）重点的な取組.....	72
2	計画の体系.....	74
3	事業一覧.....	75
4	具体的な取組.....	78
	基本目標1.....	78
	基本目標2.....	86
	基本目標3.....	91
5	地域福祉計画の進め方.....	100
資料編.....		102
	（1）第5期多摩区地域福祉計画策定の経過.....	105
	（2）多摩区支え合いのまちづくり推進会議運営要綱.....	106
	（3）多摩区地域福祉計画推進会議委員名簿.....	107
	（4）多摩区町丁別にみた地区組織.....	108
	（5）地域包括支援センターの連絡先と担当地域（高齢者の相談先）.....	110
	（6）こども・子育てに関する相談先.....	111
	（7）障害者相談支援センター（障害者の相談先）.....	112
	（8）権利擁護に関する相談先.....	112
	（9）ボランティア・地域福祉活動に関する相談先.....	112
	（10）高齢・障害・地域福祉計画区民説明会.....	113

↑資料編については、調整中。記載は、第5期計画の目次です。

川崎市地域福祉計画について

序 章

1 計画の趣旨・期間

(1) 計画の趣旨

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条に基づき、以下の事項を一体的に定める計画です。

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関する共通的事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

本市では、平成 16（2004）年度から策定しており、今回が第6期となります。今回の第6期計画についても、市計画と区計画をそれぞれ策定しました。

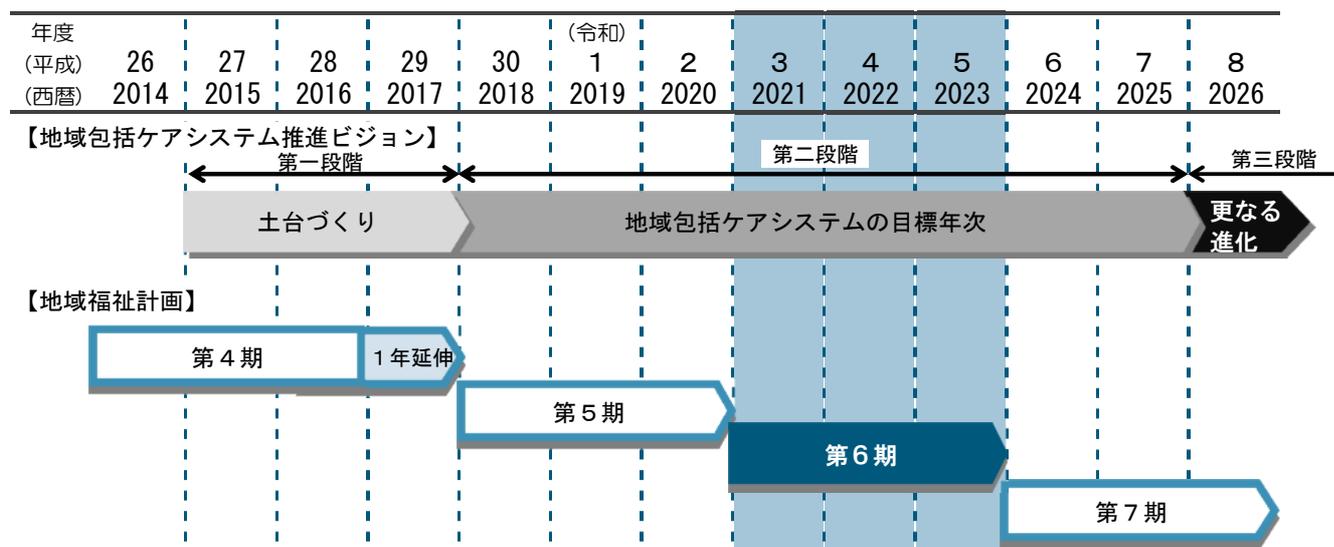
【計画策定における市民参加と合意形成】

計画策定にあたっては、市計画については、川崎市社会福祉審議会条例に定める川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会、区計画については、各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、検討を進めました。

さらに、市民の御意見を広く反映していくため、各区説明会の開催、パブリックコメントなどを実施する予定です。

(2) 計画の期間

第6期地域福祉計画の計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。



(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

地域福祉を推進するための計画としては、市町村が策定する地域福祉計画と共に、地域福祉の推進を図ることを目的とする市町村社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画があります。

地域福祉を進めるための理念や仕組みをつくる計画が「地域福祉計画」であり、それを実行するための、市民の活動・行動のあり方を定める計画が「地域福祉活動計画」です。

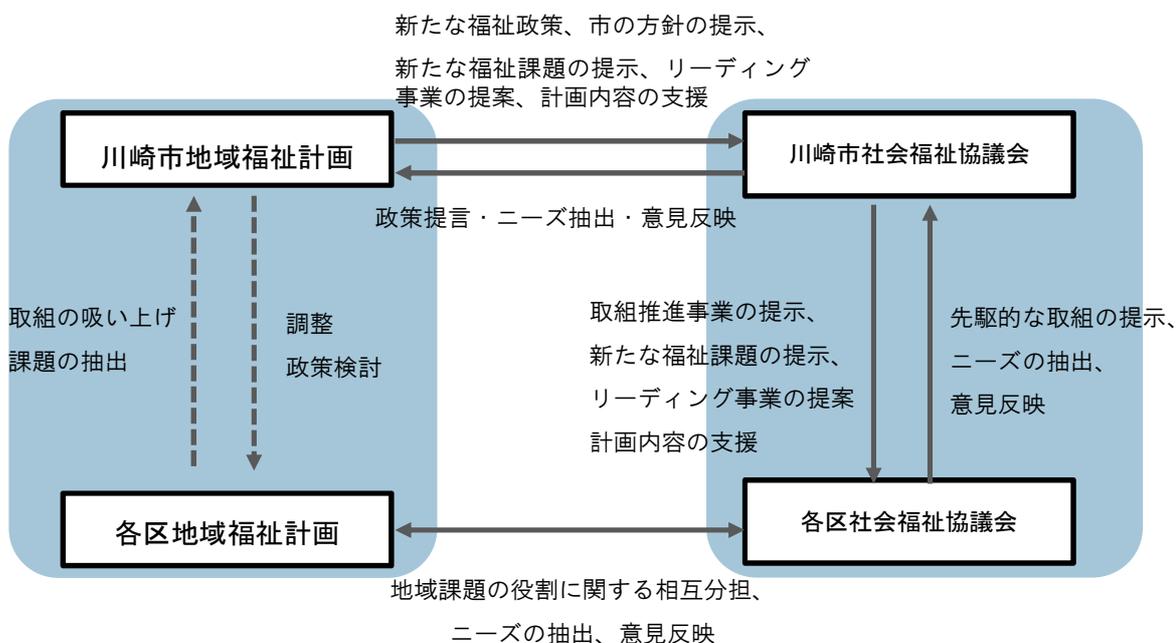
本市では、各区が「地域福祉計画」を策定し、同様に区社会福祉協議会も「地域福祉活動計画」を策定していることから、両計画は、地域課題を共有し双方が補強、補完し合いながら連携した事業を展開していきます。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条において地域福祉の推進を図ることを目的とした団体と位置付けられ、事業の企画・実施、住民参加の援助、普及・宣伝等の役割が求められています。

今般の計画策定にあたっては、「川崎市地域福祉計画」「各区地域福祉計画」及び「川崎市地域福祉活動推進計画」がそれぞれ計画改定年であることから、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」の趣旨を踏まえ、相互に連携を図りながら、計画を策定しました。

なお、「各区地域福祉活動計画」については、各区社会福祉協議会により、次期計画に向けて計画期間を調整していくとともに、事業展開においては、相互の連携の充実を図っていきます。

【地域福祉計画と地域福祉活動計画との関連性】



※市社会福祉協議会計画における人材育成、研修開催、災害への対応等、地域に対し全市的に取り組む事業については、各区地域福祉計画とも連携。

2 川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンに基づく取組の推進

(1) 社会環境の変化

本市は比較的若い都市ですが、令和2年度に高齢化率21%を超え、超高齢社会に突入しました。今後も、急速な高齢化の進行とともに、少子化が同時に進むことが予測されています。

少子高齢化の進行は、同時に、生産年齢人口の減少を伴い、社会・産業構造の変化、ケア人材の不足などが進んでいくことにつながります。

特に、今後、後期高齢者が増加することで、慢性疾患、さらには複数の疾患を抱えながら生活を送る高齢者が増加していき、疾病構造の変化が想定され、「治す医療」から「治し支える医療・介護」への転換が必要となっています。

(2) 策定の背景

超高齢社会に突入し疾病構造などの社会環境の変化に対応していくため、国においては、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に、高齢者を対象として、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保された体制づくりを目指す地域包括ケアシステムの構築について規定されています。

本市においては、超高齢社会における高齢者を対象とした地域包括ケアシステム構築に留まらず、システムの汎用性に着目し、昨今の家族・地域社会の変容などによるニーズの多様化・複雑化による地域における生活課題の多様性の高まりを踏まえて、高齢者に限らず、障害者や子ども、子育て中の親などを加え、現時点で他者からのケアを必要としない方々を含め、すべての地域住民を対象として、平成27年3月に、関連個別計画の上位概念として、「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン（以下、「推進ビジョン」という。）」を策定しました。

また、地域包括ケアシステムの基幹的な取組としては、様々な医療・介護等の専門職による協働からはじめられましたが、まちづくりの側面も重要と考えられ、地域包括ケアシステムの構築に向けては、保健・医療・福祉分野に限らず、幅広い行政分野が総合的に取り組んでいくことを目指しています。

さらに、今日では、国においても、高齢者に限らず、多様な対象者が想定され、地域包括ケアシステムの普遍化に向け、「地域共生社会の実現」を目指し、まちづくりや地方創生などの取組との連携や、①本人・世帯の属性に関わらず受け止める相談支援としての「断らない相談」、②狭間のニーズに対応できるように、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する「参加支援」、③地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に行うことが求められています。

【「地域共生社会」の実現に向けて】

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



(3) 推進ビジョンの概要

この推進ビジョンは、「川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」を基本理念とし、「①意識の醸成と参加・活動の促進」「②住まいと住まい方（地域コミュニティ等との関わり方）」「③多様な主体の活躍」「④一体的なケアの提供」「⑤地域マネジメント」の基本的な5つの視点で取り組むものです。

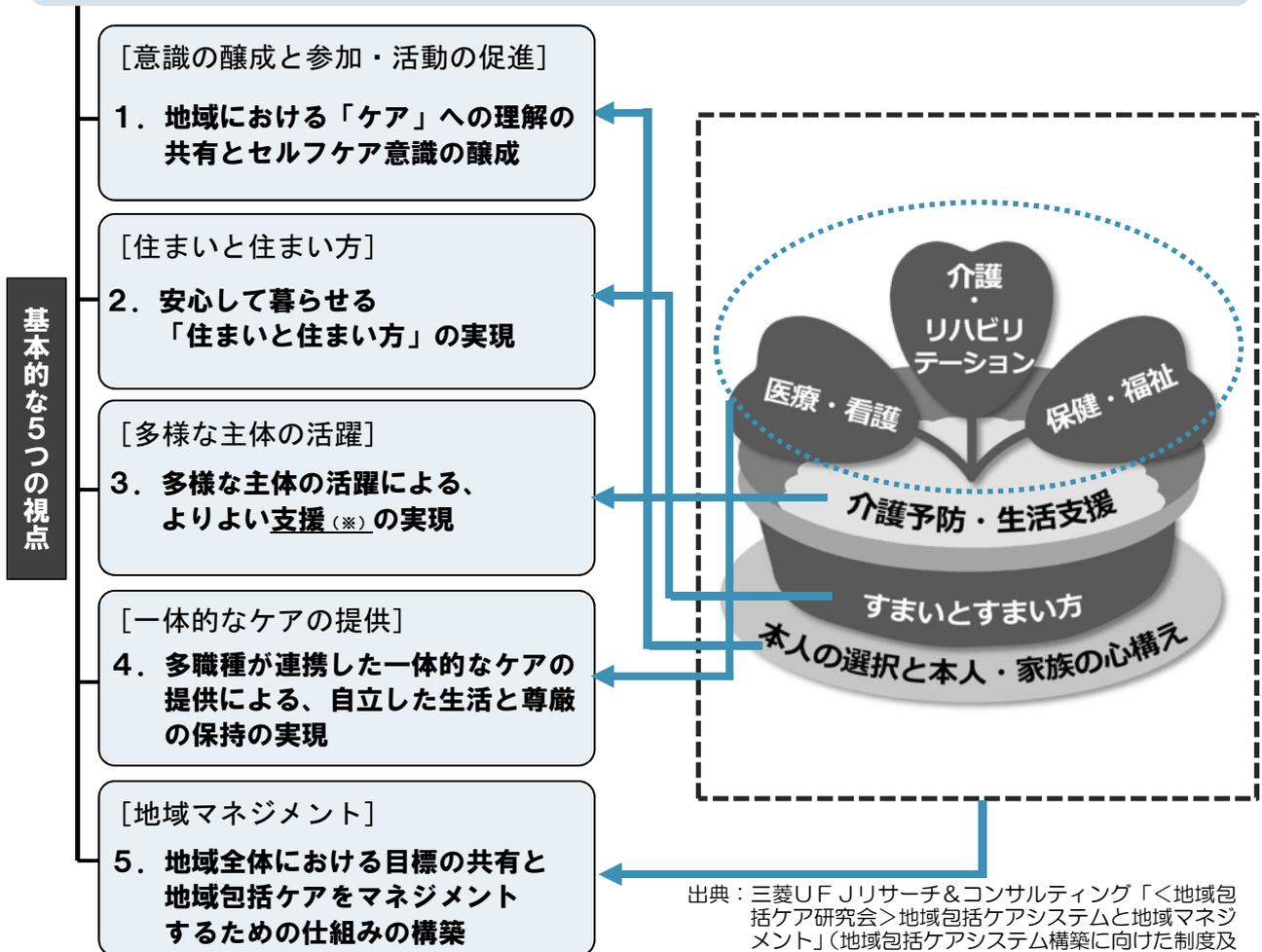
これらの取組を通じて、住み慣れた地域で自分らしさを発揮し、自立した日常生活を営むことができるように、生活に必要な要素が包括的に確保された体制づくりとして、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

図〇 「推進ビジョン」における取組の視点

～一生住み続けたい最幸のまち・川崎をめざして～

基本理念

川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築による
誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現



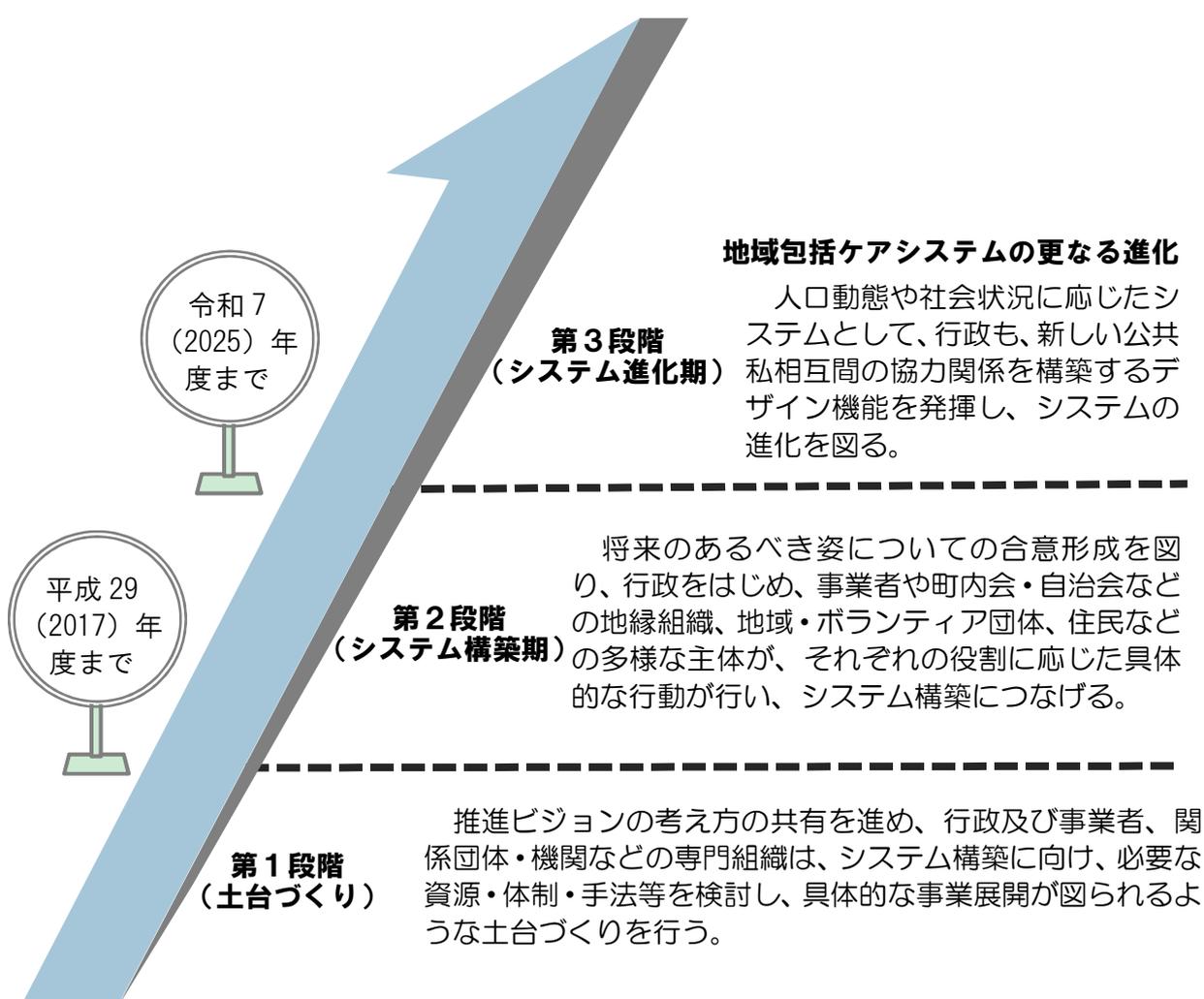
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「＜地域包括ケア研究会＞地域包括ケアシステムと地域マネジメント」（地域包括ケアシステム構築に向けた制度及びサービスのあり方に関する研究事業）、平成27年度厚生労働省老人保健健康増進等事業、2016年をもとに作成

※推進ビジョン策定時の「川崎市地域包括ケアシステム検討協議委員会」を引き継ぎ、取組の推進を図っている「川崎市地域包括ケアシステム連絡協議会運営委員会」での議論を踏まえて、民間企業なども含めたより多様な主体の参画が進んでいることから、「3. 多様な主体の活躍による、よりよいケアの実現」の「ケア」を「支援」と読み替えて表記しています。

(4) 地域包括ケアシステム構築に向けたロードマップ

ロードマップとしては、推進ビジョンを策定して以降の平成 27 年度から 29 年度までを第 1 段階の「土台づくり」の期間として、平成 30 年度から令和 7 (2025) 年度までを第 2 段階の「システム構築期」、令和 8 年度以降を第 3 段階の「システム進化期」として、地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

関連個別計画改定にあたっては、令和 7 (2025) 年度までのシステム構築に向けた取組を着実に進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた「新しい生活様式」とともに、デジタル化・スマート化など新たな技術を取り入れた社会 (Society 5.0) を意識しながら、安心できる社会保障の構築と包摂的な社会の実現に向けて、令和 22 (2040) 年度を見据えた中長期的な視点で取組の推進方策を検討していくこととします。



3 地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進体制

(1) 地域みまもり支援センターによる取組

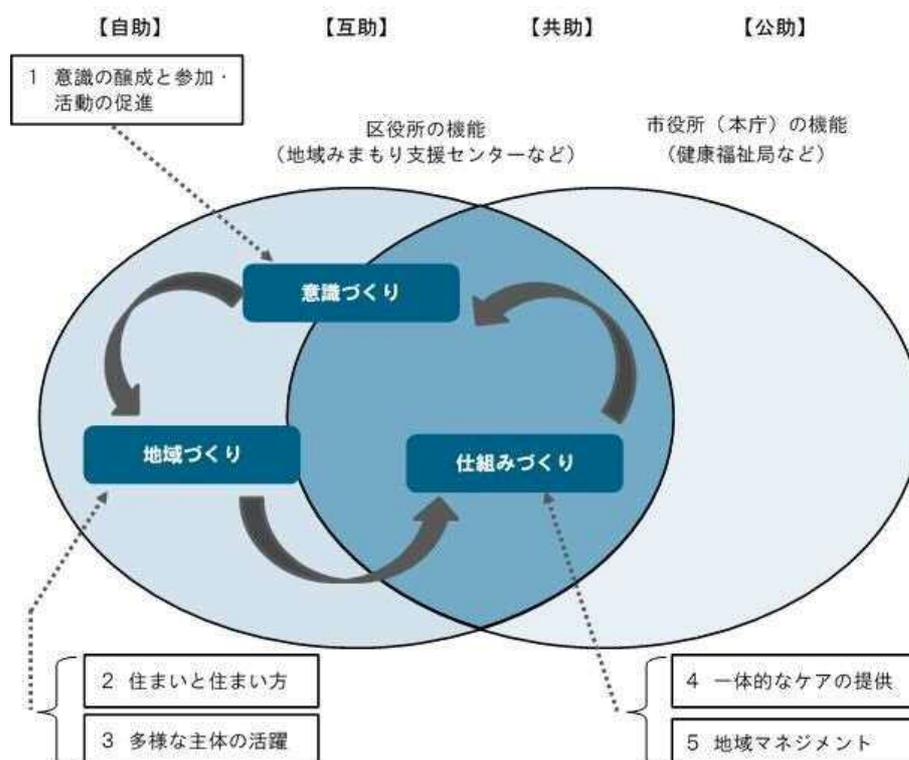
「推進ビジョン」の策定に伴い、平成28年4月には、「推進ビジョン」の具体的な推進に向けて、専門職種のアウトリーチ機能を充実して連携を強化し、地域包括支援センターや障害者相談支援センター、児童家庭支援センターなどの専門相談支援機関をはじめとして、連携を推進するため、各区保健福祉センター内に「地域みまもり支援センター」を設置し、平成31年4月には、センター内での個人へのケアを中心とした専門支援機能との連携の強化を図るため、保健福祉センター全体を「地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）」と改称しまして、「個別支援の強化」と「地域力の向上」を目指しています。

(2) 取組の推進イメージ

本市においては、住民に身近な区役所と市役所（本庁）が全市的な調整を図り調和のとれた施策を展開していることから、それぞれの適切な役割分担によって、一体的に取組を推進します。

その際に、基本的な視点として、①地域福祉に関する市民啓発を図るための「意識づくり」、②地域における人材養成や居場所づくりをはじめとした取組を推進する「地域づくり」、③「意識づくり」や「地域づくり」を専門多職種と共に、地域においてシステム化していくための「仕組みづくり」を3つの視点として、「自助」「互助」「共助」「公助」の組み合わせによるシステム構築を目指します。

【地域包括ケアシステム推進ビジョンの推進イメージ】

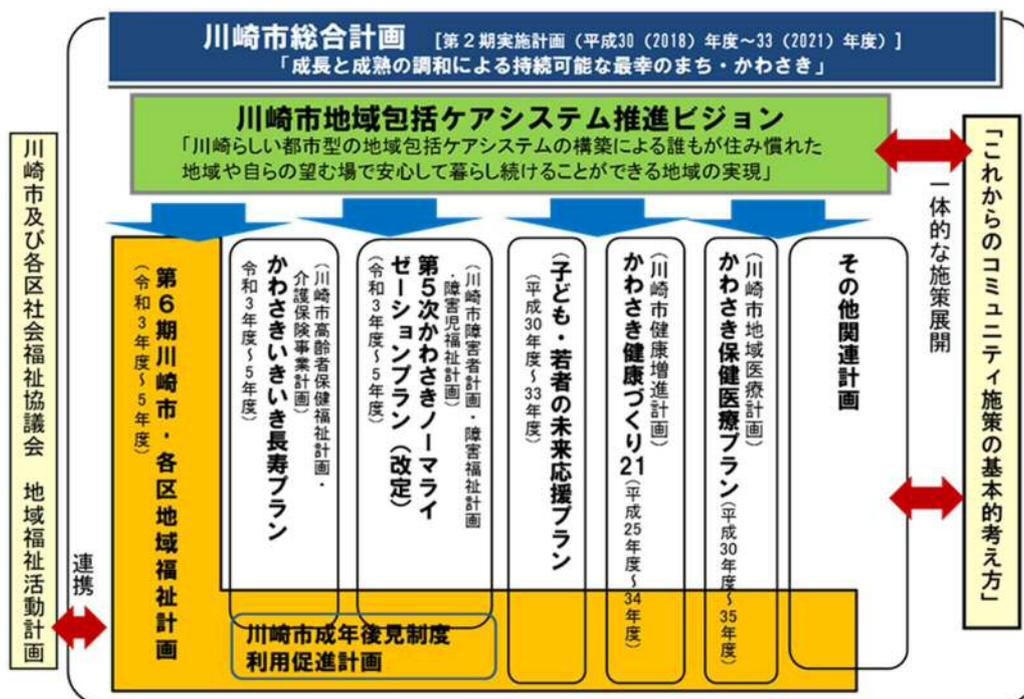


(3) 推進ビジョンと関連個別計画の関係性

本市における地域包括ケアシステム構築に向けて、総合計画のもと、地域包括ケアシステム推進ビジョンを上位概念として、「かわさきいきいき長寿プラン」「かわさきノーマライゼーションプラン」「川崎市こども・若者の未来応援プラン」等の関連計画と連携を図りながら取組を推進してきました。

今般（令和2年度）の「第6期川崎市・各区地域福祉計画」の策定にあたっては、福祉に関する上位計画としての位置付け（社会福祉法第107条第1項第1号）に鑑み、推進ビジョンと地域福祉計画の関連性を強め、第6期地域福祉計画については、地域課題の解決を図るために、住民の視点から地域福祉を推進していくための行政計画の1つとして関連計画と連携を図りながら策定し、本市における地域包括ケアシステム構築につなげていきます。

図〇 推進ビジョンと関連個別計画の関係性



なお、推進ビジョンの取組推進にあたっては、令和元年度に、本市において開催した外部有識者による「超高齢社会の到来に向けた地域包括ケアシステムのあり方検討会議」での検討を踏まえ、市民一人ひとりを支える上での「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進めていくこととし、個人へのアプローチにあたっては、一人ひとりが生活の中で築いている本人に由来する地域資源（本人資源）に着目した対応を図ることが重要であるとともに、家族機能をどのように捉えていくかに留意していく必要があります。

こうした視点を着実に施策推進の中で活かしていくために、①小地域ごとの特性に配慮した施策展開、②分野横断的な施策連携の実現、③民間企業なども含めた多様な主体の連携の手法開発などを取組の視座として、地域包括ケアシステムの構築を推進します。

4 第5期計画での取組と第6期計画への課題

第5期計画での取組（平成30（2018）～令和2（2020）年度）

第5期計画における基本目標ごとの主な取組の成果と、次期計画への課題について、整理を行い、第6期計画策定につなげます。

【基本理念】「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり」
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステム構築をめざして～

【基本目標】

- (1) 住民が主役の地域づくり
- (2) 住民本位の福祉サービスの提供
- (3) 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- (4) 連携のとれた施策・活動の推進

第6期計画への課題

【基本目標1】

- 社会参加等を通じて、つながりや健康を維持できるよう地域ぐるみで働きかけをすること
- 市民活動の参加の裾野を広げ、新たな担い手を増やしていくこと
- 地域における活動と、活動の場づくりに向けた検討を進めること

【基本目標2】

- 高齢・障害・児童に関する相談対応について連携を進めること
- 保健・福祉人材の確保に向けた取組を進めること
- 成年後見制度に関する基本計画を策定し、周知を図ること

【基本目標3】

- 災害時の支援に向けて、連携の取れた仕組みづくりの検討を進めること
- 要援護者の日常の見守りの取組を進めること
- 従来取組では把握が困難な対象者へ、地域で気づき・見守り・支援へとつなげられる連動した仕組みづくりを進めること

【基本目標4】

- 保健・医療・福祉の円滑な連携が図れるよう、専門多職種連携を進めること
- 地域の主体的な取り組みをつなぐ横断的な仕組みづくりを進めること

5 2025年を見据えたためざすべき姿

(1) 地域福祉とは

社会福祉の問題は、特別な問題ではありません。私たちが日常生活を送る上で誰もが抱える問題です。私たちは、生まれてから死を迎えるまでの生涯を通じて多かれ少なかれ、必要に応じて、他人の支援を得て問題を解決しながら生きています。

その支援は、法律などによって制度化された公的なサービス、あるいは家族、友人、近隣住民などによる支援など様々ですが、私たちは問題を自分以外の人から援助や支援を得て、解決しながら生活を継続しています。

地域福祉の概念は、社会福祉法第4条に「地域福祉の推進」として位置付けられています。地域福祉とは、「住み慣れた地域社会の中で、家族、近隣の人々、知人、友人、近隣住民などとの社会関係を保ち、自らの能力を最大限発揮し、誰もが自分らしく、誇りを持って、家族及び地域の一員として、日常生活を送ることができるような状態をつくっていくこと」と考えられます。

そのためには、まずは社会の中のサービスを利用することも含めて自分でできることは自分でする「自助」、近隣の助け合いや、ボランティアなどの顔の見えるお互いの支え合いの取組としての「互助」、お互いの支え合いを基本として制度化されたもので、介護保険や医療保険に代表されるリスクを共有する人々で負担する取組としての「共助」、困窮など自助・互助・共助では対応が難しいことで公的な生活保障を税により取り組む「公助」の組み合わせによる取組が求められています。

(2) 地域福祉の対象者と担い手

地域福祉の対象者は、年齢、性別、障害の有無などに関わりなく、地域で暮らす、すべての人々です。

地域福祉の担い手も、地域住民、町内会・自治会、学校、社会福祉協議会、NPO法人等関係団体、ボランティア、民生委員児童委員、社会福祉施設等の職員、福祉関係事業者、保健医療事業者、行政など、あらゆる人々が地域福祉の担い手です。

市民と行政との関係について、本市では「川崎市自治基本条例」を制定し、市民と議会と市長等が行うそれぞれの自治運営の役割と責務等を定めています。

(3) 2025 年に向けて想定される課題とめざす姿

R2.10.1 の数値が出たら更新

本市における高齢化は今後急速に進み、現在、高齢者数は約 31 万人（令和元年 10 月 1 日現在）ですが、2025 年には 34 万人まで増加することが見込まれます。特に、75 歳以上の後期高齢者については、16 万 8 千人から、2025 年には 20 万 5 千人まで増加することが見込まれます。

さらに、人口動態と関連して、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や、認知症高齢者の急増など、地域社会が変容していくものと考えられます。

こうした中で、本市においては「地域包括ケアシステム推進ビジョン」を策定し、2025 年を目標に、地域包括ケアシステム構築に向けて、各関連の行政計画において具体的な取組を進めていくことをめざしています。そのため、2025 年に向けて、関連行政計画間の中長期的・横断的な課題とめざすべき姿について、計画横断的なテーマとして「地域の基盤」「安心・安全」「健康・予防」「権利擁護」「次世代育成」「社会参加」「地域資源」のテーマごとに、課題とめざすべき姿を整理しました。

こうした考え方をもとに、各関連行政計画間で横断的に計画期間内に取り組んでいき、大枠として、2025 年の目標に向けて取組を推進していくこととします。

【2025（平成 37）年に向けて想定される課題とめざす姿】

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
地域の基盤	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」を踏まえた地域における新たな取組の推進が求められている。 ○人口構成や住宅環境、地域でのつながりなどについて、市内においても地域差が出てきており、担い手の確保など、地域におけるこれまでの取組を継続していくことが難しい状況が差し迫ってきている。 ○単身世代・夫婦のみ世帯・ひとり親世代・孤立している子育て世代・介護世帯等の増加により、家族機能を補完する地域の機能がますます必要となってきた。 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた「新しい生活様式」による地域社会の変容を踏まえて、多くの地域で、地域の状況に応じた住民主体の課題解決に向けた取組が行われている。 ○高齢者は支えられる側という意識が薄まり、様々な形態で高齢者世代の多くの方が地域の活性化に関わっている。 ○行政や社会福祉協議会などの公的機関は、基本的な役割を担いながら、各地域の課題解決に向けた支援を行っている。
安心・安全	<ul style="list-style-type: none"> ○支援に結びつかない人を地域の中で気にかかけ、必要に応じて、専門多職種による支援につなげ、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりが課題となっている。 ○近年、大規模災害が多発している状況を踏まえ、大規模災害に備えた自助、互助、共助、公助による取組の推進が求められている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○困ったときに声をあげられる地域づくりが進むとともに、いざというときに、周囲に相談できる環境づくりにつながっている。 ○日ごろからの見守り・支え合いの取組の充実を図り、災害時要援護者支援や防災を目的とした取組を進め、地域の安全・安心が広がっている。

	現状の課題と 2025（平成 37）年に向けて 想定される課題	2025（平成 37）年に向けてめざす姿
健康・予防	○団塊の世代が後期高齢者に達し、要介護高齢者をはじめ、疾患を抱えている方が急増していく。	○健康づくり・介護予防の取組が進み、健康寿命が延伸している。
権利擁護	○少子高齢化、世帯人員の減少などにより、地域で暮らす高齢者や障害者などへの権利擁護のニーズが増大している。身近で適時適切な支援が求められている。	○川崎市成年後見制度利用促進計画に基づき、権利擁護事業や成年後見制度への理解が進み、利用が促進されて、高齢者や障害者などが自己決定・自己実現をできる環境が広がっている。
次世代育成	○地域のつながりが希薄化している中で、住民が自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民参加が進んでいくような取組を広げていくことが必要となっている。 ○子どもや若者が、地域の中で社会的孤立に陥らず、地域で暮らしていける環境づくりが必要となっている。	○次世代を対象とした地域でのつながりを育んでいくための取組が地域の多様な機関により取り組まれ、子どもたちの地域への愛着が育まれている。
社会参加	○障害者や病気がある人も、住み慣れた地域や望む場で自立した生活を送れるように、障害や病気への理解、個々人に応じた社会参加がより必要となっている。	○障害や病気への市民の理解が進み、お互いに支え合い、助け合う、地域社会づくりの意識が高まり、すべての市民の個々人に応じた社会参加が促されている。
地域資源の活用	○限られた資源を効率・効果的に活用していくための地域福祉におけるコーディネート機能の必要性が高まっている。	○既存の資源に関する情報を共有し、市民、事業者、行政など多様な主体が協働・連携し、地域の課題に対するきめ細やかな対応が図られている。

6 第6期計画期間における施策の方向性

(1) 計画の基本理念・目標

第6期計画では、第5期計画中の新たな課題や引き続き検討すべき課題、地域福祉実態調査のニーズ、さらに、国における「地域共生社会の実現」の考え方などを踏まえ、基本理念は第5期計画を踏襲し「市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～」とします。

さらに、基本目標は①「住民が主役の地域づくり」、②「住民本位の福祉サービスの提供」、③「支援を必要とする人が的確に支援につながる仕組みづくり」、④「連携のとれた施策・活動の推進」の4つを今期も継続し、地域福祉の向上を推進します。

施策の展開にあたっては、本市は都市部特有の地域のつながり等について、希薄な一面もある一方で、①日常生活を送る上での地域資源が比較的集約されている地理的特徴、②ボランティア活動などの市民活動が盛んに行われてきたこと、③高い産業集積を持ち、魅力ある民間資源も多くあること、これらの強みを活かして、本市の地域包括ケアシステム推進ビジョンに掲げる「誰もが住み慣れた地域や自ら望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現」につなげられるように取組を推進します。

また、第6期計画においては、①地域包括ケアシステム構築に向けた基幹的な計画としての位置付けを高め、②小地域において、住民同士の「地域づくり」が進んでいくように、各区計画に、「地域包括ケア圏域」ごとの地域の概況を掲載するとともに、地区カルテを活用した地域マネジメントを推進します。さらに、③「個別支援の充実」と「地域力の向上」を不可分一体で進め、包括的な支援体制づくりにつなげます。

基本理念

市民一人ひとりが共に支え合い安心して暮らせる ふるさとづくり
～川崎らしい都市型の地域包括ケアシステムの構築をめざして～

基本目標

- ①住民が主役の地域づくり
- ②住民本位の福祉サービスの提供
- ③支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり
- ④連携のとれた施策・活動の推進

① 住民が主役の地域づくり

地域で暮らす人々が相互に理解し、主体的に地域福祉活動等へ参加していくことで、人と人のつながりを持ち、助け合い、支え合うことができるような仕組みづくりが重要となっています。そのため、健康・生きがいづくりや、地域福祉の担い手づくり、活動・交流の場づくりを進め、すべての人が「生きがい」を持ち、心豊かな暮らしができるような活力ある地域づくりをめざします。

② 住民本位の福祉サービスの提供

何らかのケアが必要となった際に、保健・福祉サービスやその他の在宅生活を支えるサービスを効果的に組み合わせて利用することが必要と考えられます。そのため、高齢・障害・児童・母子等に対する保健福祉サービスを着実に提供することをめざします。さらに、地域包括ケアに関する情報提供や、相談支援のネットワークの包括化、サービスの質の向上、保健・福祉人材の確保及び育成、権利擁護に関する取組などを着実に推進します。

③ 支援を必要とする人が的確につながる仕組みづくり

今日、災害時の避難支援、一人暮らし高齢者等の見守りネットワークの構築、虐待への適切な対応、生活困窮者等の自立支援に向けた取組、引きこもりや自殺対策など、これまでの広く地域福祉を推進していく取組とともに、特化したテーマへの対応の重要性が増しており、こうした今日的な課題に対応した取組をこれまでの地域力を活かしながら推進します。

④ 連携のとれた施策・活動の推進

地域福祉の推進に向けては、まずは専門多職種による連携が必要です。そのため、保健・福祉・医療をはじめとした、様々な分野・職種間における連携を図り、「顔の見える関係づくり」を進めます。さらに、福祉・介護等サービスの基盤を整備しつつ、地域住民も加えたネットワークづくりを進めることを促し、こうした取組を通じて、様々な場面での連携を進めます。また、社会福祉協議会との協働・連携を推進するとともに、他分野と連携のとれた施策展開を図ります。

(2) 地域福祉計画推進における圏域の考え方

本市における計画推進においては、人口 150 万人を超える中で、これまでの歴史や文化に根差した多様性があり、地域によって生活上の課題も異なるため、市域全域で考えることは難しく、これまで計画づくりにおいても市計画及び各区計画を策定してきました。

また、生活の身近な課題や問題を発見し、住民を中心とした地域福祉活動を展開するには、区、さらに地域の実情に応じたより小さな圏域を単位とすることが望ましく、「区域」を第1層とし、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し地域づくりを進めてきた概ね中学校区を基本とする圏域を第2層として、これまで「地域ケア圏域」としてきました。

今般の計画においては、この「地域ケア圏域」をこれまでの行政の取組を推進してきた状況や、地区社会福祉協議会との更なる連携を見据えて、改めて圏域を整理し、「(仮称)地域包括ケア圏域」とし、介護保険制度上での日常生活圏域としての位置づけを行っていくものとして整理します。さらに、より小規模な地域で考えていくことも重要であり、概念的な「小地域」を第3層とします。

同じ圏域階層であっても実際のエリアが異なっているケースもありますが、地域の実情に応じて、圏域ごとの取組がより一層進められていくように引き続き調整を図ります。

【地域福祉向上に向けた取組を推進する上での圏域】

	圏域	圏域の考え方
第3層	小地域 町内会・自治会(約 650) 小学校区(約 110 校区) など	(例示) <ul style="list-style-type: none"> 町内会・自治会の班(組)程度の日常的な支え合いを基本としながら、民生委員児童委員などが、地域の状況を把握し、見守りや日常の生活支援などを行う。 地域住民の生活課題の解決に向けて、見守りなど具体的に日常的な活動を行っていくことが求められる。 P T Aを中心に、子どもの健やかな成長ができる教育環境づくりを各学校と共に推進していく。 など
第2層	地域包括ケア圏域(44 圏域) 人口平均 35,000 人程度 いこいの家(48 か所) 地域包括支援センター(49 か所) こども文化センター(58 か所) 中学校区(52 校区)	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センターやいこいの家など、身近な地域において、相談や居場所など、地域の課題に公的に対応し、地域づくりを進める。 地区社協や地区民児協を組織し、活動を推進している。
第1層	区域(7 区) 人口 16 万人~25 万人程度	<ul style="list-style-type: none"> 効果的なサービス提供を実現するために区社協、地域みまもり支援センターなどの公的機関があり、区役所が中心となって、地域課題を把握し、住民と共有しながら、各地域を支援する地域福祉を推進する。
第0層	市域 人口 約 150 万人	<ul style="list-style-type: none"> 市全体の調和を保ちながら地域福祉の向上を図るための取組を推進する。

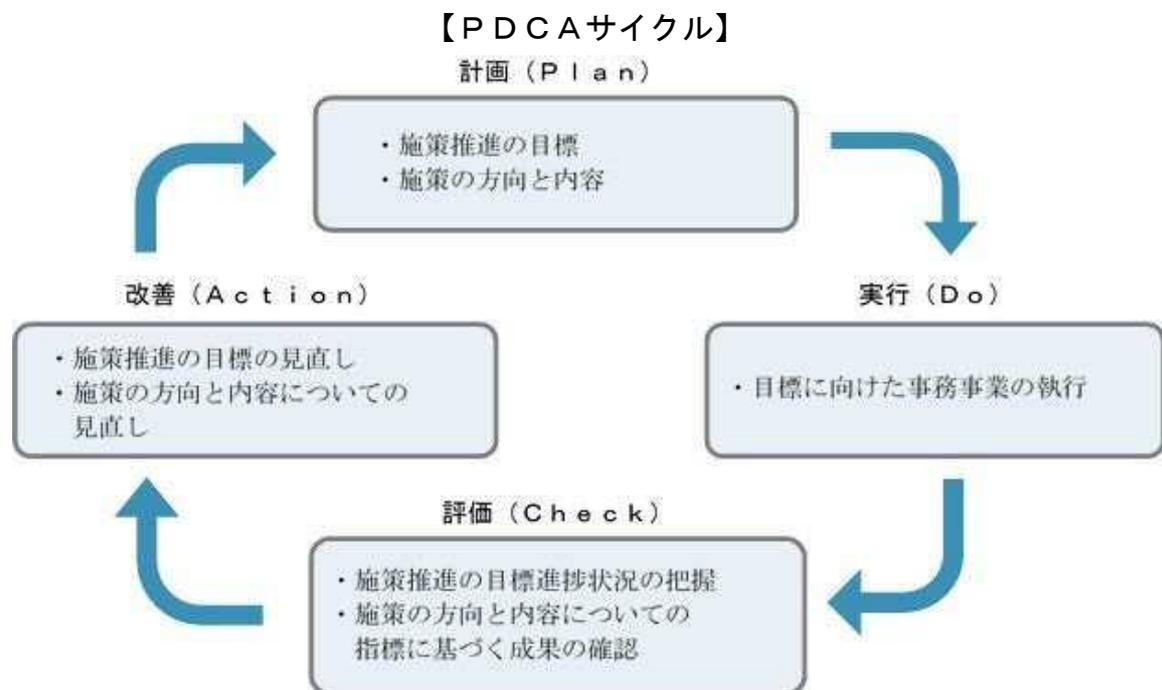
7 第6期計画の実施状況の点検・見直し

本市においては、学識経験者や、地縁組織・福祉関係団体の代表者等を委員とする「川崎市社会福祉審議会地域福祉専門分科会」において、地域福祉に関する状況の把握や、川崎市地域福祉計画の策定・実施状況の評価・見直しを行ってきました。

あわせて、各区地域福祉計画について、川崎市地域福祉計画を基本としながら、地域の実情に応じて、区独自の取組を中心に計画を策定しており、主な取組を中心に各区地域福祉計画推進会議（会議名は、別名称となっている区もあります）において、計画の策定・実施状況の点検・見直しを行ってきました。

第6期計画期間においても、各区地域福祉計画推進会議における区計画の点検も踏まえて、同地域福祉専門分科会において計画の進捗状況を報告し、PDCAサイクルにより、地域福祉に関する状況把握、地域福祉施策の進行管理、課題の検討・評価等を行い、施策の一層の充実に努めます。

また、具体的な事務事業については、総合計画における事務事業点検を活用しながら、評価を行っていき、計画の進行管理を継続して行っていくことにより、次期計画（令和6（2024）～令和8（2026）年度）の策定につなげます。



【コラム】

新型コロナウイルス感染症を踏まえた今後の地域活動について

第6期川崎市地域福祉計画の施策体系図

未定稿

A3体系図挿入（表）

A3体系図挿入（裏）

**多摩区地域福祉計画
策定にあたって**

第1章

1 多摩区地域福祉計画とは

(1) 多摩区地域福祉計画策定の趣旨

「地域福祉」とは、それぞれの生活の拠点である地域において、住民と行政がともに地域社会の生活課題の解決に取り組むことにより、誰もが安心していきいきとすこやかに暮らせるような地域社会を作っていくことです。

多摩区地域福祉計画の策定の趣旨は、市よりも身近な生活圏域である多摩区において計画を策定し、明文化することで、区民、関係機関、団体等の多様な主体と行政が、将来のあるべき姿について合意形成を図りながら、それぞれの主体が、役割に応じた具体的な活動を行い、地域福祉を推進していくことにあります。また、この趣旨は、多摩区の地域包括ケアシステムの推進にもつながります。

区民が抱える生活課題の解決に向けて、自分でできることは自分で取り組む（自助）、町内会・自治会などの地縁組織や近所の人、ボランティア等による助け合い（互助）、医療サービスや介護保険サービス等の提供（共助）、行政が提供する公的な社会福祉等の支援（公助）がつながり、バランスよく機能するよう計画を策定し、取組を進めていきます。

(2) 地域福祉の推進とコミュニティ施策

地域社会の生活課題を解決していくためには、住民一人ひとりが、自分の状況に応じて、できることをできる範囲で取り組む姿勢、自分たちの手で何とかしようとする行動が不可欠です。こうした住民参加を通じた課題の解決に向けては、地域における福祉という範囲に収まるものではなく、まちづくりとしての広い視点も必要です。

市では、平成31年3月に、川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョンの取組をコミュニティ施策の視点から支え、相互補完的に充実させる位置づけを持つ「これからのコミュニティ施策の基本的考え方」（以下「基本的考え方」といいます。）を策定し、「市民創発」によるまちづくりの方向性を示しました。

「基本的考え方」では、多様な主体の連携により、市民創発によって課題解決する区域レベルの新たなしくみとして、地域での様々な活動や価値を生み出し、社会変革を促す基盤（プラットフォーム）となり、地域の活動等の下支えや補完をしながら、各区の特性に応じた支援策を実施する「ソーシャルデザインセンター」を検討、創出することとされ、多摩区では区民が主体的に運営する「多摩区ソーシャルデザインセンター」が令和2年3月に開設されました。

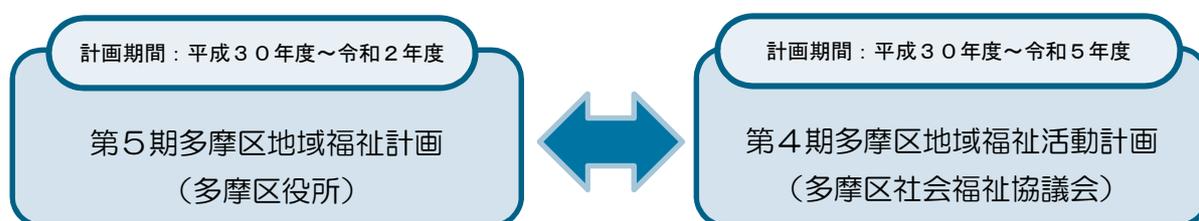
(3) 多摩区社会福祉協議会との連携

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された民間の社会活動を推進するための組織で、住民組織、ボランティア、福祉関係機関（行政も含めた）等が集まり組織されています。

多摩区社会福祉協議会は、社会福祉法人川崎市社会福祉協議会の支部として区民の一番身近なところで活動する社会福祉協議会です。

多摩区社会福祉協議会では、「地域福祉活動計画」を策定し、地域の個人や団体の力を合わせることで安心して暮らせる多摩区の実現を目指しています。

区（行政）と多摩区社会福祉協議会が地域の課題や情報を共有し、連携して課題解決に取り組むことで、支え合いのまちづくりを進めていきます。

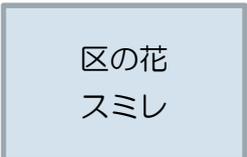
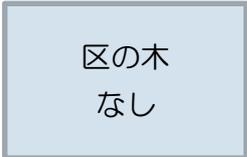
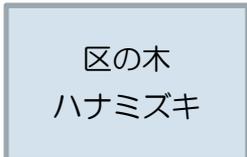


地域課題の役割に関する相互分担、
ニーズの抽出、意見反映

2 多摩区の地域の特徴

(1) 多摩区の概況

多摩区は、昭和 47（1972）年に本市が政令指定都市に移行した際に誕生し、平成 24（2012）年に区制 40 周年を迎え、区再編をいよいよ進めています。また、多摩区は、また、多摩帯と首領には緑の苑」、そして「藤子・F・不二雄ミュージアム」等の教育・文化施設があり、多くの人々が訪れる、市内有数の観光名所となっています。



平成 27（2015）年から、「ピクニックタウン多摩区」として、区の豊かな自然環境を活かして、区民の生活の質を向上させ、また、多摩区と周辺の連携によるまちづくりなども進めています。

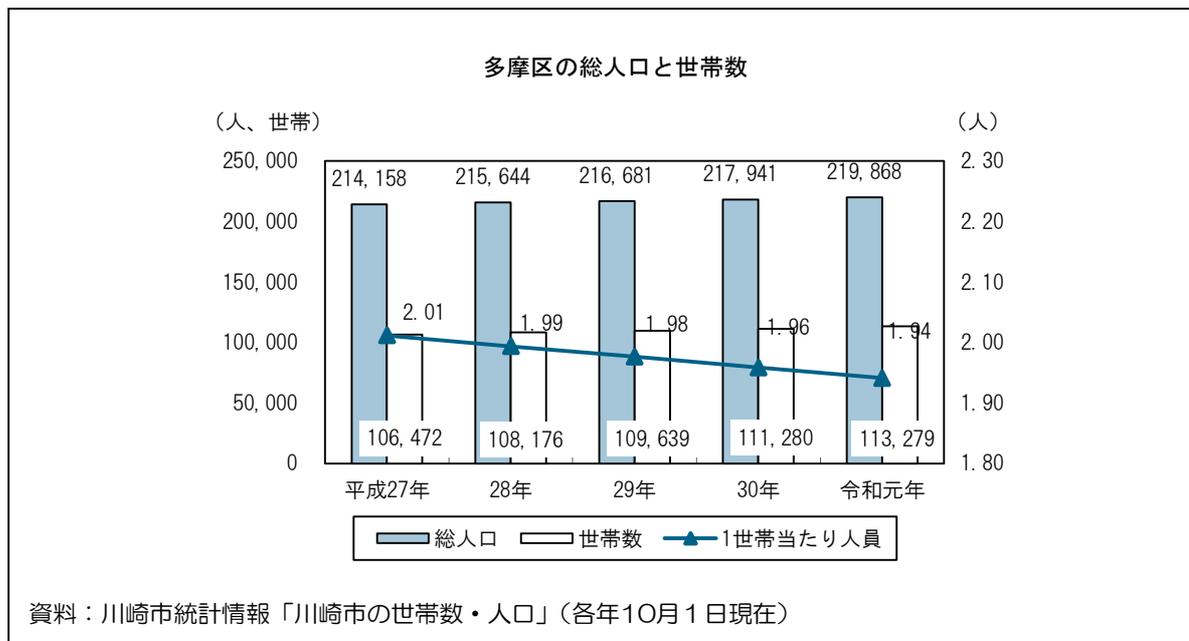


(2) 多摩区の現状

① 総人口と世帯数

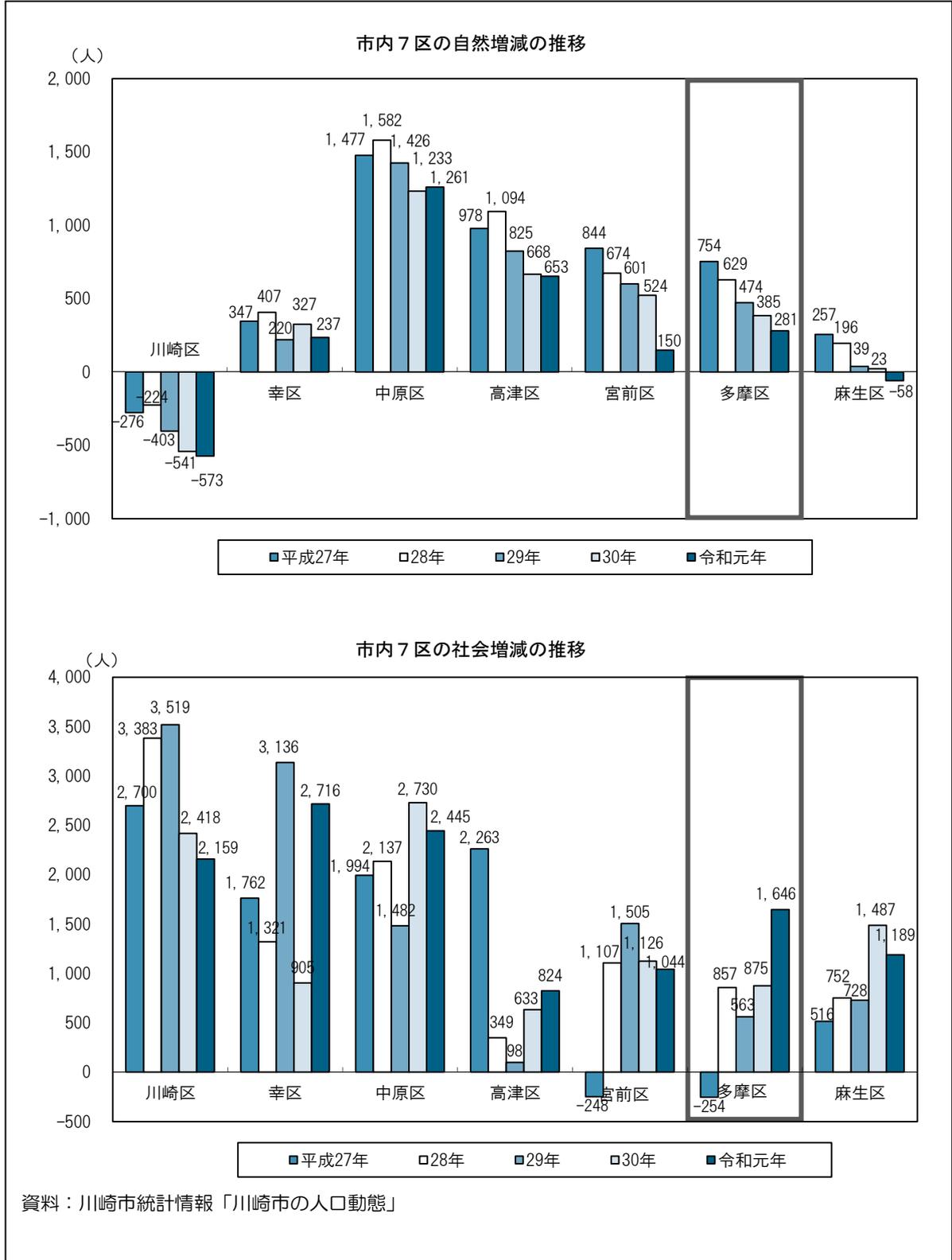
多摩区の人口は、平成27年以降増加を続けており、令和元年10月1日現在で219,868人となっています。

人口増加に対し、1世帯当たりの人員は1.94人となっており、減少傾向となっています。

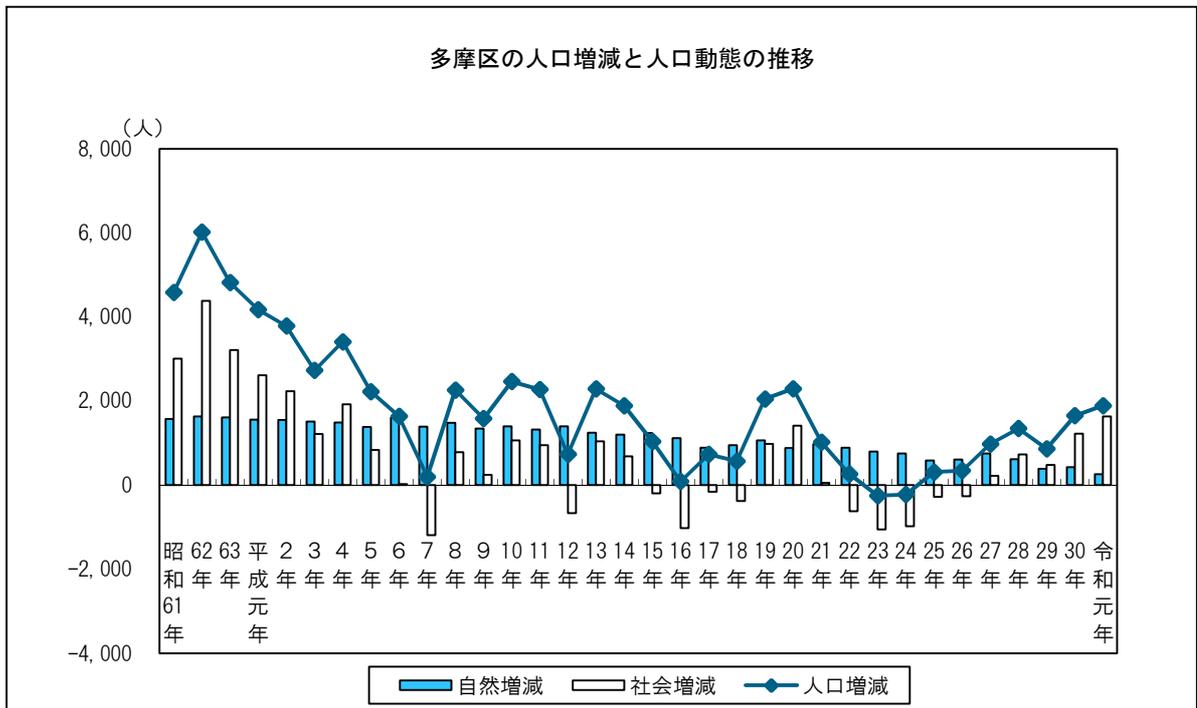


② 人口動態

自然増減は、年々減少しています。社会増減は、平成27年はマイナスとなっていますが、平成28年度以降プラスに転じ、令和元年には1,646人となっています。

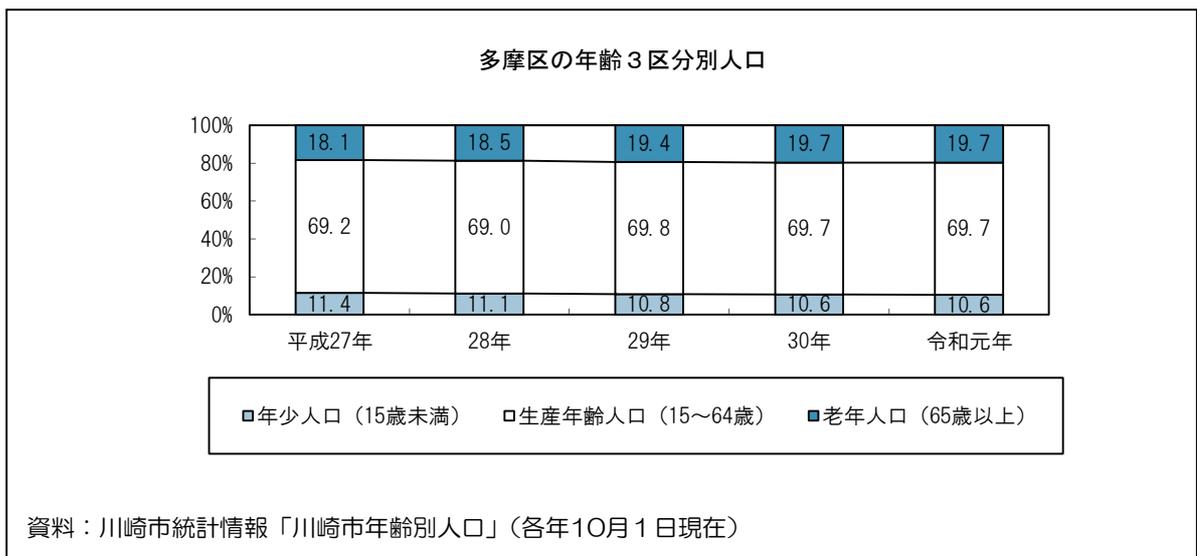


人口増減は、昭和62年に6,019人増となったのをピークに、平成23年と24年にはマイナスとなりましたが、25年以降再びプラスに転じ、増加傾向にあります。



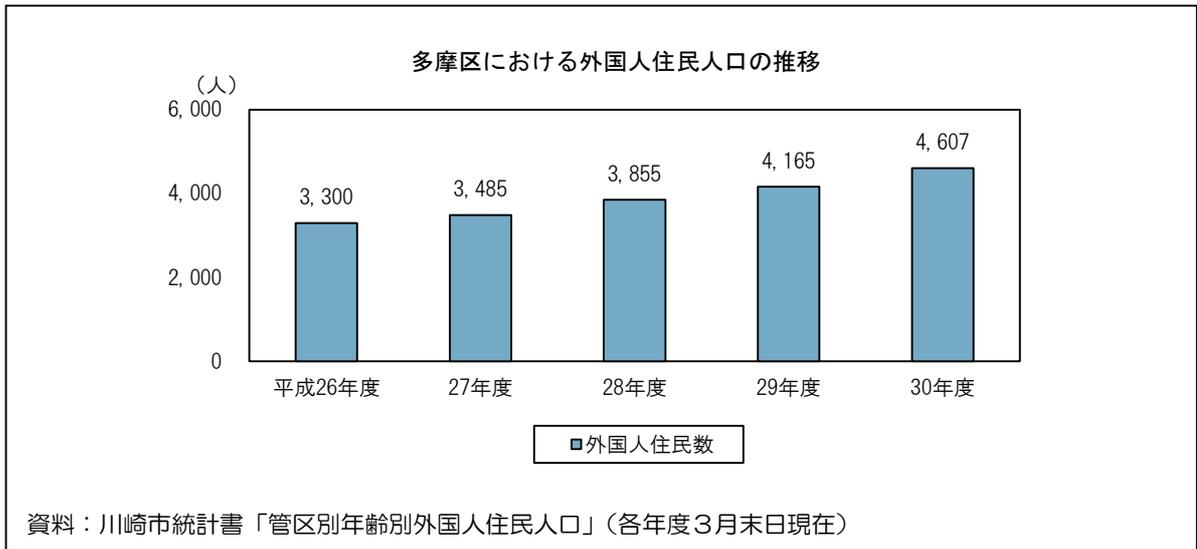
③ 年齢3区分別人口割合

令和元年の65歳以上の老年人口割合は19.7%と、平成27年に比べ1.6ポイント増加しています。年少人口割合は10.6%と減少傾向にあります。



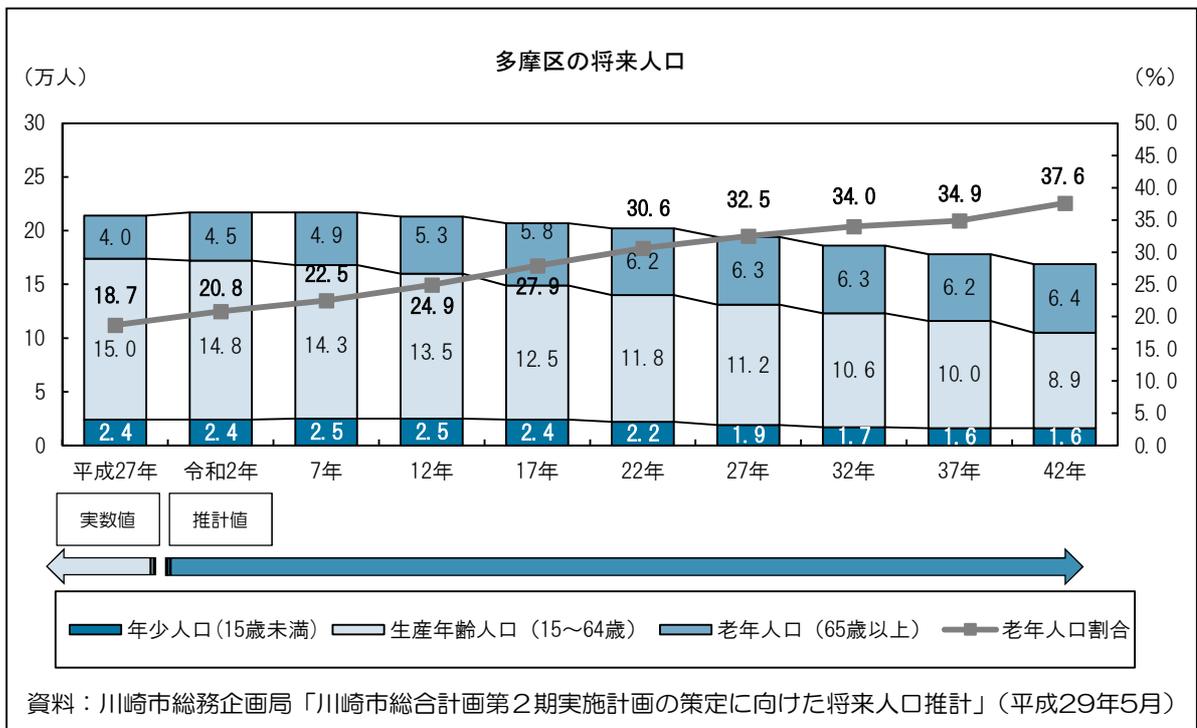
④ 外国人住民人口の推移

外国人住民人口は平成30年度は4,607人と、年々増加傾向となっています。



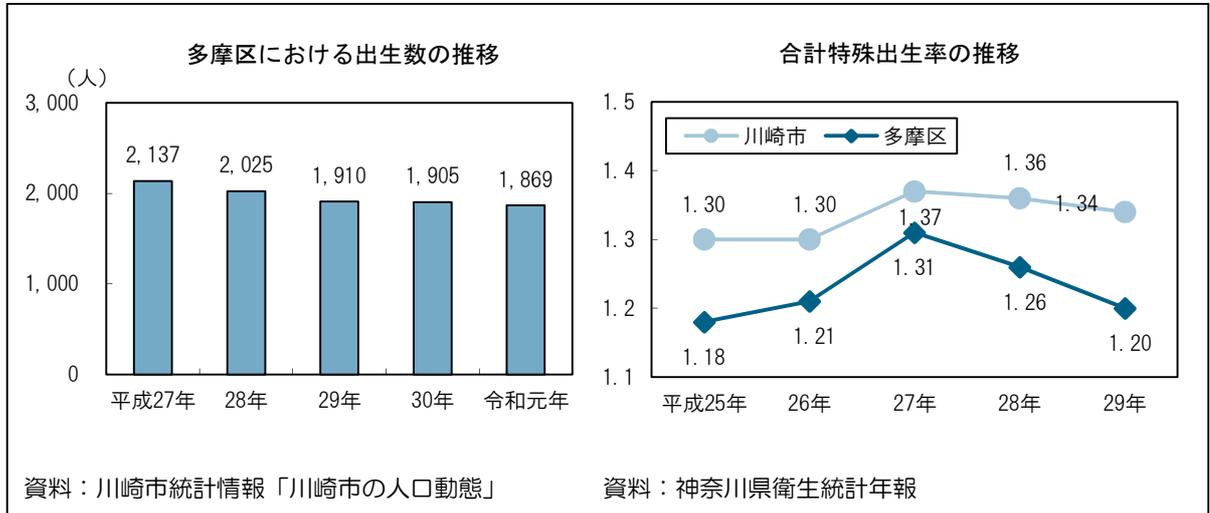
⑤ 将来人口推計

市内で最も早い令和2年に人口のピークを迎えるとされる多摩区は、生産年齢人口は既にピークを過ぎており、今後は減少傾向が続いていくと予想されます。さらに、令和2年には老年人口割合が20%を超え、超高齢社会に入ることが想定されています。



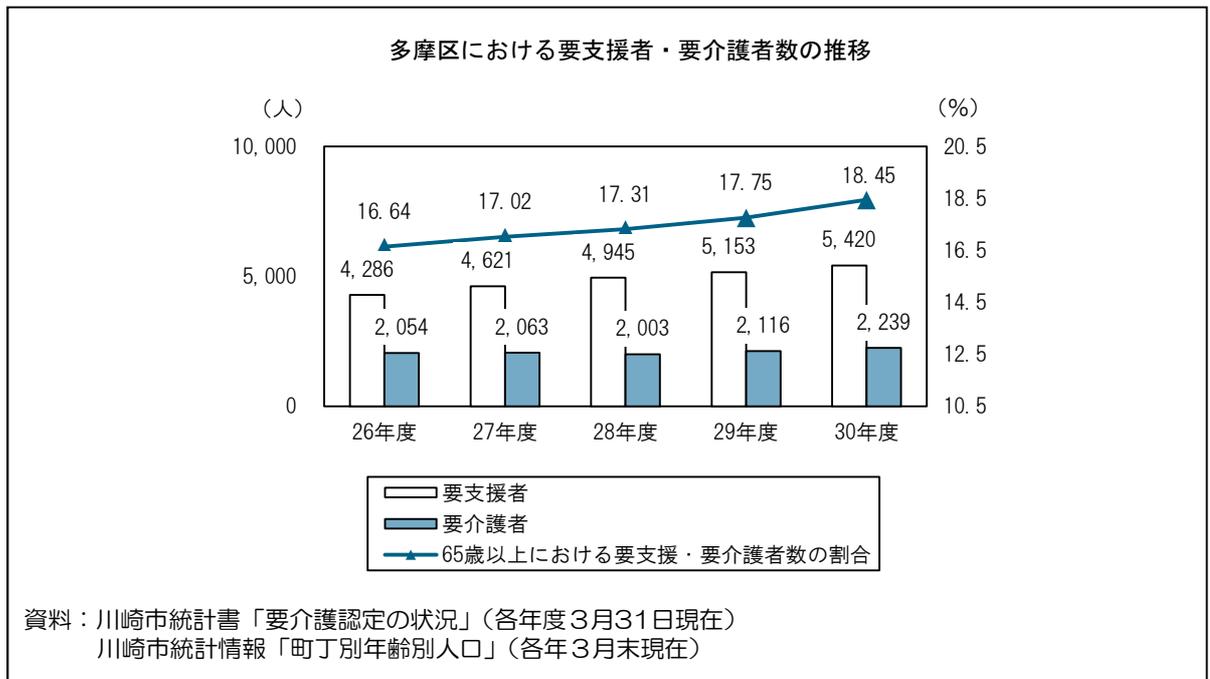
⑥ 出生数及び合計特殊出生率

出生数は平成27年から減少しており、合計特殊出生率は平成27年以降減少傾向となっています。



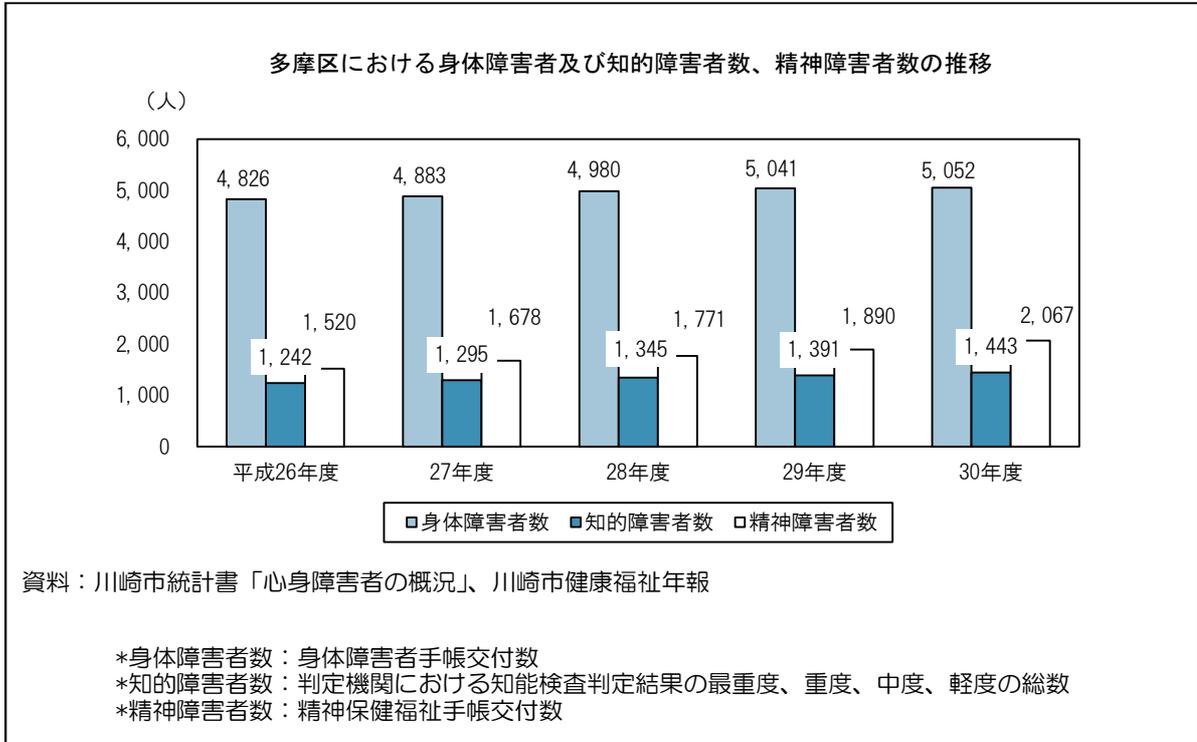
⑦ 要支援者・要介護者数（第1号被保険者）の推移

要支援者・要介護者はともに増え続け、平成30年度は、要支援者が2,239人、要介護者は5,420人となっています。65歳以上のおおよそ5人に1人を超える割合（18.71%）が要支援者または要介護者となっています。



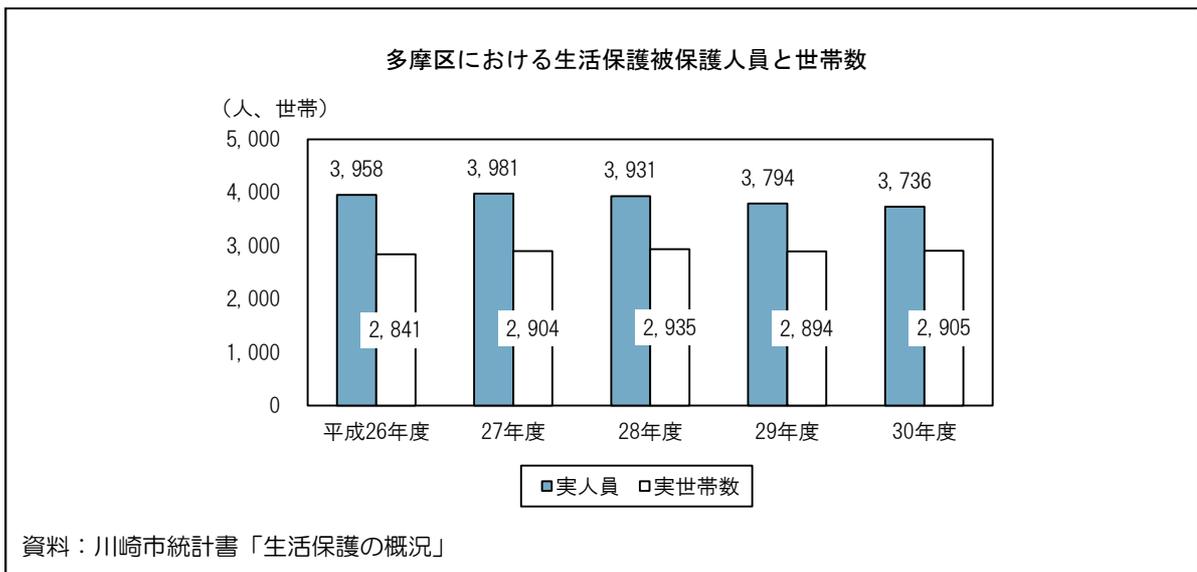
⑧ 身体障害者数・知的障害者数・精神障害者数

身体障害者数、知的障害者数、精神障害者数は増加傾向にあり、平成30年度は、身体障害者が5,052人、知的障害者が1,443人、精神障害者が2,067人となっています。



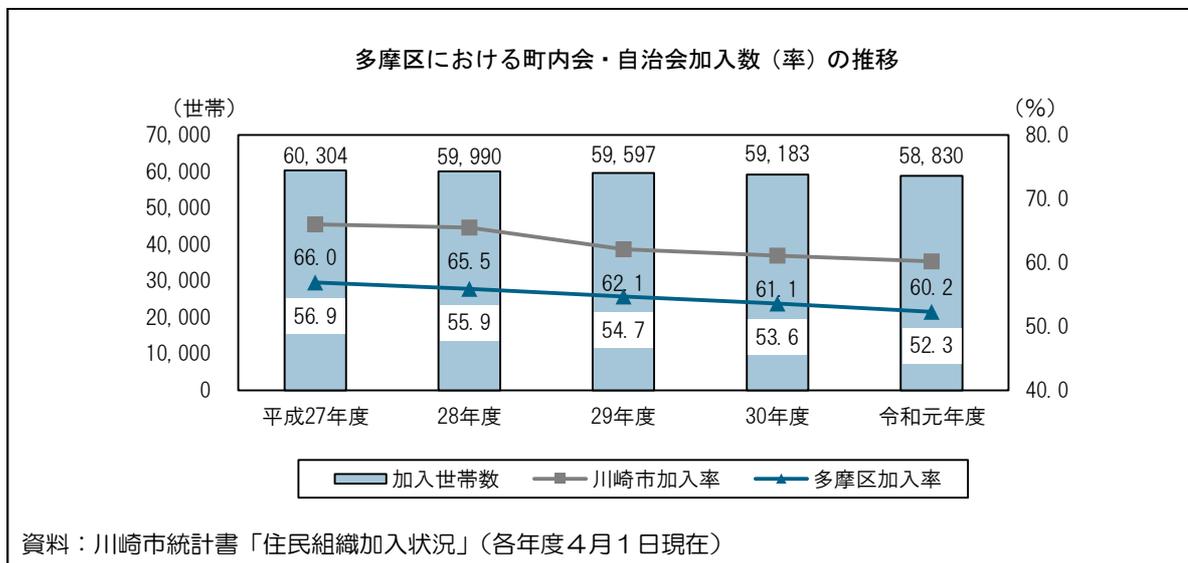
⑨ 生活保護被保護人員・世帯数

生活保護被保護人員・世帯数は平成27年度以降減少しています。平成30年度には、実人員が3,736人、実世帯数が2,905世帯となっています。



⑩ 町内会・自治会への加入

町内会・自治会への加入世帯数は令和元年度は58,830世帯で、加入率は52.3%となっています。加入率は、年々減少傾向となっています。



⑪ 医療施設

多摩区の医療施設の総数は、231と7区で4番目に多くなっています。一方で、病床の総数は841と2番目に少なくなっています。

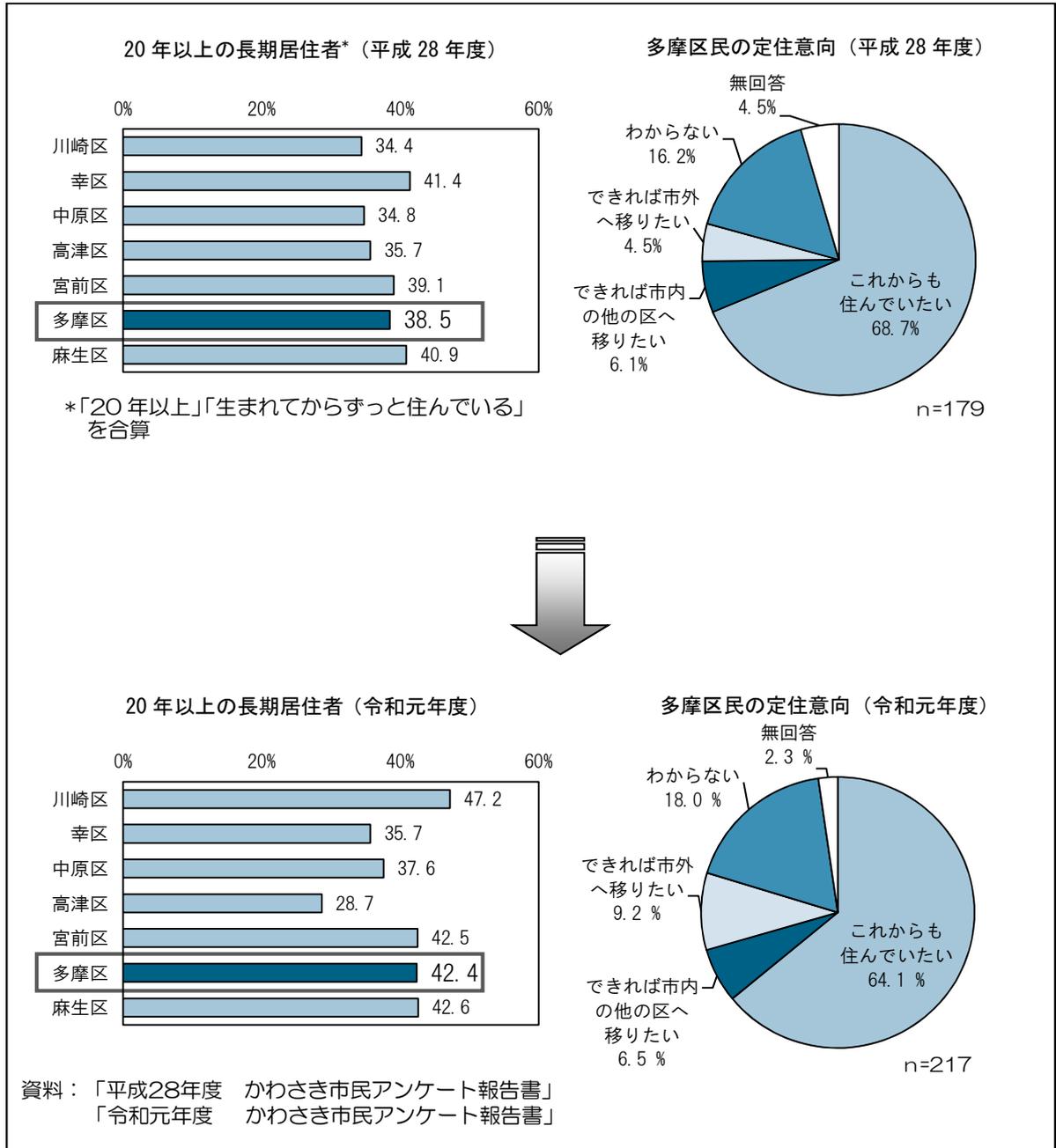
多摩区における医療施設数等（平成30年）

保健所別	総数		病院		一般診療所				歯科診療所施設数
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設総数	有床		無床	
						施設数	病床数	施設数	
川崎	302	2712	10	2686	161	5	26	156	131
幸	213	701	4	657	124	4	44	120	85
中原	379	1742	5	1687	197	4	55	193	177
高津	246	1370	5	1308	137	5	62	132	104
宮前	229	1901	4	1874	129	2	27	127	96
多摩	235	841	3	816	138	2	25	136	94
麻生	230	1857	8	1787	133	6	70	127	89

資料：川崎市統計書「医療施設」

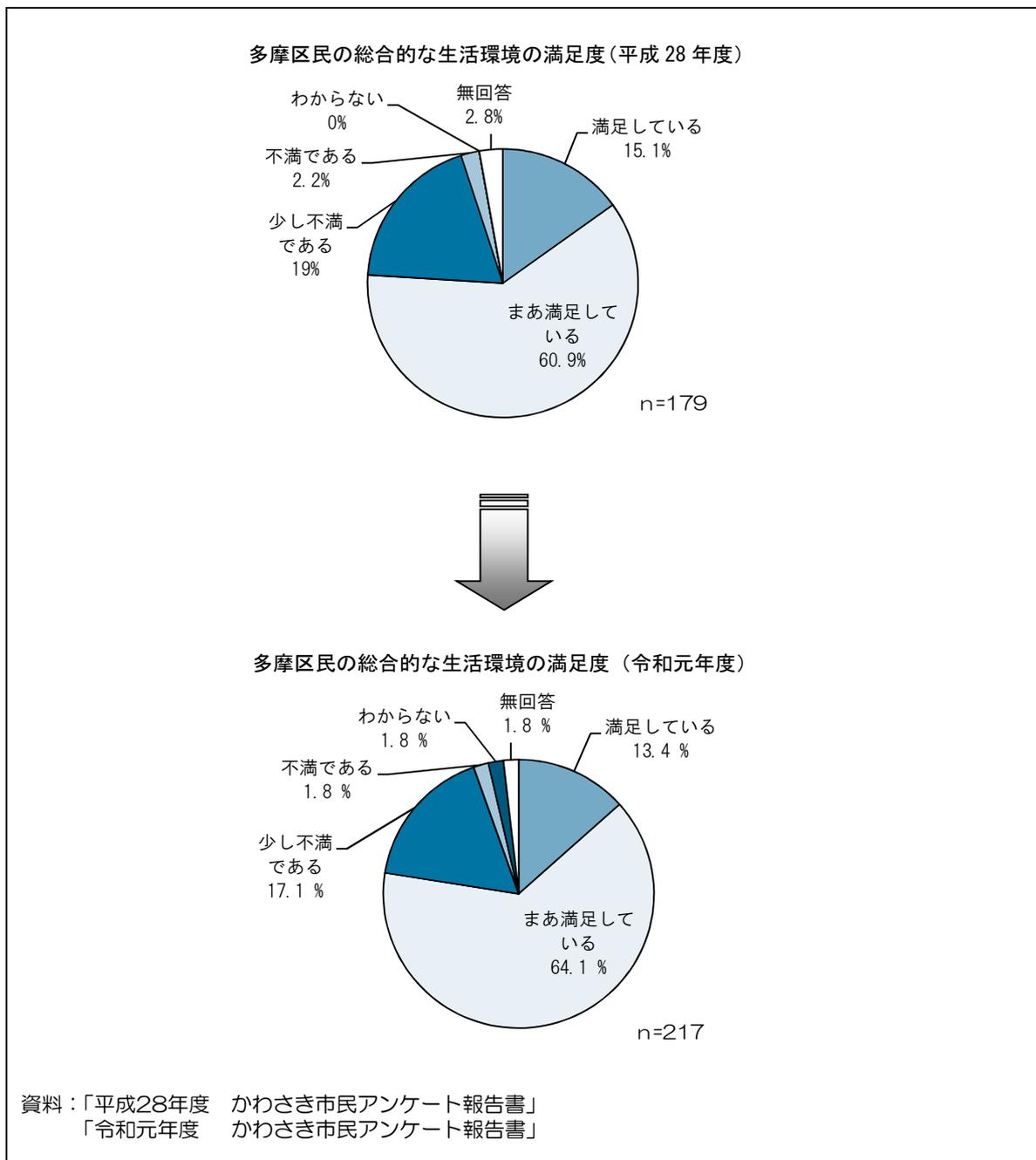
⑫ 居住年数と定住意向

令和元年度の長期居住者の割合は42.4%と、平成28年度に比べ3.9ポイント増加しています。一方、「これからも住んでいたい」という人の割合は4.6ポイント減少しています。



⑬ 総合的な生活環境の満足度

総合的な生活環境の満足度は、「満足している」と「まあ満足している」と合わせると、令和元年度は77.5%と、28年度に比べ1.5ポイント増加しています。



3 多摩区地域福祉施設マップ

行政機関・福祉機関等

◆ 行政機関・福祉機関等

名称	住所
1 多摩区総合庁舎 (多摩区役所、多摩市民館、多摩図書館)	登戸 1775-1
2 多摩区社会福祉協議会	登戸 1891 3F
3 多摩区役所生田出張所	生田 7-16-1

高齢者に関する施設

■ 地域包括支援センター

名称	住所
1 長沢壮寿の里	長沢 2-11-1
2 多摩川の里	中野島 6-13-5
3 菅の里	菅北浦 3-10-20
4 太陽の園	栗谷 2-16-6
5 しゅくがわら	宿河原 6-20-19
6 よみうりランド花ハウス	菅仙谷 4-1-4
7 登戸	登戸 1763 2F

■ いこいの家

名称	住所
1 登戸	登戸新町 237
2 菅	菅北浦 3-11-1
3 錦ヶ丘	栗谷 3-28-2
4 長尾	長尾 1-12-7
5 枅形	枅形 6-3-1
6 中野島	中野島 6-26-7
7 南菅	菅馬場 3-26-1

□ いきいきセンター（老人福祉センター）

名称	住所
1 多摩いきいきセンター	中野島 5-2-30

▲ 計画相談支援事業所

名称	住所
1 地域生活支援センター ホルト・長沢	長沢 1-5-14
2 相談支援センター ドリーム	長沢 4-2-9-403
3 地域活動支援センター 紙ひこうき	登戸 2341-1
4 相談支援センター 「GDPかわさき」	登戸 2974-1 1F
5 フルライフスマートケア川崎 北部	中野島 6-6-8
6 おんりいわん	南生田 5-4-16
7 相談支援みち	南生田 5-7-4

障害者に関する施設

▲ 身体障害者福祉センター

名称	住所
1 多摩川の里身体障害者福祉会館	中野島 6-13-5

▲ 障害者相談支援センター

名称	住所
1 たま基幹相談支援センター	登戸 495-3
2 地域相談支援センター いろはにこんぺいとう	中野島 4-19-14-101
3 地域相談支援センタードルチェ	中野島 2-6-7-103
4 地域相談支援センターアベク	長沢 1-19-1-101

△ 児童発達支援

名称	住所
1 サポートセンター Rond	登戸 2954-3
2 児童デイサービス・ドリーム	南生田 4-12-3
3 フルライフスマートケア川崎 北部	中野島 6-6-8
4 こどもサポート教室「きらり」 稲田堤校	宿河原 3-14-5
5 児童発達支援 みずたま	宿河原 4-25-1 1F2号室
6 ラ・オハナ	西生田 2-14-21 2F201

子どもに関する施設

● 子ども文化センター

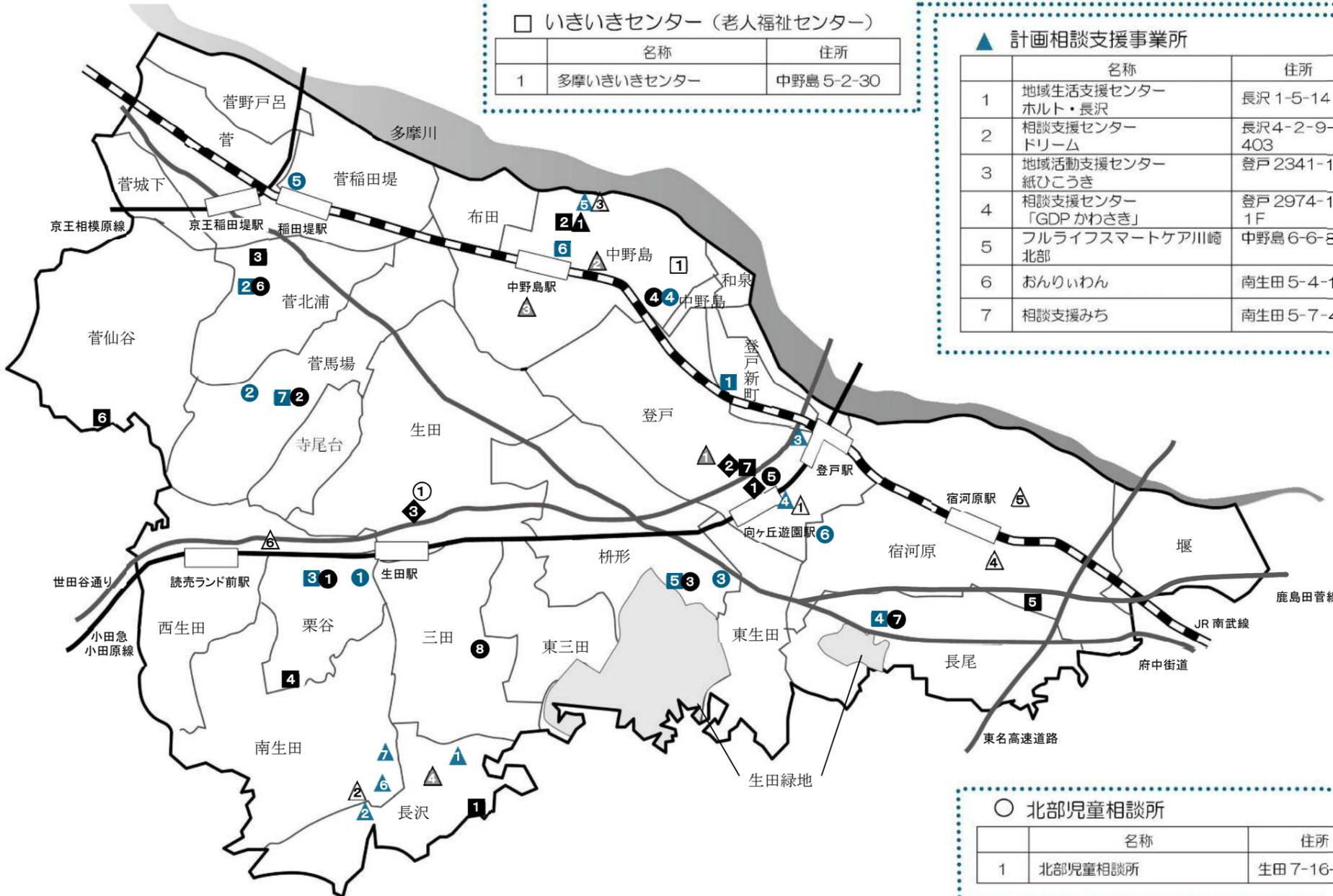
名称	住所
1 錦ヶ丘	栗谷 3-28-2
2 南菅	菅馬場 3-26-1
3 枅形	枅形 6-3-1
4 中野島	中野島 4-22-7
5 すかいぎっす	登戸 2249-1
6 菅	菅北浦 3-11-1
7 長尾	長尾 1-12-7
8 三田	三田 3-7-4

● 地域子育て支援センター

名称	住所
1 にしきがおか（児童館型）	栗谷 3-28-2
2 みなみすげ（児童館型）	菅馬場 3-26-1
3 ますがた（児童館型）	枅形 6-3-1
4 なかのしま（児童館型）	中野島 4-22-7
5 宙（そら）	菅稲田堤 1-17-25
6 西しゅくマーノ	宿河原 2-19-6

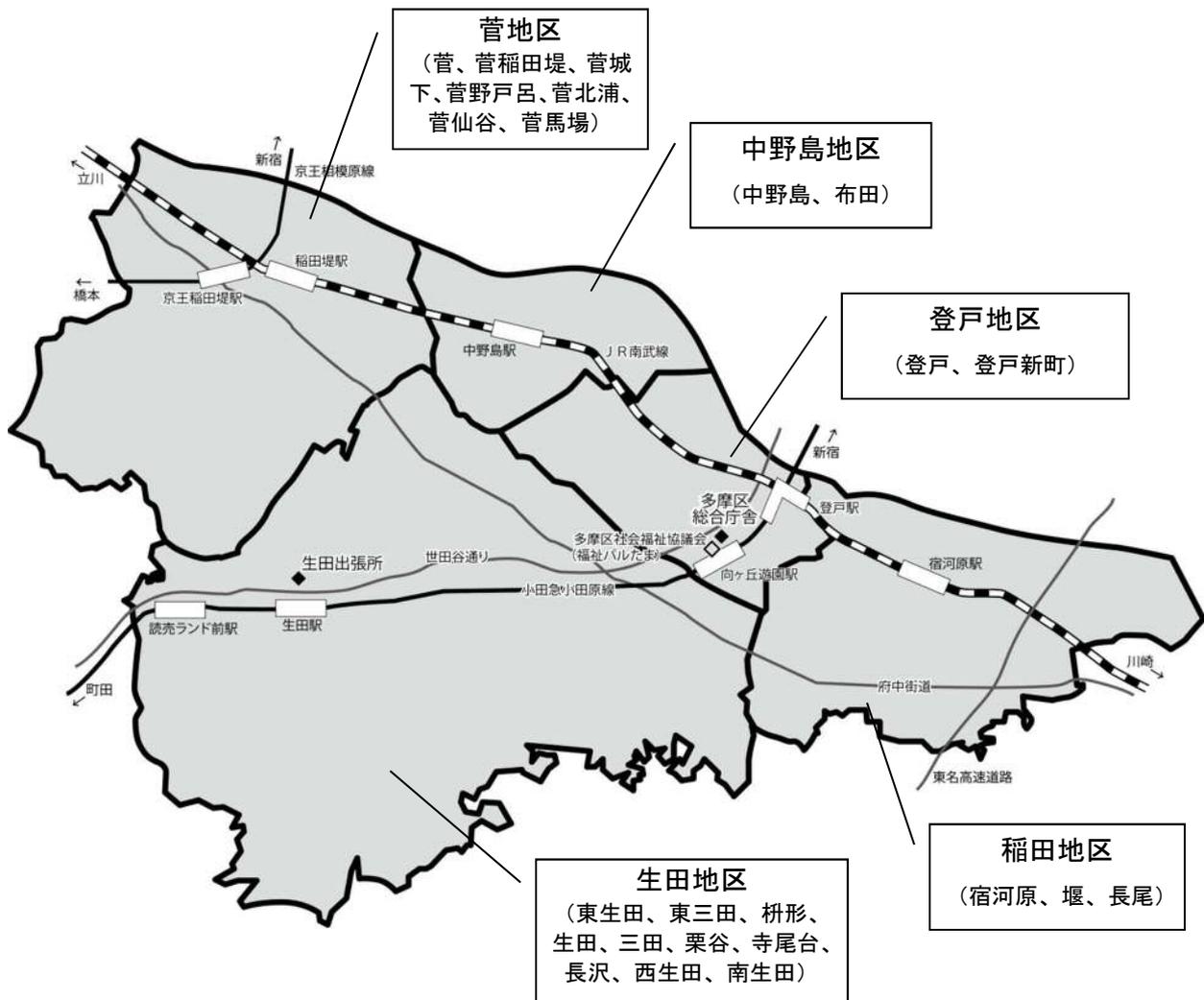
○ 北部児童相談所

名称	住所
1 北部児童相談所	生田 7-16-2



4 地区の概況

多摩区には、小学校区（14地区）、中学校区（7地区）、地区民生委員児童委員協議会の区域（8地区）、地区社会福祉協議会の区域（5地区）、地域包括支援センターの区域（7地区）等、様々な区域が存在します。ここでは地区社会福祉協議会の5地区に分けて概況を整理しました。地区の名前も地区社会福祉協議会と同様の名称とします。



●地区データ：「川崎市の統計情報 川崎市町丁別世帯数・人口 川崎市町丁別年齢別人口」を基に作成

●地区で行われている保健福祉活動：広く区民を対象とする活動

「社協」：社会福祉協議会、「民児協」：民生委員児童委員協議会、「包括C」：地域包括支援センター、「こ文」：こども文化センター、「子育て支援C」：地域子育て支援センター

●特定非営利活動法人：主たる事務所の所在地が川崎市多摩区にある特定非営利活動法人のうち、活動分野が「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」、「子どもの健全育成を図る活動」、「前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」に該当するもの

(参考) 内閣府NPOホームページ <https://www.npo-homepage.go.jp/>

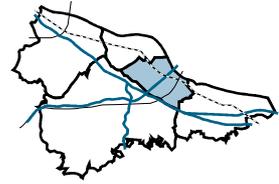
神奈川県NPO・ボランティアホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/life/1/16/85/>

川崎市NPO法人関連ホームページ <http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/32-7-6-0-0-0-0-0-0.html>

(1) 登戸地区

地区内の町丁名

登戸、登戸新町



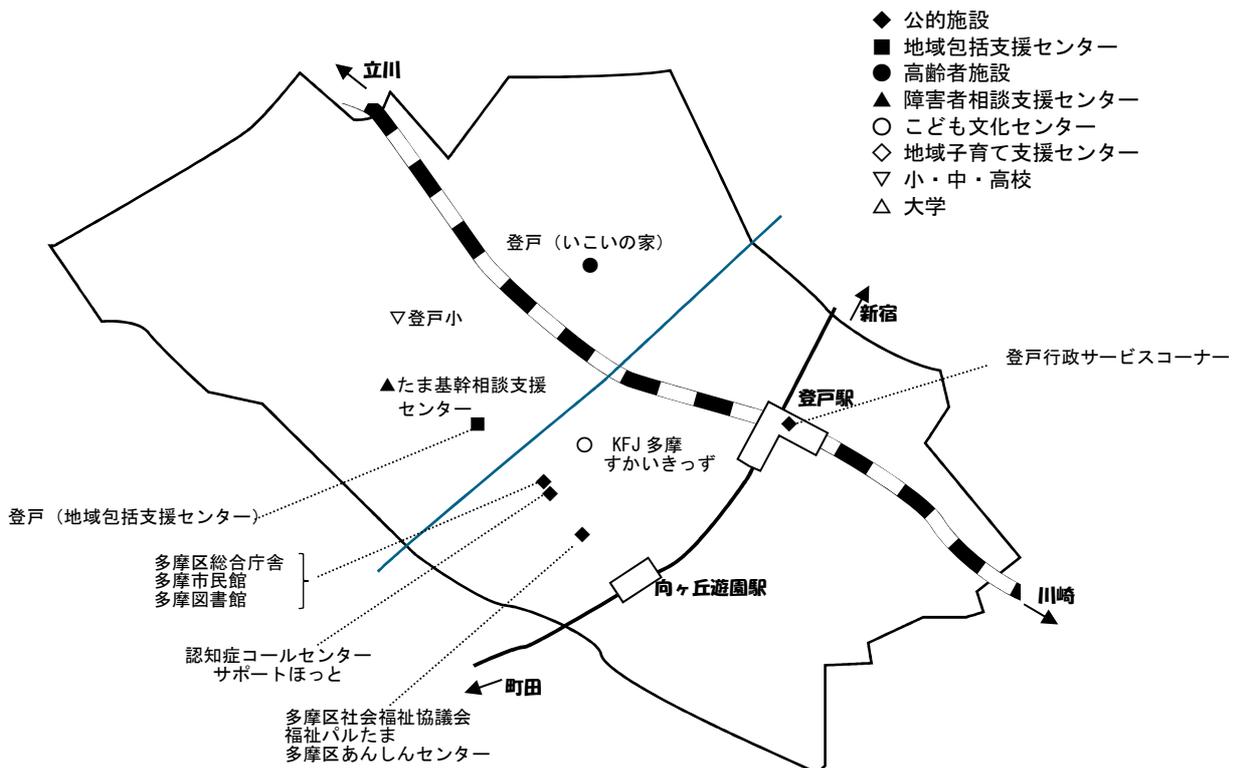
■ 地区の概況

登戸地区は、多摩区の北東部に位置し多摩川を境に東京都狛江市と接しています。JR南武線登戸駅、小田急小田原線登戸駅、小田急小田原線向ヶ丘遊園駅があることから、交通の便が良く、多摩区総合庁舎や多摩区社会福祉協議会等、公的機関があります。平坦な地形であり、アパートやマンションが多い地域です。また、地区内の小田急線と世田谷通りの間では登戸土地区画整理事業が進められており、平成38(2026)年度末に工事が完了する予定です。

■ 地区データ

人口	27,414人	0~14歳人口	2,700人
世帯数	16,393世帯	15~64歳人口	20,728人
高齢化率(65歳以上)	15.0%	65歳以上人口	3,986人

令和2年3月末現在



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分	名称
主な公的施設	多摩区総合庁舎 (多摩区役所、多摩市民館、多摩図書館)、登戸行政サービスコーナー、保健福祉センター
	多摩区社会福祉協議会
	福祉バルたま
	多摩区あんしんセンター
高齢者施設	地域包括支援センター 登戸
	いこいの家 登戸
障害者施設	障害者相談支援センター たま基幹相談支援センター
	地域活動支援センター 川崎きた作業所、紙ひこうき、多摩ワークショップ、いっぽ舎、相談センター「GDPかわさき」、クラフトヌプリトック
	計画相談支援事業所 紙ひこうき、相談センター「GDPかわさき」
	指定障害福祉サービス事業所 KFJ多摩はなみずき、サポートセンター Rond、KFJ多摩はなもも、はっぴわーく、アバンセ
	短期入所事業所 サポートセンター Rond、ひまわり荘
	日中一時支援事業 サポートセンター Rond
	障害児・者一時預かり まんぼう
	障害児相談支援 サポートセンター Rond
	児童発達支援 サポートセンター Rond
放課後等デイサービス フュースマイル川崎、ハッピーテラス登戸教室	

区分	名称
こども文化センター	KFJ多摩すかいきっず
認可保育所・幼稚園	稲田保育園、KFJ多摩なのはな保育園、ぶどうの実登戸園、アスク向ヶ丘遊園北保育園、にじいろ保育園登戸、のぼりっこ保育園、ココファン・ナーサリー登戸、クリアナーサリー向ヶ丘遊園、天才キッズクラブ楽学館登戸園、登戸ゆりのき保育園、サンライズ向ヶ丘遊園保育園、「このころの花」ほいくえん登戸駅前、ゆりの花保育園
	玉川幼稚園、丸山幼稚園
小・中・高校	登戸小学校
NPO法人	クリスタルプラザ、ほっとハンド、たま・あさお精神保健福祉をすすめる会、多摩食事サービスW. Cおかりん、療育ねっとわーく川崎、多摩家事介護ワーカーズ・コレクティブくるみ、いっぽいっぽ、たすけあい多摩、織風会、川崎寺子屋食堂
公園・その他	登戸第1公園、登戸台和公園等 計14か所 川崎YMCA

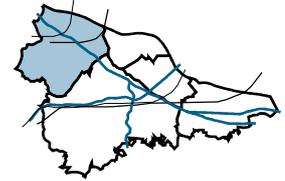
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動 (場所)
高齢者	【区社協】ミニデイ「にっこり会」 【地区社協】ふれあい型老人会食会 【区】いこい元気広場
障害者	【地区社協】クリスマス会、お楽しみ交流会
子育て	【登戸地区民児協】子育てサロン「ひよっこ」 【稲田東・登戸地区民児協】ママとあそぼうパパもね (すかいきっず) 【NPO】親子ひろば 【区】のぼりとママ's サロン、子育てひろば、外国人の子育てひろば、こつぶっこ
健康	【区】多摩区みんなの公園体操 (登戸稲荷神社)、多摩区いきいき体操 (登戸いこいの家、さくらホール)
その他	【区社協】登戸老人いこいの家「ふくし寄合処たま」 【地区社協】登戸福祉まつり、広報紙「のぼりと」発行、紙ひこうき大会の開催、七夕まつりの協力、節分祭の参加、登戸フェスティバルへの参加 (車いす体験、手話体験、紙ひこうき教室)、KFJ祭りへの参加と協力、社会を明るくする運動への協力

(2) 菅地区

地区内の町丁名

菅1～6丁目、菅稲田堤1～3丁目、菅城下、菅野戸呂、
菅北浦1～5丁目、菅仙谷1～4丁目、菅馬場1～4丁目



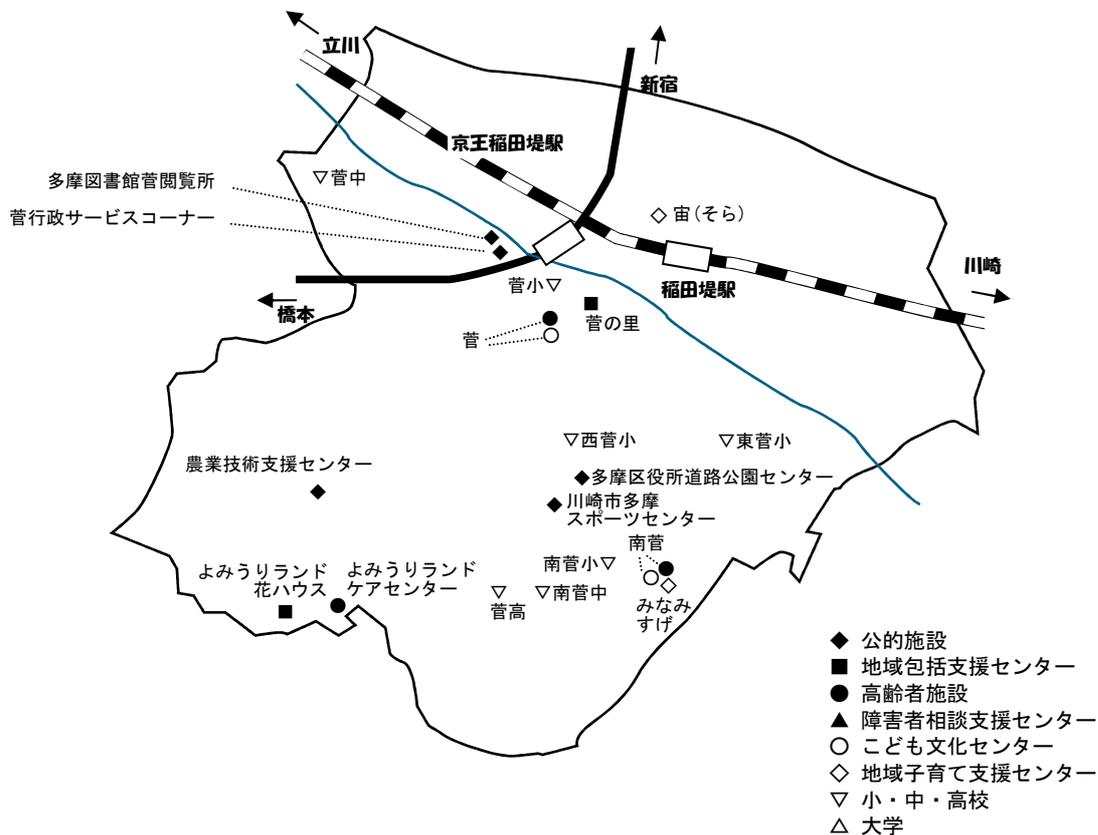
■ 地区の概況

菅地区は、多摩区の北西部に位置し、麻生区と東京都稲城市に隣接しています。地区北部は多摩川に接し、南部は丘陵部となっています。また、丘陵に沿って多摩川水系の支流三沢川が流れています。交通面では、JR南武線稲田堤駅と京王相模原線稲田堤駅があり、都心へのアクセスが便利です。平成23(2011)年には、「川崎市多摩スポーツセンター」がオープンしました。また、川崎農産物ブランドのひとつである「のらぼう菜」の産地としても有名です。

■ 地区データ

人口	43,935人	0～14歳人口	4,923人
世帯数	21,917世帯	15～64歳人口	30,515人
高齢化率(65歳以上)	19%	65歳以上人口	8,497人

令和2年3月末現在



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称
主な公的施設		多摩区役所道路公園センター、菅行政サービスコーナー、多摩図書館菅閲覧所、川崎市多摩スポーツセンター、農業技術支援センター
高齢者施設	地域包括支援センター	菅の里、よみうりランド花ハウス
	いこいの家	菅、南菅
	特別養護老人ホーム	菅の里、よみうりランド花ハウス、花ハウスすみれ館
	介護老人保健施設	よみうりランドケアセンター
障害者施設	指定障害福祉サービス事業所	はぐるま共同作業所
	障害児・者一時預かり	ぐんぐん
	児童発達支援	こどもサポート教室「きらり」稲田堤校
	放課後等デイサービス	こどもサポート教室「きらり」稲田堤校、ウイング多摩
こども文化センター		菅、南菅
地域子育て支援センター		宙（そら）、みなみすげ

区分	名称
認可保育所・幼稚園	菅保育園、厚生館愛児園、なごみ保育園、星の子愛児園、至誠館なしのはな保育園、ういず稲田堤保育園、第2くまのこ園、のらぼう愛児園、菅の子愛児園、にじいろ保育園稲田堤、星の子くるみ保育園、こころ保育室 菅幼稚園、東菅幼稚園
小・中・高校	菅小学校、東菅小学校、南菅小学校、西菅小学校 菅中学校、南菅中学校
	県立菅高校
NPO法人	てんくう舎、おおすみ、まめな人生、PRIC JAPAN BEAUTY すくすく、さしす
公園	稲田公園、多摩川緑地菅地区、西菅公園等計30か所

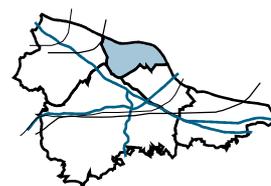
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動 (場所)
高齢者	<p>【区社協】ミニデイ「ありのみ会」</p> <p>【地区社協】一人暮らし高齢者への年賀状送付、講演会、一人暮らし老人会食会</p> <p>【区社協・地区社協】いこいの家まつり（講座発表会）の開催</p> <p>【包括C】介護予防教室</p> <p>【区】いこい元気広場</p> <p>【他】ミニデイ「いずみ」</p>
障害者	<p>【地区社協】小中学校での疑似体験</p>
子育て	<p>【地区社協】講演会、親子体操教室、講習会、「チューリップの会」への協力、親子探検隊</p> <p>【菅第2地区民児協】下校時・祭礼時パトロール</p> <p>【菅第1・2地区民児協】ママとあそぼうパパもね（菅こ文）</p> <p>【子育て支援C】相談、講座、情報・遊び場提供等</p> <p>【NPO】ファミリーサロン</p> <p>【区】菅ママ'sサロン</p> <p>【他】教会の親子ひろば「おさかなクラブ」、かもめグループ、にこにこひろば、こどものうち（こんふおーる）おしゃべりサロン</p>
健康	<p>【区】多摩区みんなの公園体操（菅芝間こども公園、稲田公園、菅第3公園、菅仙谷公園、菅馬場公園、菅なかよし公園）、多摩区いきいき体操（菅いこいの家、菅住宅集会所、ふじのき台団地集会所、南菅いこいの家、小嶋宅※菅仙谷いきいき体操）</p>
その他	<p>【区社協】南菅老人いこいの家「ふくし寄合処たま」</p> <p>【地区社協】社会福祉のつどい、広報紙「菅社協だより」発行、中学校での体験学習、福祉標語看板の維持・管理</p> <p>【菅第1地区民児協】小中学校長と民生委員児童委員の懇談会、菅小学生徒との給食懇談会</p> <p>【菅第2地区民児協】小中学校と民生委員児童委員の懇談会（南菅中学校区内）</p>

(3) 中野島地区

地区内の町丁名

中野島、中野島1～6丁目、布田



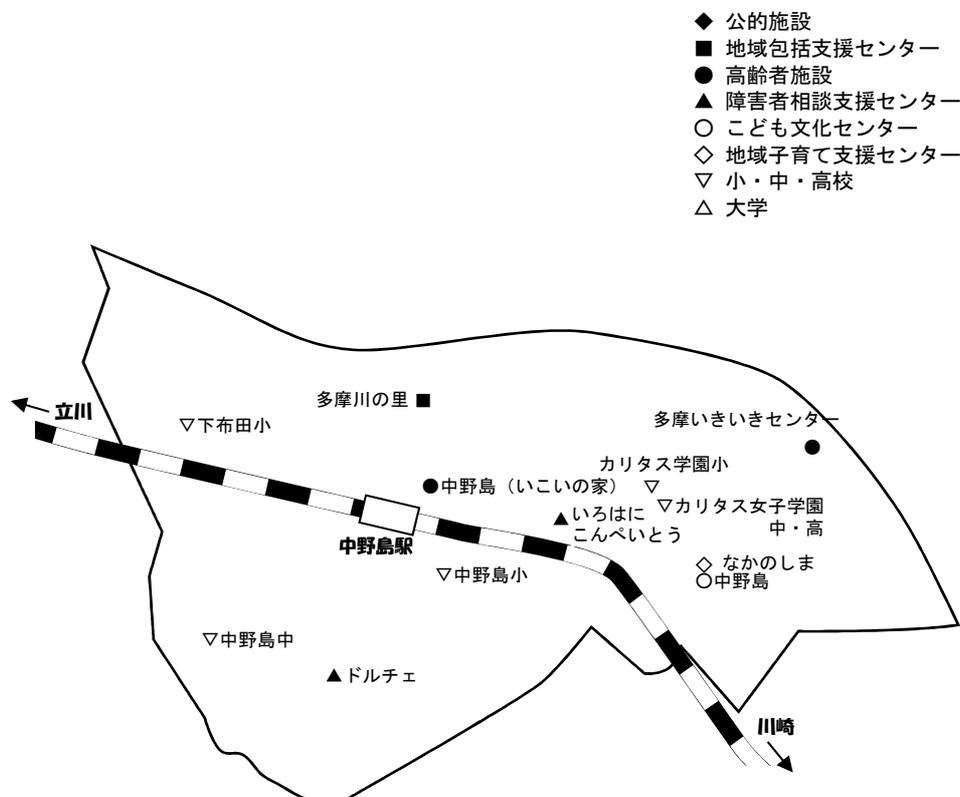
■ 地区の概況

中野島地区は、多摩区の中心から北部に位置し多摩川に接しています。地区の中心にJR南武線中野島駅があり、駅周辺には商店が広がるほか、梨畑も残っています。また、様々な団体が参加する大きな音楽イベントがあります。

■ 地区データ

人口	23,185人	0～14歳人口	2,477人
世帯数	11,666世帯	15～64歳人口	15,518人
高齢化率（65歳以上）	22%	65歳以上人口	5,190人

令和2年3月末現在



■ 地区内の保健福祉活動資源

	区分	名称
高齢者施設	地域包括支援センター	多摩川の里
	いこいの家	中野島
	いきいきセンター (老人福祉センター)	多摩いきいきセンター
	特別養護老人ホーム	多摩川の里
障害者施設	障害者相談支援センター	地域相談支援センター いろはにこんぺいと う、地域相談支援セン タードルチェ
	身体障害者福祉センター	多摩川の里身体障害者 福祉会館
	計画相談支援事業所	フルライフスマートケ ア川崎北部
	指定障害福祉サービス 事業所	多摩川あゆ工房、あゆ クリーンサービス、は ぐるま営工舎、多摩川 の里身体障害者福祉会 館、あかね
	障害児相談支援	フルライフスマートケ ア川崎北部
	児童発達支援	
	放課後等 デイサービス	
こども文化センター	中野島	
地域子育て支援センター	なかのしま	

区分	名称
認可保育所・幼稚園	中野島のはら保育園、なか のしまのぞみ保育園、中野 島フレンズ保育園、ハグ ミー・ナーサリー、さくら 保育室、ウィズブック保 育園中野島、第三ゆりの花保 育園
	中野島幼稚園、カリタス幼 稚園
小・中・高校	中野島小学校、下布田小学 校、カリタス学園小学校
	中野島中学校、カリタス女 子学園中学校
	カリタス女子学園高校
NPO法人	ままとんきっず、中野島総 合型スポーツクラブビル ネ、たまふくし協力会
公園	中野島石河原公園、上布田 公園、中野島中河原公園等 計10か所

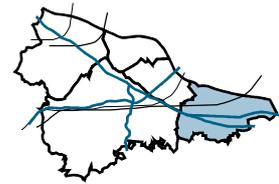
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動 (場所)
高齢者	【区社協】 ミニデイケア「たんぽぽ」 【地区社協】 一人暮らし高齢者への年賀状送付、一人暮らし老人会食会 【区社協・地区社協】 いこいの家まつり（講座発表会）の開催 【包括C】 多摩川健康ウォーキング、中野島クラブ 【区】 いこい元気広場
障害者	【地区社協】 障害疑似体験講座 【他】 地域リハビリ「多摩みのりの会」
子育て	【地区社協】 親子体操教室、幼児のつどい、中野島中学校文化祭への協力、子育て講演会 【稲田中野島地区民児協】 子育てサロン「バンビ」、声かけ運動、安全パトロール 【子育て支援C】 相談、講座、情報・遊び場提供等 【他】 ままとんサロン、子育て広場「'ばぶちゃん' S」、あかちゃんクラブ
健康	【区】 多摩区みんなの公園体操（下布田公園、中野島中河原公園、中野島石河原公園、中野島二ヶ領公園） 多摩区いきいき体操（中野島団地集会所、中野島こども文化センター、多摩いきいきセンター）
その他	【区社協】 中野島老人いこいの家「ふくし寄合処たま」 【地区社協】 社会福祉のつどい、広報紙「なかのしま」発行、社会を明るくする運動への協力、心の癒しコンサート、講演会、福祉標語看板の管理

(4) 稲田地区

地区内の町丁名

宿河原1～7丁目、堰1～3丁目、長尾1～7丁目



■ 地区の概況

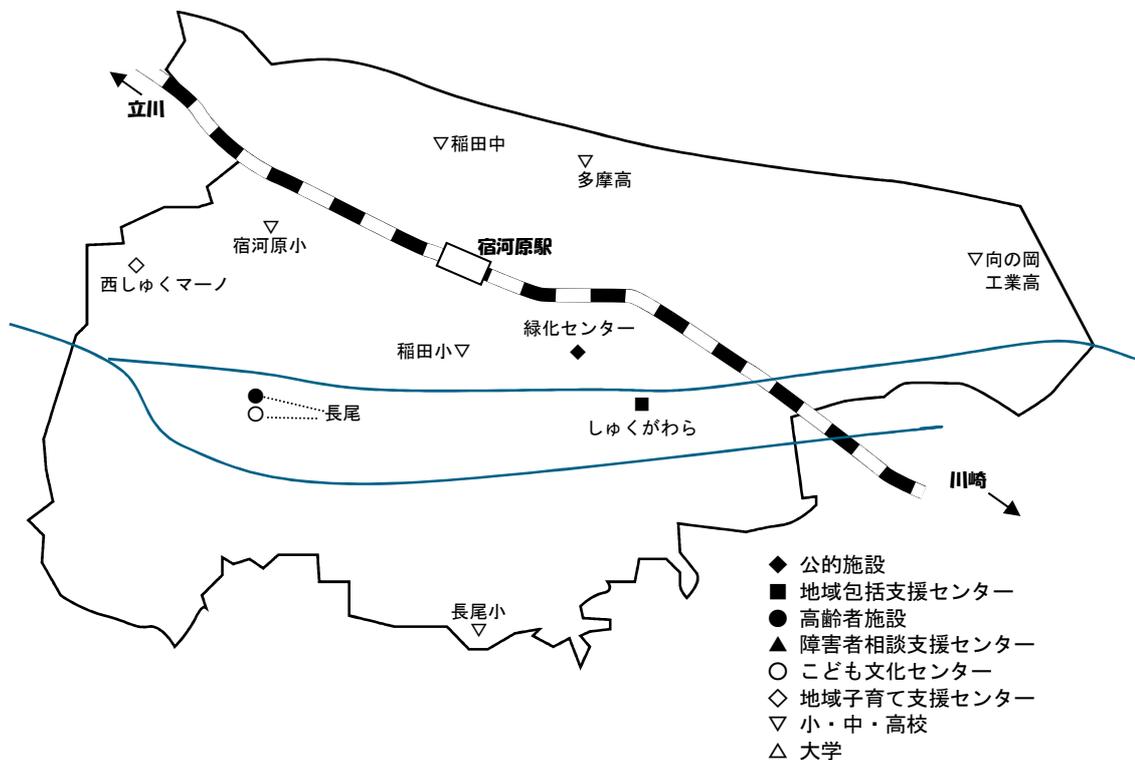
稲田地区は、多摩区の東部に位置し、地区の中心にJR南武線宿河原駅があります。また、北側は多摩川、東側は高津区、南側は宮前区と接しており、新しいマンション等への若年層の転入者と高齢者が混在した地域です。

地区内を、桜の名所である「ニヶ領用水」が流れており、周辺には緑化センターや多摩川の情報発信や市民活動の拠点施設である「ニヶ領せせらぎ館」があります。ニヶ領用水（新川）の南側には丘陵が広がり、「あじさい寺」として有名な妙楽寺やばら園があります。また、平成23（2011）年には、「藤子・F・不二雄ミュージアム」がオープンしました。

■ 地区データ

人口	42,294人	0～14歳人口	4,862人
世帯数	21,998世帯	15～64歳人口	29,256人
高齢化率（65歳以上）	19%	65歳以上人口	8,176人

令和2年3月末現在



■ 地区内の保健福祉活動資源

区分		名称	区分	名称
主な公的施設		緑化センター	高齢者施設	認可保育所・幼稚園 西しゅくマーノ保育園、龍 敵寺保育園、ひばり保 育園、ひばりっこくらぶ保 育園、そらまめ保育園、う いす宿河原保育園、こひば り保育園、宿河原もりのこ 保育園、アスク宿河原保 育園、アスク向丘遊園南保 育園、保育園アリス宿河原、 すみれいる保育園、宿河原 すみれの花保育園、くじこ のはら保育園、のどか保育 室
高 齢 者 施 設	地域包括支援 センター	しゅくがわら		
	いこいの家	長尾		
特別養護老人ホーム		しゅくがわら、ヴィ ラージュ川崎	玉幼稚園、桐光学園みどり 幼稚園、宿河原幼稚園、川 崎若葉幼稚園	
障 害 者 施 設	地域活動支援 センター	工房和丘	小・中・高校	稲田小学校、宿河原小学 校、長尾小学校
	障害児・者一時預かり	日中一時支援 あおぞ ら		
	児童発達支援	児童発達支援あおぞ ら、児童発達支援みず たま		
	放課後等 デイサービス	放課後等デイサービス あおぞら5、放課後等デ イサービスCOCOFUL 宿河原教室、放課後等 デイサービス みずた ま		
こども文化センター		長尾	NPO法人	虹をさがす会、赤いふうせ ん
地域子育て支援センター		西しゅくマーノ	公園	ふじやま遺跡公園、宿河原 わんぱく公園、東名壠第2 公園等 計30か所

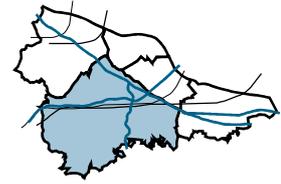
■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動 (場所)
高齢者	【区社協】 ミニデイケアかざぐるま 【区社協・地区社協】 いこいの家まつり（講座発表会）の開催 【地区社協、稲田東地区民児協】 一人暮らし老人会食会 【包括C】 しゅくがわらサロン 【他】 サロン竹の会、ほがらか会 【区】 いこい元気広場
障害者	【地区社協】 バスハイク・クリスマス会の開催 【地区社協・区】 脳血管障害者リハビリ教室、地域リハビリ「長尾みのりの会」 【他】 LPD友の会
子育て	【区社協】 ふれあい子育てサロン「いちにのさん！」 【子育て支援C】 相談、講座、情報・遊び場提供等 【区】 長尾親と子のひろば 【他】 多摩川幼児サロン、リフレッシュサロンひらけ！ごま
健康	【他】 メソンドール多摩川介護予防教室、コロバーヌの会 【区】 多摩区みんなの公園体操（東名堰第2公園、宿河原南公園、宿河原本村公園、宿河原あおぞら公園、宿河原わんぱく公園、東名宿河原第2公園、堰稲荷神社） 多摩区いきいき体操（メソンドール多摩川集会所、宿河原東住宅集会所、多摩新町自治会館、長尾いこいの家）
その他	【地区社協】 地域福祉のつどい、広報紙「いなだ地区社協」発行、社会を明るくする運動への協力 【稲田東地区民児協】 囲碁・将棋ならべよう会

(5) 生田地区

地区内の町丁名

東生田1～4丁目、東三田1～3丁目、枳形1～7丁目、
 生田1～8丁目、三田1～5丁目、栗谷1～4丁目、
 寺尾台1、2丁目、長沢1～4丁目、西生田1～5丁目、
 南生田1～8丁目



■ 地区の概況

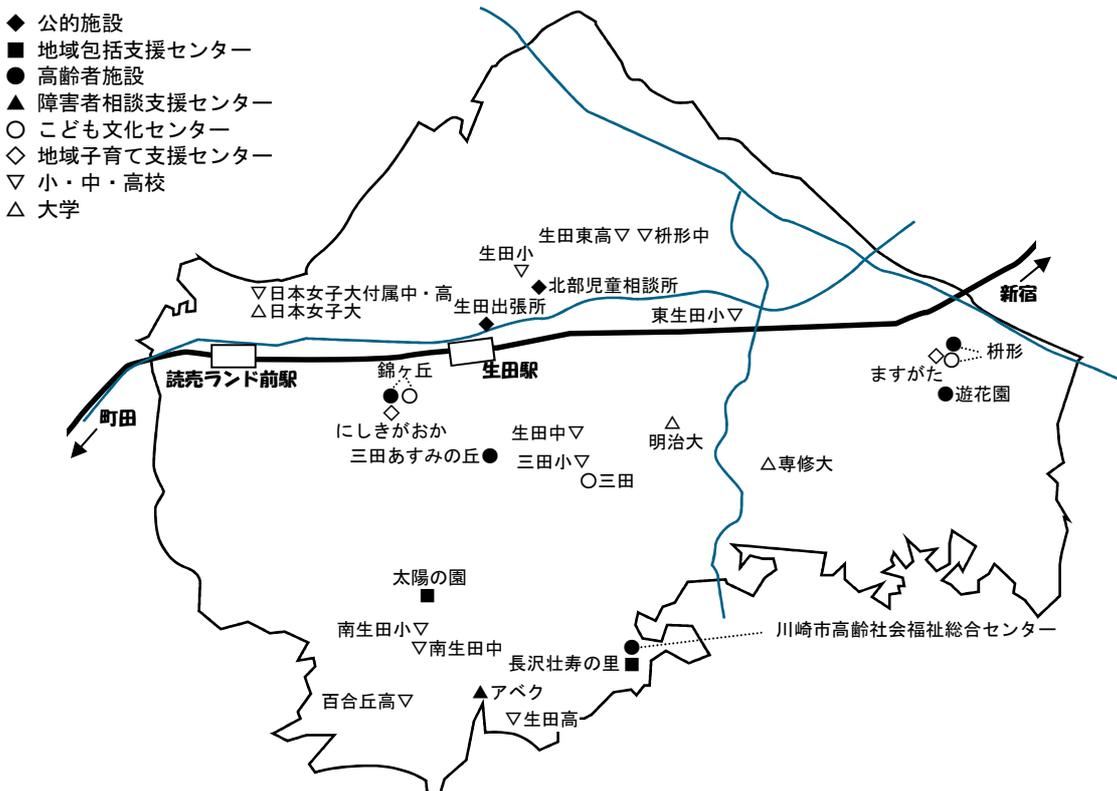
生田地区は、多摩区の南部に広がる多摩丘陵に位置し、地区内を小田急線が東西に横断しています。川崎市を代表する自然豊かな生田緑地の中には、「岡本太郎美術館」、「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」（青少年科学館）等の教育・文化施設があり、緑豊かな市民の憩いと学びの場となっています。

また、小田急小田原線（生田駅、読売ランド前駅）が地区内を横断し、東三田には専修大学と明治大学、西生田には日本女子大学があります。

■ 地区データ

人口	75,104人	0～14歳人口	8,707人
世帯数	38,301世帯	15～64歳人口	50,250人
高齢化率（65歳以上）	21%	65歳以上人口	16,147人

令和2年3月末現在



■ 地区内の保健福祉資源

区分	名称	区分	名称	
主な公的施設	多摩区役所生田出張所、北部児童相談所	こども文化センター	枳形、錦ヶ丘、三田	
高齢者施設	地域包括支援センター	地域子育て支援センター	ますがた、にしきがおか	
	いこいの家	認可保育所・幼稚園	土淵保育園、南生田保育園、生田保育園、第二厚生館愛児園、太陽の子保育園、小学館アカデミー西いくた保育園、生田うりぼう愛児園、アスク生田保育園、ういず向ヶ丘遊園保育園、三田かしのみ保育園、登戸ピノキオ保育園、生田ルミナス保育園、読売ランド前どろんこ保育園、ほのぼの保育室	
	特別養護老人ホーム		桐光学園寺尾みどり幼稚園、生田ひまわり幼稚園、西三田幼稚園	
	介護老人保健施設		三田あすみの丘、遊花園	
	川崎市高齢社会福祉総合センター		小・中・高校	東生田小学校、三田小学校、生田小学校、南生田小学校
障害者相談支援センター	地域相談支援センターアバク	枳形中学校、生田中学校、南生田中学校、日本女子大学付属中学校		
障害者施設	計画相談支援事業所	地域生活支援センターホルト・長沢、相談支援センタードリーム、おんりいわん、相談支援みち	県立生田東高校、県立生田高校、県立百合丘高校、日本女子大学付属高校	
	指定障害福祉サービス事業所	なしの実、第2はぐるま共同作業所、メイクフレンズ多摩・麻生、夢花工房ぼばい、夢花工房オリーブ、デイリー夢花、kokonara、エンジョイ、たまフレ!	大学	
	障害児・者一時預かり	児童デイサービスドリーム、日中一時支援はあもにい、日中一時支援ら・い・ふ、ゆうの森、おんりいわん	NPO法人	
	障害児相談支援	相談支援センタードリーム、指定相談支援事業所「GDP かわさき」	公園・その他	ウィメンズハウス・花みずき、ハンガープロジェクト協会、秋桜舎、いきものふれあい教室、かわさき創造プロジェクト、あかい屋根、夢の翼、川崎コアラ、おんりいわん、ままじねっと、バオムフットボールクラブ
	児童発達支援	児童デイサービスドリーム、ラ・オハナ		生田緑地、南生田公園、三田第1公園、錦ヶ丘南公園、長沢公園、寺尾台第1公園、東生田緑地 等計79か所
	放課後等デイサービス	放課後等デイサービスSai、放課後等デイサービスCOCOFUL南生田教室、ラ・オハナ		川崎国際生田緑地ゴルフ場（市民開放日有）

■ 地区で行われている保健福祉活動

分野	【実施主体】活動 (場所)
高齢者	<p>【地区社協】お年寄りのつどい、会食会、長寿をたのしもう</p> <p>【区社協・地区社協】いこいの家まつり（講座発表会）の開催</p> <p>【包括C】よろず相談会、ふわふわ井戸端会議</p> <p>【他】生田地区すこやか活動・三田地区すこやか活動 飯室会館わくわく茶和会</p> <p>【区】いこい元気広場</p>
障害者	<p>【区】地域リハビリ「生田みのりの会」</p>
子育て	<p>【地区社協】中学生が語る懇談会、講習会</p> <p>【生田中央・生田第2地区民児協】ママとあそぼうパパもね（川崎生田道院）</p> <p>【地区社協】子育てサロン「ニコニコ広場」</p> <p>【生田東地区民児協】子育て支援サロン「土測すくすく」「飯室すくすく」</p> <p>【生田第2地区民児協】子育て支援サロン「なのはな」</p> <p>【生田中央地区民児協】子育て支援サロン「おはよう広場」</p> <p>【子育て支援C】相談、講座、情報・遊び場提供等</p> <p>【他】教会の親子ひろば「ホサナ・エンゼルクラブ」、みちゃっ子ひろば</p> <p>【区】長沢ママ's サロン</p>
健康	<p>【区】多摩区みんなの公園体操（三田第2公園、杉山神社、生田2丁目公園、寺尾台第1公園、寺尾台第2公園、南生田公園、南生田1丁目公園、生田中谷第1公園、生田中谷第3公園、南生田4丁目公園、東長沢しいの木公園、長澤諏訪公園、山の手自治会館前、飯室会館、明王児童公園）</p> <p>多摩区いきいき体操（柎形いこいの家、おしぬま自治会館、寺尾台コミュニティセンター、錦ヶ丘いこいの家、長沢自治会館、三田こども文化センター、生田住宅集会所、飯室会館）</p>
その他	<p>【地区社協】広報紙「社協いくた」発行、福祉感謝の集い</p>

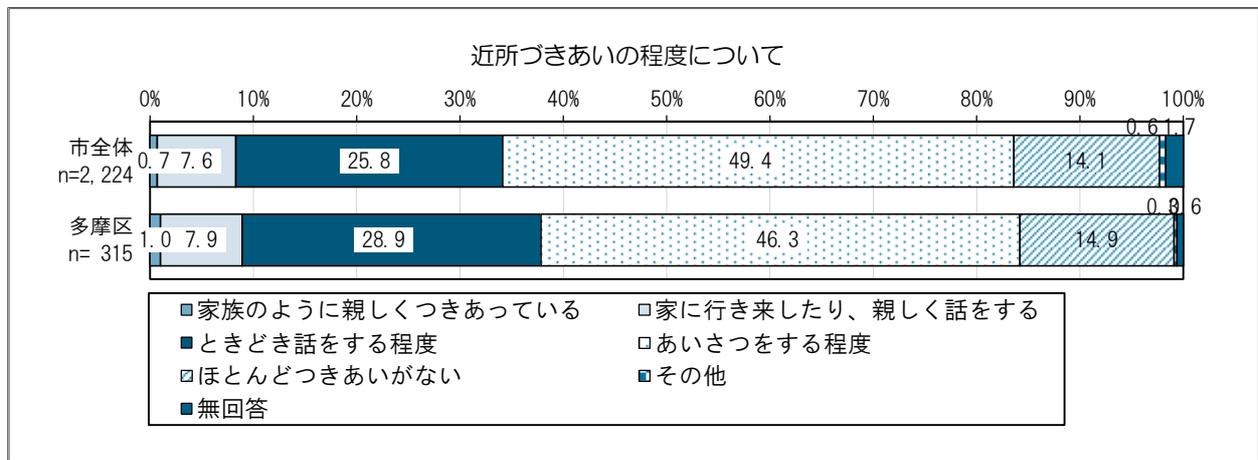
5 区民の主な生活課題

(1) 地域の生活課題に関する調査からみえる課題

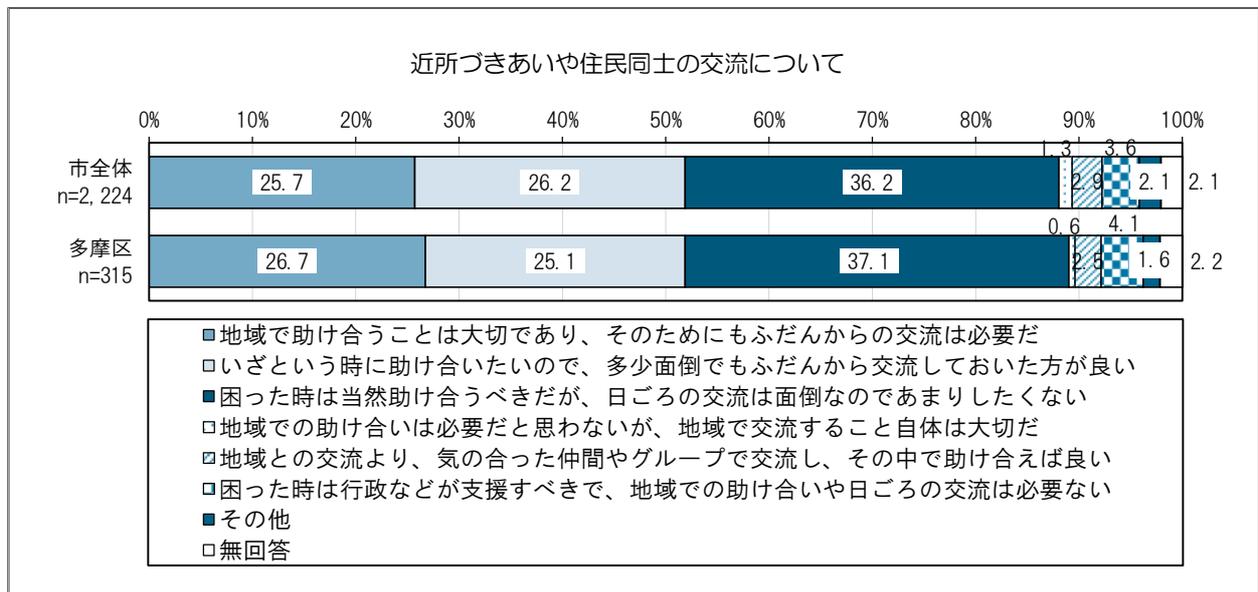
川崎市では地域福祉の実態把握を目的とし、令和元年11月～12月に市民を対象とした「地域の生活課題に関する調査」と、福祉団体を対象とした「地域福祉活動に関する調査」及びヒアリングを実施しました。そのうち、多摩区の集計からみえる主な課題は以下のとおりです。

①地域について

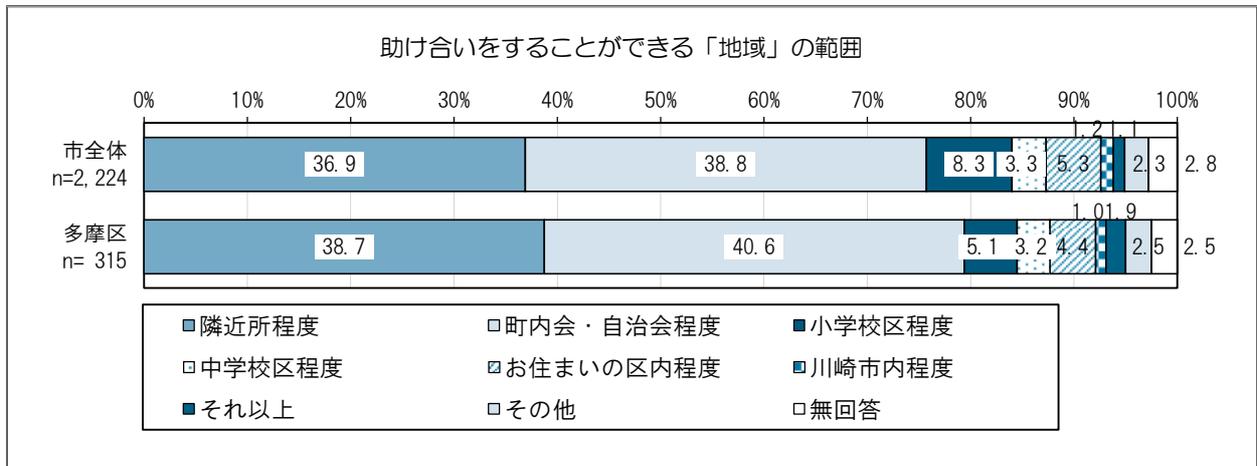
ご近所づきあいの程度は「あいさつをする程度」が46.3%。「家族のように親しくつきあっている」「家に行き来し親しく話をする」「ときどき話をする程度」を合わせた割合は37.8%で、市全体より高くなっています。



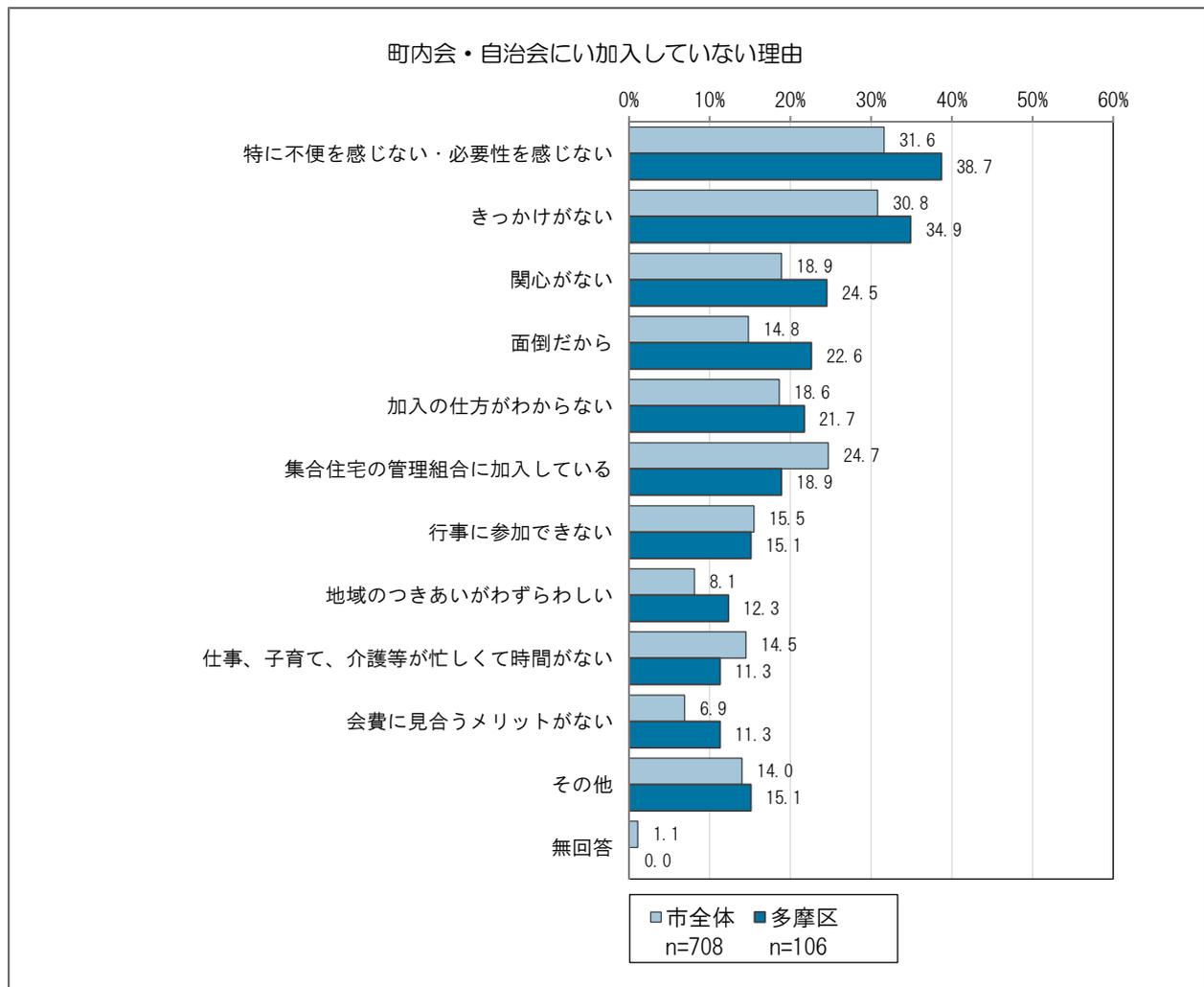
近所づきあいや地域住民同士の交流の必要性について、地域で助け合いたいので「ふだんからの交流は必要」(26.7%)、「ふだんから交流しておいた方が良い」(25.1%)を合わせると51.8%がふだんから交流の必要性を感じていますが、「困ったときは当然助け合うべきだが、日ごろの交流は面倒なのであまりしたくない」という方の割合は37.1%で、年々増えています。



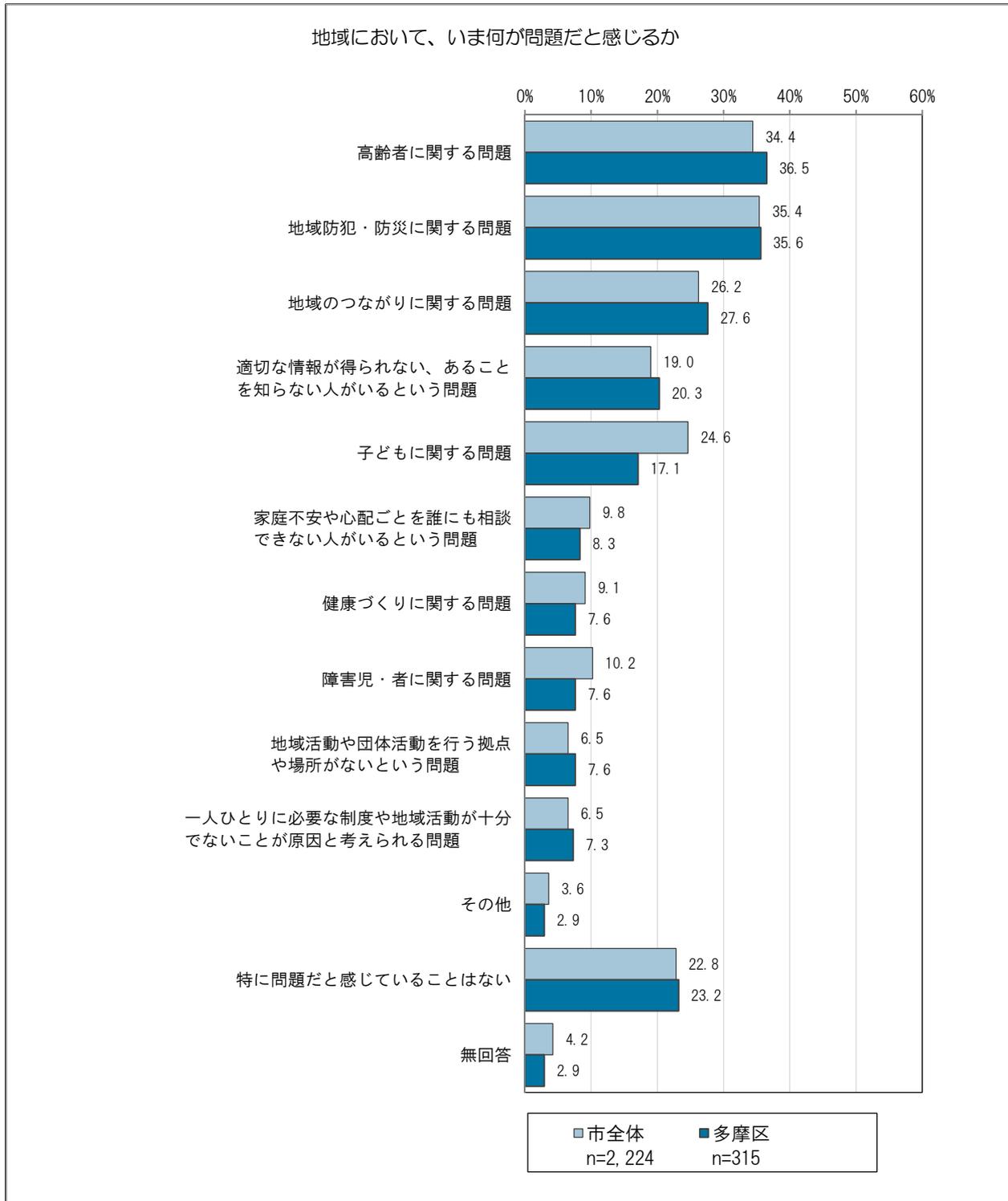
助けあいをすることができる「地域」の範囲は、「町内会・自治会」(40.6%)が最も高く、次いで「隣近所」(38.7%)となっています。



町内会・自治会に加入していない方にその理由を尋ねたところ、「特に不便を感じない」(38.7%)が最も高くなっています。次いで「きっかけがない」(34.9%)、「関心がない」(24.5%)となっています。



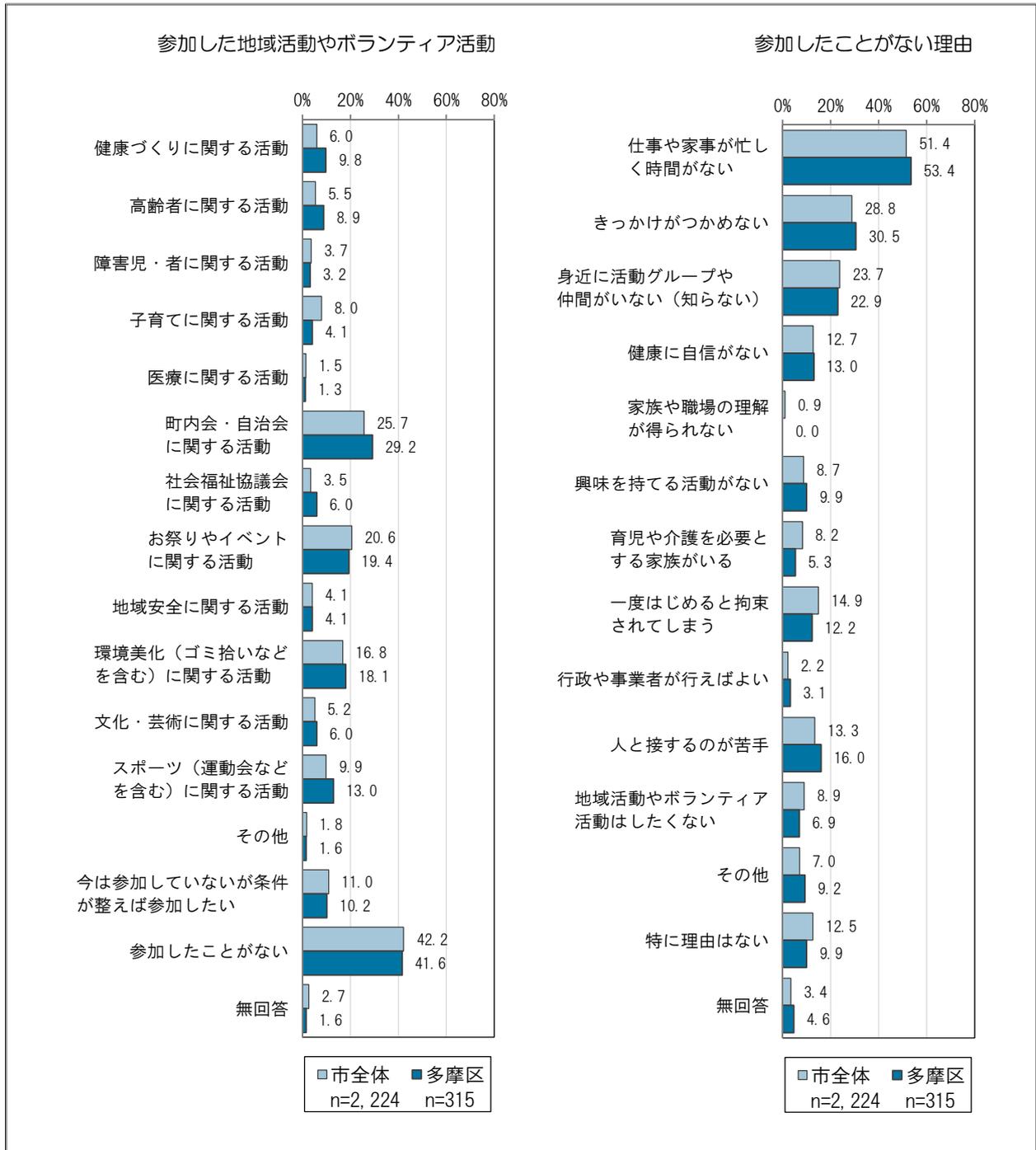
地域において、いま何が問題だと感じているのかについて、「高齢者に関する問題」「地域防犯・防災に関する問題」「地域のつながりに関する問題」に続き、「適切な情報が得られない、あることを知らない人がいる」と「子どもに関する問題」が上位の回答となっています。



②地域活動やボランティア活動

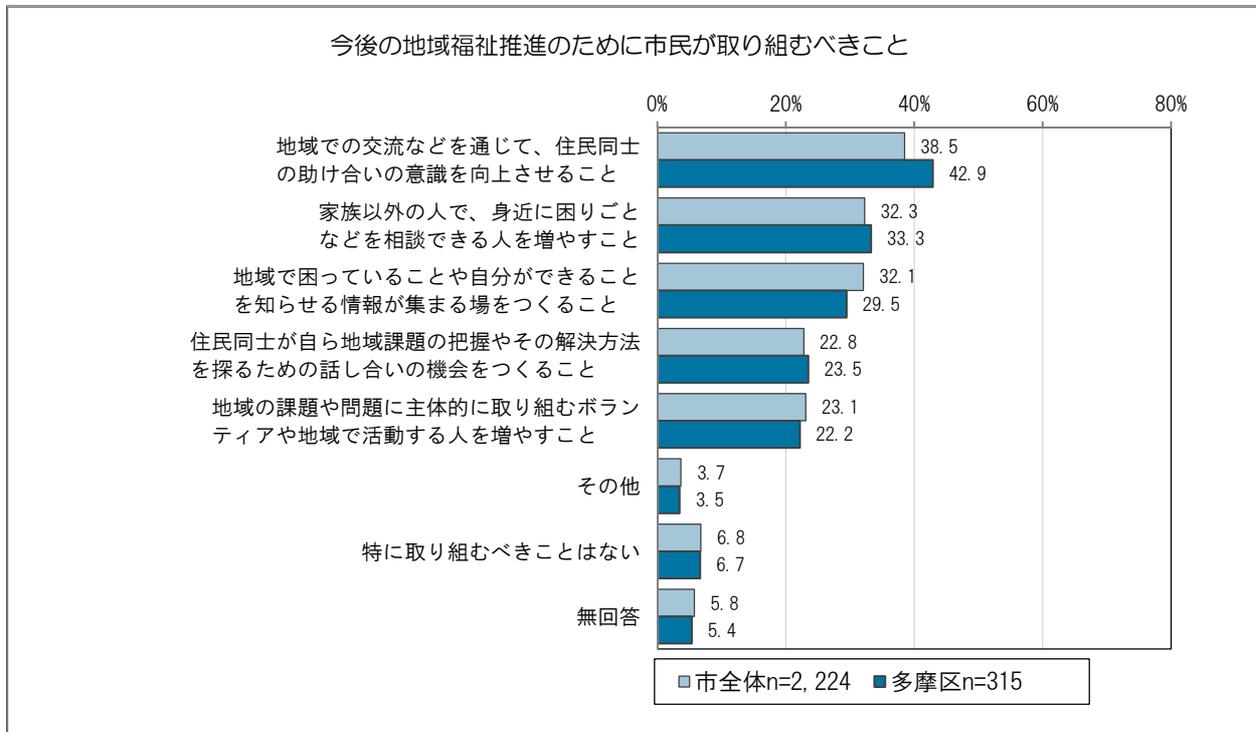
参加したことがある活動について「町内会・自治会に関する活動」(29.2%)が一番高く、地域活動やボランティア活動に参加したことがないと回答した方の割合は、41.6%でした。

参加したことがない理由としては、「仕事や家事が忙しく時間がない」(53.4%)が最も高くなっていますが、「きっかけがつかめない」(30.5%)、「身近に活動グループや仲間がない(知らない)」(22.9%)という回答をした方も多くいます。

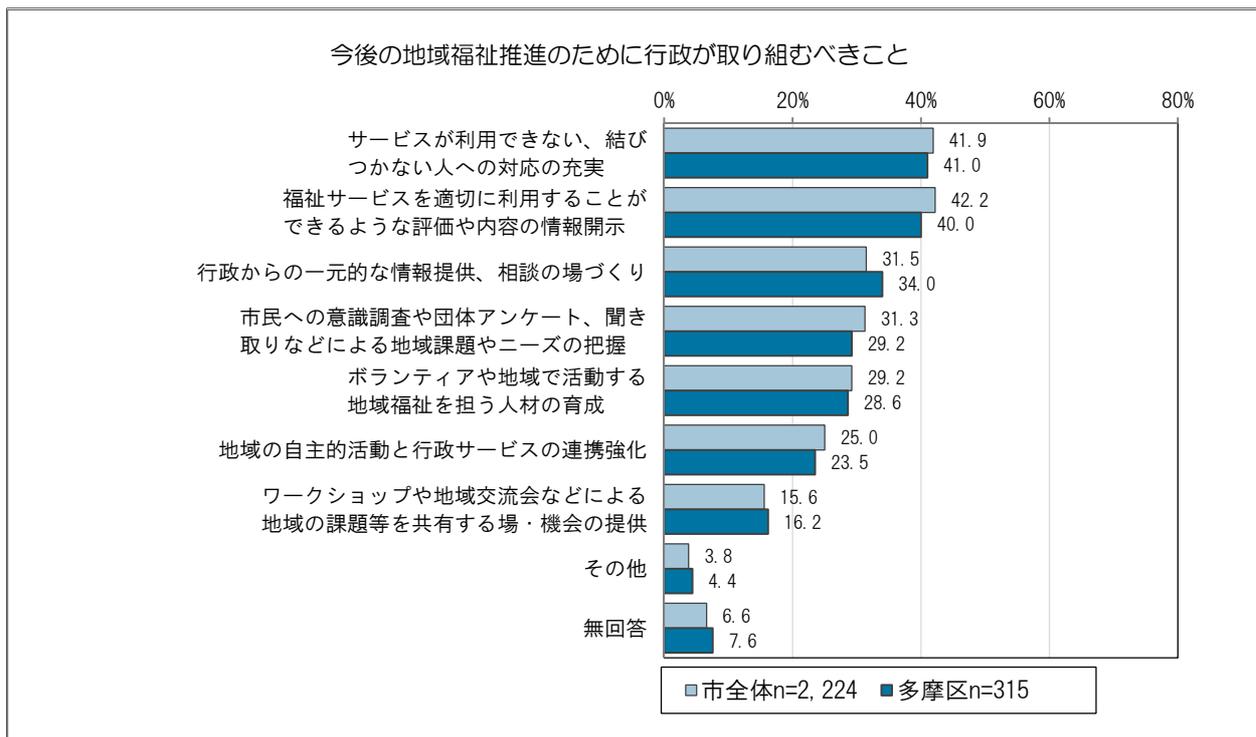


③今後の地域福祉の推進について

今後の地域福祉推進のために市民が取り組むべきこととして、「住民同士の助け合いの意識を向上させること」、「家族以外の人で、身近に困りごとなどを相談できる人を増やすこと」、「情報が集まる場をつくること」が上位の回答となっています。

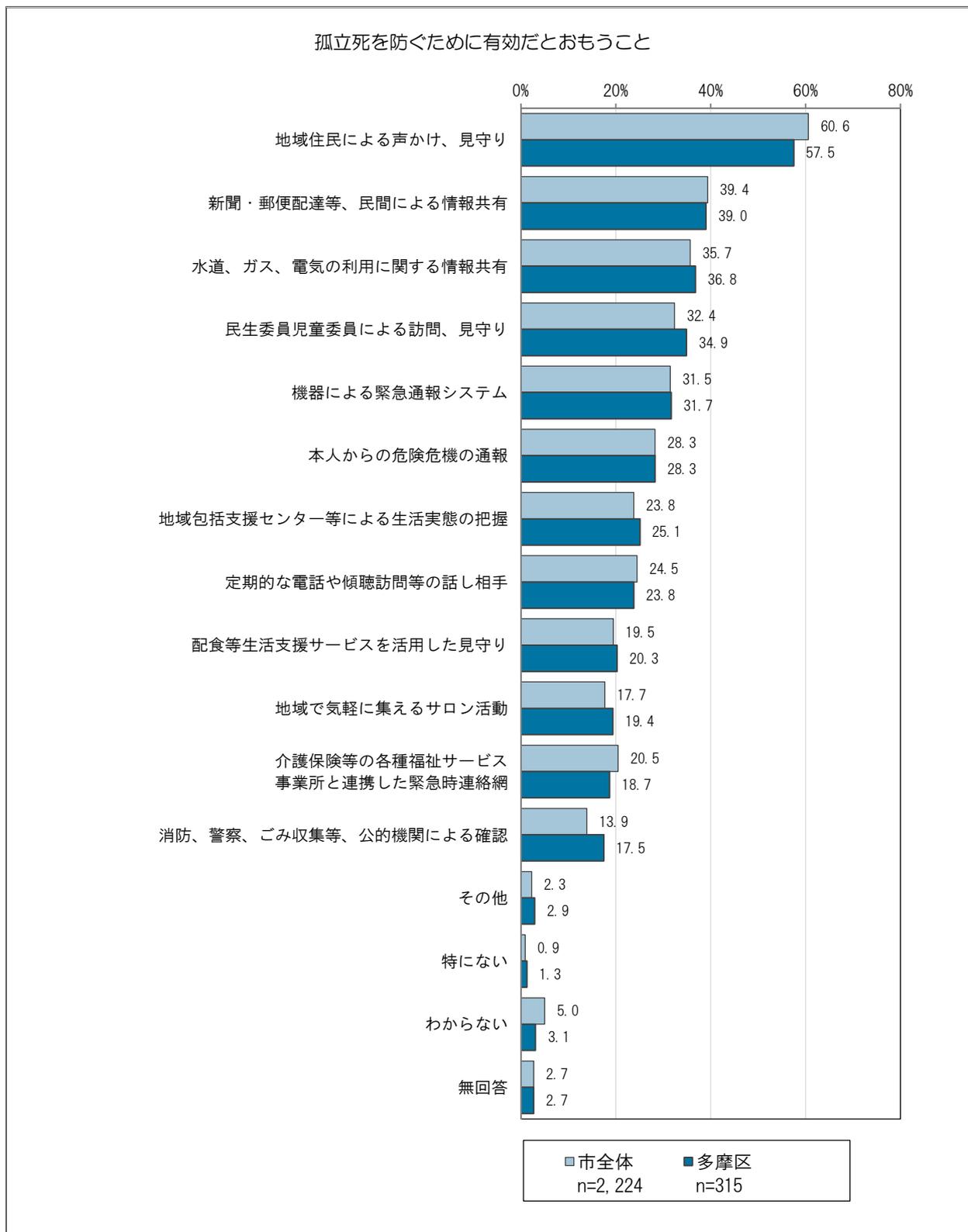


今後の地域福祉推進のために行政が取り組むべきこととして、「サービスが利用できない、結びつかない人への対応の充実」、「福祉サービスの評価や内容の情報開示」、「情報提供、相談の場づくり」が上位の回答となっています。



④孤立死について

孤立死を防ぐために有効だと思うことは、「地域住民による声かけ、見守り」、「新聞・郵便配達等、民間の協力による情報提供」、「水道、ガス、電気の利用に関する情報共有」等、民間も含めた地域における連携・協力が求められています。

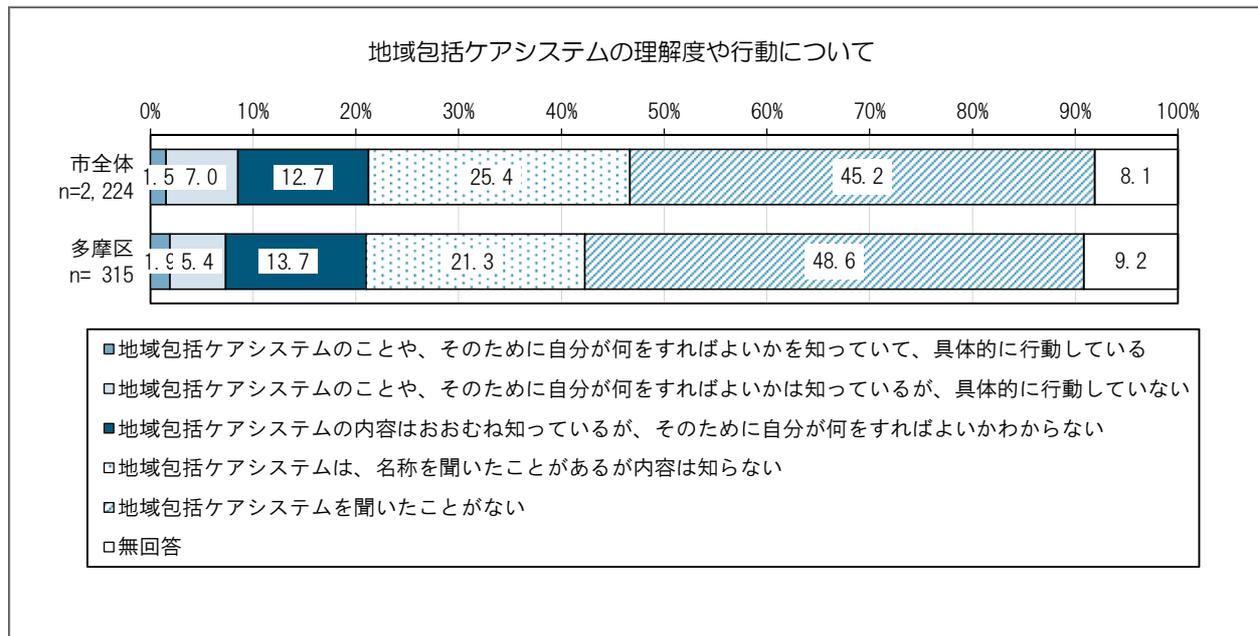


⑤地域包括ケアシステムの理解度について

地域包括ケアシステムの理解度や行動について、「地域包括ケアシステムを聞いたことがない」が48.6%でした。

市民一人ひとりに期待される行動として、「自らの健康管理をしっかりと行う」「近隣住民との交流や様々な地域活動に関わることにより、支え合い・助け合う地域づくりに関わる」などと例示したところ、約半数の方が「機会があれば行いたい」と回答しています。

地域包括ケアシステムをより多くの住民に知ってもらうために、住民一人ひとりに期待される自助・互助の取組について、具体的に分かりやすく伝えながら、参加のきっかけを作っていくことが必要です。



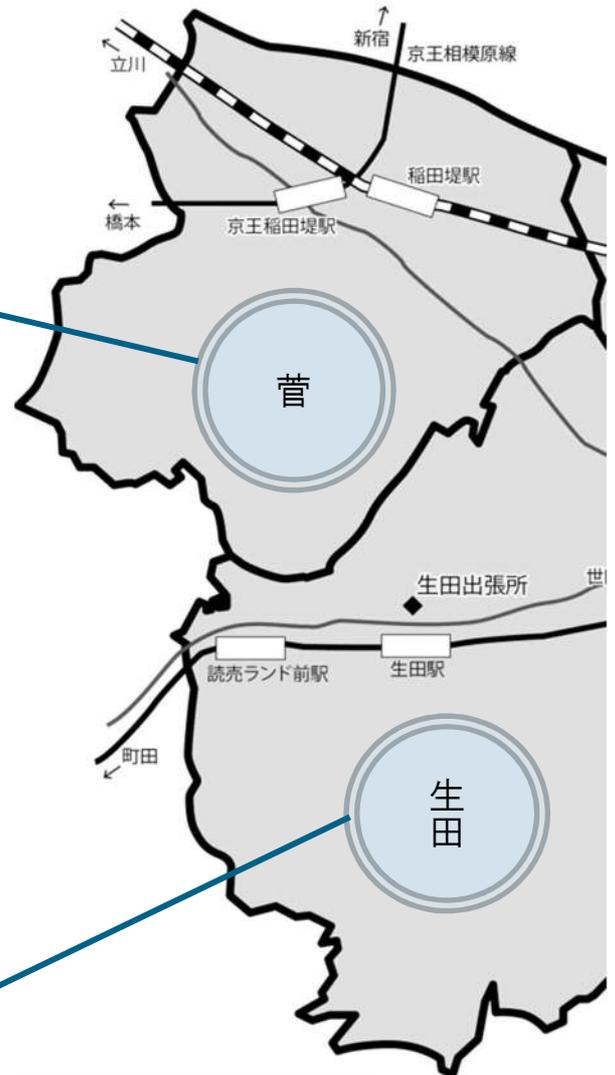
6 多摩区の地域包括ケアシステム推進の取組

多摩区では地区社会福祉協議会の区割りを参考に区内を5地区に分け、それぞれの地域特性に応じた地域づくりを進めています。これまでの各地区での地域づくりの主な取組をご紹介します。

菅地区

地域包括支援センターと連携して、高齢化率の高い集合住宅の介護予防の取組を進めています。認知症予防講座や介護予防教室の開催、住民の互助活動の支援等を通じて、自助・互助の意識づくりに取り組みました。

写真挿入



生田地区

平成 29 年度に、町内会・自治会を対象に地域課題とその解決方法を考えるワークショップを行いました。

平成 30 年度から「ご近所パワーアップ集会」と題して、生田地区にある3つの民生委員児童委員協議会の区域ごとに、地域の住民向けに地域で活躍する団体の活動紹介を行いました。町内会・自治会、民生委員児童委員協議会、地域カフェ、いきいき体操などの互助の取組を地域で共有しました。

写真挿入

中野島地区

「中野島多世代つながり愛プロジェクト協議会」を中心としたネットワークづくりを進めています。協議会では「子どもの健やかな成長の喜びを全ての世代で共有できるまち」という目標のもと、あいさつ運動や多世代交流の場づくり等に取り組み、活動をより多くの地域住民に知ってもらうために「中野島多世代つながり愛フォーラム」を開催しました。

写真挿入

登戸地区

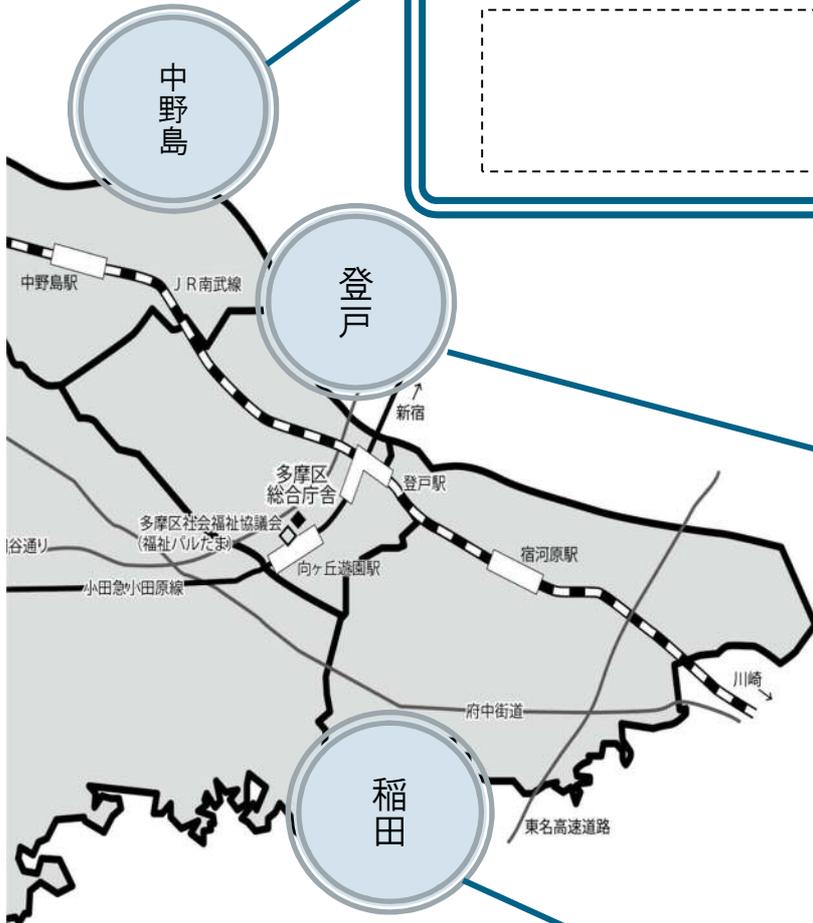
地域で活動する団体・関係機関の交流や情報共有を目的に、平成30年度から団体交流会「のぼりとミーティング」を開催しています。民生委員児童委員、地域カフェ、障害者事業所、クリニック、企業など様々な団体が参加し、活動紹介、意見交換などを行いました。

写真挿入

稲田地区

宿河原・堰・長尾のそれぞれの小地域で、地域の特徴に応じた地域づくりを進めています。高齢化率の高い長尾地域では、認知症や介護予防に関する講座を連続して開催しました。また、自治会と連携して住民アンケートを実施し、地域課題を考える機会を提供しました。宿河原地域・堰地域でも、情報収集を行いながら住民主体の自助・互助の活動を支援しています。

写真挿入



7 第5期計画の振り返り

基本目標1 多様な主体が参加する地域づくり

基本方針1 誰もが参加できる健康・いきがづくり

基本方針2 保健・福祉人材の育成

基本方針3 情報提供の充実

第5期の取組

多様な主体が参加する地域づくりを目指し、より多くの区民に地域活動や情報を知ってもらうイベントの開催、子育て情報や地域活動に関する情報発信、保健・福祉に関わる人材育成のための講座を開催しました。

- 地域で活動されている団体と協働して、多摩区健康フェスタや、パサージュ・たま等のイベントを開催し、区民が楽しみながら健康、障害への理解を深める機会を提供しました。
- 区内5か所で認知症予防講座を実施し、社会参加と健康寿命の関係を講話に取り入れながら、具体的な地域活動の紹介を合わせて行いました。
- 小学校、中学校で認知症に関する講座、講演会を開催し、若い世代に認知症の方への理解と対応を学んでもらう場を広げました。
- 子育てや介護予防・健康づくりの支援者、ボランティア養成のための各種講座を開催し、人材育成に取組みました。

今後に向けて

イベントや講座の開催、紙媒体やホームページを利用した情報発信により、区民の地域福祉への関心を高め、自助・互助の行動が区民に広がることを目指してきました。

しかし、「地域包括ケアシステム」についての認知度は低く、「何をしたらよいか分からない」という方が殆どというアンケート結果になっています。

より多くの区民に、地域包括ケアシステム、地域福祉への理解や関心を広げ、自助・互助の行動に取り組んでもらうためには、情報提供の内容、情報提供の対象となる世代や対象者の特性に合わせた情報提供の方法を工夫していく必要があります。また、身近な地域で行われている健康づくり、いきがづくり等の地域活動を知ってもらい、参加につなげる取組も求められます。

基本目標2 多世代交流でつながる地域づくり

基本方針1 ボランティア・NPOの活動支援

基本方針2 地域活動・交流の場づくり

第5期の取組

多世代交流でつながる地域づくりを目指し、福祉分野に限らず「地域づくり」の観点から市民創発、住民主体の取組を支援しました。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、地域包括ケアシステム推進事業では、区内を5地区に分けそれぞれの地区で取組を進めてきました。

- 中野島地区では、町内会・自治会、民生委員児童委員、地区社協、地域包括支援センター、学校、保育園といった地域の様々な団体が行政とともに、あいさつ運動、多世代の交流の場づくりに取組みました。
- 地域で活動している団体から、お互いの活動をもっと知りたいという声があり、町会・自治会、民生委員児童委員、福祉関係機関、団体、地域活動に関心がある住民が集まり、団体活動紹介を通じて情報交換、交流を行うフォーラムを3つの地区で開催しました。
- 住民主体の取組で区内にひろがっている地域の居場所（地域カフェ等）を、より多くの区民に知ってもらうために、多摩区認知症カフェ・地域カフェ交流会の協力で、「多摩区認知症カフェ・地域カフェまっぷ」を作成しました。
- 地域活動を行っている方々を中心にお話しを伺い、地域情報や地域の強み、課題を地区カルテに整理しました。

今後に向けて

住民主体の活動への支援、地域で活動する団体同士がつながる機会の提供を継続しながら、地域内で共通する課題や、自分とは違う世代や違う背景を持つ人の課題を知り、地域全体で助け合う仕組みづくりがより一層求められます。

そのためには、地域住民、団体、関係機関、事業者と一緒に、それぞれが知恵やできる事を出し合いながら取り組んでいく必要があります。地域づくりに関わる多様な主体と地域の概況や課題を共有し、課題解決を促進するためのツールとして、地区カルテを効果的に活用していきます。

基本目標3 見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針1 区民・団体・行政との連携

基本方針2 支援につながる仕組みづくり

基本方針3 相談・支援体制の充実

第5期の取組

見守り・支え合いのネットワークづくりとして、高齢者に関する取組、障害者に関する取組、子どもに関する取組といった分野ごとの連携会議、ネットワーク会議を実施しました。それぞれの分野の会議で、地域の支援者、団体、関係機関、行政が、情報交換、情報共有を行うことで、区民・団体・行政が連携し支援するためのネットワークづくりが進んでいます。

支援につながる仕組みづくりとして、全市的な取組である赤ちゃん訪問事業、ひとり暮らし等高齢者見守り事業、川崎市地域見守りネットワーク事業、災害時要援護者支援制度について、民生委員児童員、町内会・自治会、民間事業者等、地域の方々の協力のもと実施しました。

相談・支援体制の充実としては、関係各課や関係機関との連携により、きめ細やかな相談支援を行うほか、相談窓口を様々な分野で活動する地域支援者に知ってもらう取組みを、それぞれの担当課で行いました。



今後に向けて

支援を必要としている方を支援につなげるために、高齢、障害、子どもといった福祉各分野での区民・団体・行政との支援ネットワークを広げてきました。しかし、生活の課題は多様化、複雑化しており、一つの分野では解決しきれない多くの課題を抱える家庭も増えています。

「支援が必要かも知れない」と気付いた時に、どこに相談すればよいのか、適切な相談窓口につなげるまでに誰がどのように行動すべきなのか、支援を重ねながら事例を共有していく取組みを継続していく必要があります。区民・団体・行政の更なる連携、様々な分野の地域資源の開拓、多くの分野間での情報共有、連携体制の強化が、これまで以上に求められています。

多摩区地域福祉計画の取組

第2章

1 理念・目標

(1) 基本理念

多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区

多摩区は自然が豊富で居住環境が良いこともあり、区民の総合的な生活環境の満足度は高くなっています。また、町内会・自治会等の活動や自主的な地域活動も活発に行われています。

個人や家庭の生活課題が複雑化する中、支援を必要とする区民に、ご近所や福祉関係者などが気付き、行政や関係機関が積極的に連携して解決につなげるなど、多様な主体が連携していく必要があります。

また、様々な団体等で担い手不足が課題となっており、今まで活動を支えてきた世代に加えて、若い世代の地域参加が不可欠となっています。多世代がつながり、全ての世代の人が自身のできることは自分で行うとともに、お互いに支え合うことが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができる地域の実現につながります。

第6期多摩区地域福祉計画では第5期計画の基本理念「多様な主体と多世代がつながる支え合いのまち多摩区」を継承し発展させながら、地域で暮らす全ての人たちが交流し、つながりあい、誰もが支え合い自分らしく活躍できる地域共生社会の実現をめざします。



(2) 基本目標・基本方針

基本目標 1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

地域福祉を推進するためには、区民一人ひとりが、自分自身のことや住んでいる地域に目を向け、できることに取り組んで行くことが必要です。

多摩区では地域で様々な地域福祉活動が行われており、多様な主体が日々、地域をより良くするために活動していますが、今後より多くの区民に、地域福祉や地域活動への理解や関心を広げて、自助・互助の活動に取り組んでもらうために、情報提供の方法や内容を工夫し、様々な媒体や機会を活用して情報発信していく必要があります。

また、地域活動の新たな担い手の育成、住民主体で行われている地域活動への支援を通して、地域福祉活動を活性化し、支えていきます。

基本方針

- 1 情報提供の拡充
- 2 地域で活躍する人材の育成
- 3 地域活動への支援

基本目標 2

多世代交流でつながる地域づくり

地域には様々な年齢層の方や、外国にルーツを持つ方、障害を持つ方、LGBTの方など様々な背景を持つ方が生活しています。また、高齢者夫婦世帯や一人暮らし高齢者、頼れる親族が近くにいないという世帯も増えています。

同じ地域に暮らす住民同士が、年齢や背景の違いを超えて交流する機会を持つことで、お互いの事を知り、気にかける関係、ちょっとした相談ができる関係が広がっていきます。

一方、日常的な交流に負担を感じる、外出自体が難しいという方もいることから、住民の皆様と一緒に話し合いながら、身近な地域の中で、そこに暮らす住民に合ったつながりづくりを進めていきます。また、その交流の中から、多世代で支え合いができる地域づくりをめざします。

基本方針

- 1 身近な地域での交流の促進
- 2 地域の支え合い活動の推進

基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

個人や家庭の生活課題が複雑化する中、複数の機関や関係者が関与しなければ解決できない難しいケースが増加しています。また、高齢、子育て、障害や病気、言葉の問題などで支援を必要としながら、自分では支援を求める事ができない方がいます。

高齢者、子ども、障害者などのそれぞれの課題に、区民、町内会・自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、NPO、保健福祉団体・関係機関、民間事業者などが、様々な立場で行政と連携し課題解決に向けて取り組んできました。

ひとつの分野や制度では解決できない相談を受け止め、包括的な視点で支援を継続していくために、区民・団体・民間・行政の更なる連携を図り、特に高齢者、子ども、障害者などの分野を超えての情報共有・連携体制を整えていきます。

基本方針

- 1 支援につながる仕組みづくり
- 2 区民・団体・民間・行政の連携

(3) 重点的な取組

「地域の生活課題に関する調査」、第5期計画の振り返りなどを踏まえ、次の項目を第6期計画の重点的な取組として推進していきます。

関連する基本方針：基本目標1-基本方針1 情報提供の拡充

(1) より多くの区民に地域福祉への理解と関心を広める

- 「地域包括ケアシステム」について知らない、何をしたらよいのか分からないという人が全体の約9割となっています。
- 地域活動の担い手の高齢化、担い手不足が課題となっています。

高齢者や子ども子育て、暮らし、防災などの情報と地域で行われている具体的な地域福祉活動を同時に発信することで、地域福祉についてイメージしやすくし、地域や地域福祉に関心を持つ区民の層をひろげていきます。また、福祉の情報に区民がアクセスしやすい環境を整えていきます。

関連する基本方針：基本目標2-基本方針2 地域の支え合い活動の推進

(2) 身近な地域での支え合い活動の推進

- 地域には様々な年代の方、介護が必要な者、外国にルーツを持つ方、障害を持つ方など、いろいろな背景を持つ方が暮らしています。
- 「困った時の助け合いは必要だが、日頃からの地域での交流は面倒」と感じる人の割合が年々増えています。

地域で暮らす住民同士が、地域の中で出会い、お互いを知りあう機会やきっかけを作り、挨拶しあえるような緩やかなつながりづくりを目指します。その地域に暮らす住民に合った交流の在り方や地域特性を踏まえながら、身近な地域での支え合い活動を推進します。

関連する基本方針：基本目標 3-基本方針 2 区民・団体・民間・行政の連携

(3) 分野を横断した連携体制の充実

- 個人や家庭の生活課題が複雑化する中、複数の機関や関係者が関与しなければ解決できない難しい問題を抱える世帯が増えています。
- 子ども、障害者、高齢者などの支援を必要とされる方の枠組みを超えた情報共有・連携が、これまで以上に求められています。



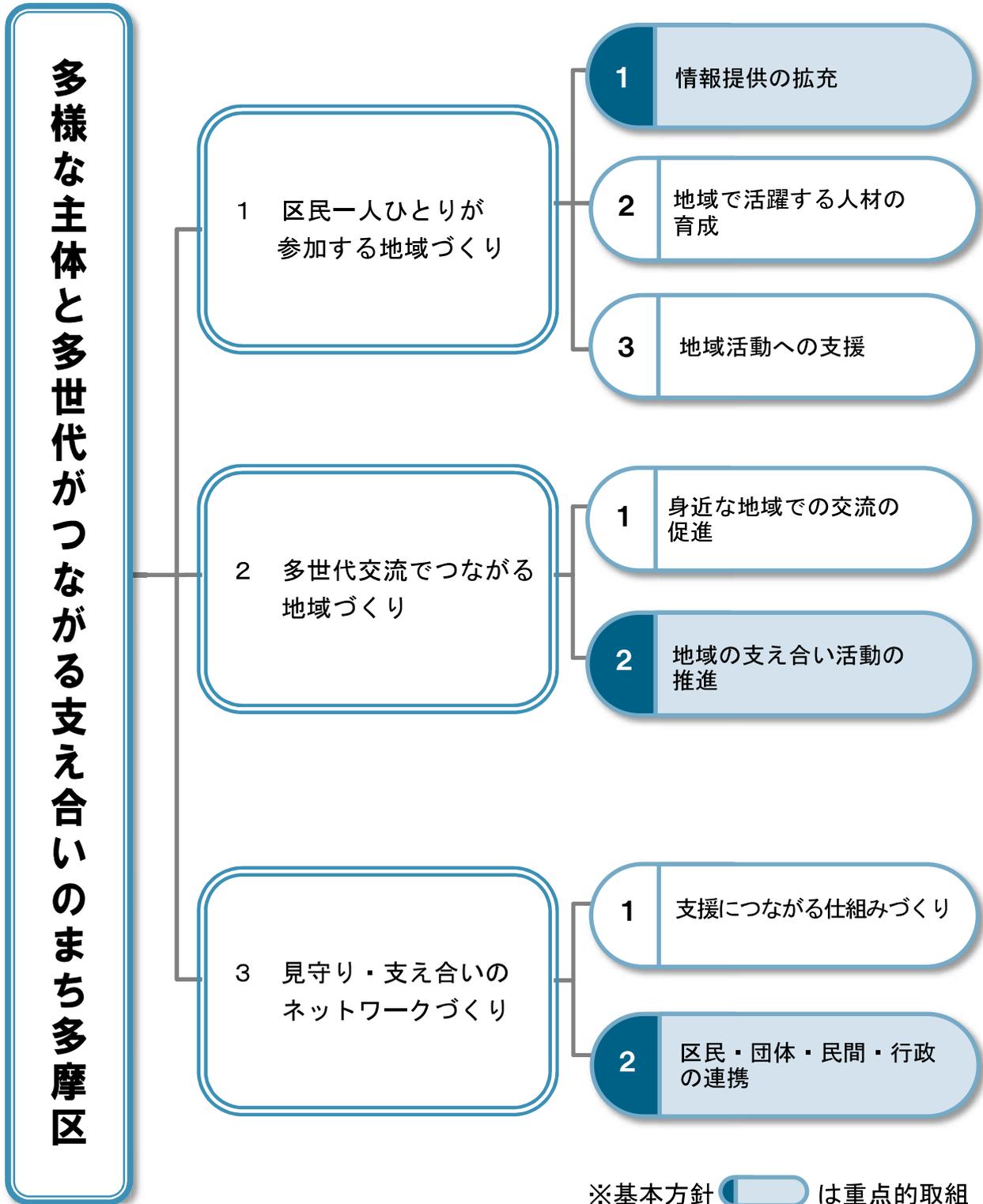
これまで構築してきた福祉分野別のネットワークをもとに、分野を横断した連携体制を更に充実させて、包括的な支援体制を整えていきます。

2 計画の体系

基本理念

基本目標

基本方針



※基本方針 **1** は重点的取組項目となります。

3 事業一覧

※第6期計画の新規の取組には(★)を付けています。
 ※代表的な取組で分類しています。

※基本方針 は重点的取組
 項目となります。

基本理念	基本目標	基本方針	計画期間（令和3～5年度）の取組・事業名		掲載ページ
多様な主体と多世代がつながり支え合つまち多摩区	1 区民一人ひとりが参加する地域づくり	1 情報提供の拡充	子ども子育て	1 子ども・子育てに関する情報提供	
				2 子ども・子育てに関する講座の開催	
			障害	3 地域における精神保健福祉の普及啓発	
			地域・暮らし	4 多摩区地域包括ケアシステムの普及啓発・地域情報の発信(★)	
				5 健康づくりのための情報発信、講座	
				6 快適で暮らしやすい生活環境づくりのための情報発信	
			防災	7 地域コミュニティの活性化促進事業	
				8 防災対策啓発事業(★)	
			イベントを通じた情報発信	9 多摩区健康フェスタ	
				10 たまたま子育てまつり	
				11 多摩ふれあいまつり	
				12 バサージュ・たま	
				13 多摩区スポーツフェスタ	
		2 地域で活躍する人材の育成	子ども子育て	14 子育て支援者養成事業	
				15 中高生職場体験(★)	
			地域・暮らし	16 健康づくりを担う人材の育成	
				17 認知症に関する普及啓発	
		防災	18 地域防災力強化に向けた取組(★)		
		3 地域活動への支援	子ども子育て	19 多摩区こどもの外遊び交流事業	
				20 患者・家族会等のグループ支援	
			高齢者	21 老人クラブ育成事業	
			地域・暮らし	22 健康づくりと地域参加	
				23 多摩区食生活改善推進員連絡協議会の支援	
				24 多摩区町会連合会等の支援(★)	
			防災	25 自主防災組織への運営支援	
			その他	26 多摩区コミュニティ施策 区域レベル取組推進事業(★)	
				27 市民活動支援事業	
		28 磨けば光る多摩事業			
		29 市民自主学級・市民自主企画事業			

基本理念	基本目標	基本方針	計画期間（令和3～5年度）の取組・事業名		掲載ページ
多様な主体と多世代がつながり支え合うまち多摩区	2 多世代交流でつながる地域づくり	1 身近な地域での交流の促進	子ども子育て	30 子育てサロン・子育てひろば	
				31 子育てひろば・外国人の子育てひろば	
				32 身体測定・遊びの広場（★）	
				33 多摩区子育て支援パスポート事業	
			障害	34 障害者と地域住民の交流の場「障害者社会参加学習活動」	
			地域・暮らし	35 地域のサロン等への支援（★）	
				36 既設公園リフレッシュ事業	
		37 多摩区・3大学連携事業（★）			
		2 地域の支え合い活動の推進	地域・暮らし	38 地区カルテを活用した地域づくり	
				39 地域包括ケアシステムの推進	
				40 地区社会福祉協議会との連携（★）	

基本理念	基本目標	基本方針	計画期間（令和3～5年度）の取組・事業名		掲載ページ
多様な主体と多世代がつながり支え合ひつまちなち多摩区	3 見守り・支え合ひのネットワークづくり	1 支援につながる仕組みづくり	高齢者	41 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	
			防災	42 災害時要援護者避難支援制度	
			地域・暮らし	43 川崎市地域見守りネットワーク事業	
		44 民生委員児童委員の活動支援			
		2 区民・団体・民間・行政の連携	子ども子育て	45 多摩区こども総合支援連携事業	
				46 多摩区要保護児童対策地域協議会実務者会議	
				47 子ども子育て推進事業 「ママとあそぼうパパもね」	
				48 多摩区幼・保・小連携事業	
				49 民営保育所・保育施設等への訪問・連携	
			障害	50 多摩区地域自立支援協議会	
				51 多摩区精神保健福祉連絡会議	
			高齢者	52 地域ケア会議（地域ケア圏域会議・個別ケア会議）	
				53 多摩区相談支援・ケアマネジメント推進委員会（★）	
				54 多摩区地域包括支援センター連絡会	
		55 認知症訪問支援事業（★）			
		地域・暮らし	56 チーム・たまの活動		
			57 多摩区支え合いのまちづくり推進会議		
			58 多摩区健康づくり推進連絡会議		
			59 多摩区食育推進分科会		
			60 区社会福祉協議会との連携		
		その他	61 関係営業施設との連携（★）		
62 庁内の各種連携会議（★）					

4 具体的な取組

基本目標 1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針

1 情報提供の拡充

地域福祉や地域の取組などの情報を、具体的に分かりやすく様々な方法で発信することで、多くの区民に地域に関心を持ってもらい、地域福祉への意識を高めることを目指します。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	1 子ども・子育てに関する情報提供	<p>区内で安心して子育てができるよう、地域の子ども・子育てに関する情報を提供し、育児などの不安軽減ができるよう支援していきます。また、こども相談窓口の情報を区内の子育て支援者や関連機関・団体にも周知します。母子健康手帳交付時や転入の際に情報冊子を配布し、ホームページ（多摩区こそだてweb）や、かわさき子育てアプリに最新の情報を掲載します。</p> <p>【所管課】 地域ケア推進課 地域支援課</p> <p>認可保育所の子育て支援事業が一目でわかるように冊子を作成・配布し、保育所の地域支援事業を周知します。また子育てのヒントになる内容を掲載し、子育ての悩みや困ったときの参考にしてもらい、育児不安の解消を図ります。</p> <p>【所管課】 保育所等・地域連携担当</p>	
	2 子ども・子育てに関する講座の開催	<p>子育ての孤立化防止や子育ての悩み解消などを目的に、専門職による子どもの成長・食事や栄養など子育てに関する講演会などを開催し、子育て支援を推進します。</p> <p>【所管課】 保育所等・地域連携担当 地域支援課</p>	
障害	3 地域における精神保健福祉の普及啓発	<p>区内の精神保健福祉活動に関わる様々な機関が集まり、地域における精神保健福祉分野の課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会の開催など普及啓発を中心とした取り組みを行います。</p> <p>【所管課】 高齢・障害課</p>	多摩区精神保健福祉連絡会議

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	4 多摩区地域包括ケアシステムの普及啓発・地域情報の発信(★)	自助・互助の意識醸成のため、区ホームページや広報誌等を活用し、広く住民に向けて地域福祉に関する普及啓発をしていきます。また、地域情報や地域における支え合い活動の広報を通じて、地域活動への関心を深め参加促進を図ります。 【所管課】地域ケア推進課	
	5 健康づくりのための情報発信、講座	生活習慣病予防、フレイル予防等健康づくり・介護予防、歯科口腔保健に関連した講座の開催や普及啓発活動を行います。 【所管課】地域支援課	
	6 快適で暮らしやすい生活環境づくりのための情報発信	食品衛生、感染症対策や居住環境の整備、ペットの適正飼養等住み慣れた地域で快適に暮らし続けるための支援体制づくりを目指します。 【所管課】衛生課	
	7 地域コミュニティの活性化促進事業	町内会・自治会の認知度の向上や重要性の認識を広めるため、町内会・自治会の活動を広く広報するとともに、町内会・自治会が抱える課題に資する講演会等を開催し、地域コミュニティの活性化を目指します。 【所管課】地域振興課	多摩区町会連合会
防災	8 防災対策啓発事業(★)	防災に対する理解と関心を深め、防災意識の高揚と地域の防災力向上を図ることを目的に「防災出前講座」を実施し、市が行う防災対策や家庭でできる防災対策の解説等を行います。また、多くの区民が、災害時の備えや防災知識を習得するために、親子で楽しく災害時の行動や日ごろの備えを学ぶ「防災フェア」等を開催し、区民の自助・共助を促します。 【所管課】危機管理担当	担い手:自主防災組織(※防災フェア)
イベントを通じた情報発信	9 多摩区健康フェスタ	健康づくり・介護予防等健康に関する情報発信を行い、フェスタを通じた健康意識の向上や団体同士のネットワークの構築を目指します。 【所管課】地域ケア推進課 地域支援課	担い手:実行委員会
	10 たまたま子育てまつり	子育て中の親子や区民を対象に、子育て力を養い、仲間探しをする場づくりを行います。また充実した子育て支援を行うため関係する団体間のネットワークの構築を目指します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手:実行委員会
	11 多摩ふれあいまつり	障害のある当事者、団体、市民が参加し、出会い、ふれ合い、学び合いながら、障害者や福祉活動に対する理解を深め、ともに生きる地域社会の実現を目指します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手:実行委員会

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
	12 パサージュ・たま	区民に障害福祉への理解と関心を深めてもらうとともに、障害者と地域社会のつながりづくりを目的として、区内の障害者団体等による普及啓発活動（活動紹介、作品の展示販売等）「パサージュ・たま」を開催します。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：運営委員会
	13 多摩区スポーツフェスタ	地域のスポーツ資源を活用し、地域の特色を生かしたスポーツイベント「多摩区スポーツフェスタ」を実施することにより、区民が身近にスポーツに親しむことができる環境づくりに取り組み、スポーツ活動を通じた地域住民の交流、地域の活性化を図ります。また、実施にあたっては、東京 2020 オリンピック・パラリンピックを踏まえた取組も進めていきます。 【所管課】地域振興課	担い手：実行委員会（スポーツ推進委員会、青少年指導員連絡協議会、子ども会連合会で構成）

コラム①「障害福祉に関する情報発信」

事業番号3を中心に
表題のコラム記載予定

*コラムタイトルは、全て現時点での「仮タイトル」です。

基本目標 1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針

2 地域で活躍する人材の育成

区民による地域福祉活動がより活発に行われるように、地域で活動する人材の育成に取り組みます。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	14 子育て支援者養成事業	子どもの成長や子育てについての基礎知識や地域の子育て支援活動の情報提供、実習等を通して、子育て支援を担う人材の育成を図ります。 【所管課】地域ケア推進課	
	15 中高生職場体験(★)	公立保育所が近隣の学校と連携し、中高生が1日保育士として乳幼児と触れ合い、子育ての楽しさなどを体験してもらいながら、地域で子育てを行う意識の醸成を図ります。 【所管課】保育所等・地域連携担当	
地域・暮らし	16 健康づくりを担う人材の育成	食生活・健康づくり等のボランティア養成講座を開催し、活動を担うボランティア学習会の機会を通じて、運動の効果や基本的な知識を学べるよう進めていきます。 【所管課】地域支援課	
	17 認知症に関する普及啓発	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で暮らす認知症の人やその家族を応援・手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組みます。また、区内小学校で講座を開催することで、若い世代への理解を深め「安心して暮らし続ける多摩区」としての地域づくりを推進します。更にキャラバンメイトやサポーター養成講座修了者が地域で活躍できるよう、フォローアップ、中学校認知症講演会を実施します。 【所管課】地域支援課	多摩区認知症キャラバンメイト「たまのわ」
防災	18 地域防災力強化に向けた取組(★)	地域の防災リーダーの養成や、防災をキーワードに若い世代をお住いの地域や活動団体につなげる取組を進めていきます。 【所管課】危機管理担当	関係団体：町内会・自治会、自主防災組織、学校

コラム②「健康づくりを担う人材の育成」
～自助・互助から生まれる生きがいつくり

事業番号16を中心に
表題のコラム記載予定

コラム③「認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくり」

事業番号17を中心に
表題のコラム記載予定

基本目標 1

区民一人ひとりが参加する地域づくり

基本方針

3 地域活動への支援

新たに地域活動を始める区民や、既に活動している区民・団体に対し支援や情報の提供を行い活動が充実するよう努めます。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	19 多摩区こどもの外遊び交流事業	「外遊び」を通じて子どもの生きる力を育み、創造力を培うと共に、地域での人のつながりづくりを促す「こどもの外遊び交流」を推進します。外遊びの催しや外遊び活動の担い手となる人材の育成、外遊び活動の支援等を行います。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：多摩区こどもの外遊び交流委員会
障害	20 患者・家族会等のグループ支援	統合失調症や発達障害など様々な精神疾患を抱える患者の家族を対象に、家族会の協力を得て「家族教室」を実施します。病気や障害に関する情報等の提供や家族としての経験を分かち合うための座談会、及び社会資源の見学等を通じて、精神医療や福祉制度の理解を深め、孤立の防止や家族の対応能力の向上を図るとともに、こころの病について考える機会とします。 【所管課】高齢・障害課	家族会：泰山木の会
高齢者	21 老人クラブ育成事業	地域の活動として高齢者が主体的に集まる仲間づくりの場として、①教養の向上、②健康の増進、③社会活動、④レクリエーション等の老人クラブ活動を支援していきます。 【所管課】高齢・障害課	協働等：老人クラブ連合会
地域・暮らし	22 健康づくりと地域参加	「多摩区みんなの公園体操」「多摩区いきいき体操」「多摩区地区ウォーク」等、地域での閉じこもり予防を行い、身近な地域で気軽に参加できる活動を周知していきます。 【所管課】地域支援課	

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
	23 多摩区食生活改善推進員連絡協議会の支援	地域で食を通じたボランティア活動を行う食生活改善推進員の活動について、活動に必要な知識の伝達及び地域活動の活性化を図るための支援を行い、食を通じた地域づくりを推進します。 【所管課】地域支援課	多摩区食生活改善推進員連絡協議会 進員連絡協議会
	24 多摩区町会連合会等の支援(★)	区民主体のまちづくりを推進するため、多摩区町会連合会、稲田町会連合会及び生田地区町会連合会の事務局機能を担い、生活課題の改善に取り組む町内会活動を支援します。 【所管課】地域振興課 生田出張所	多摩区町会連合会 稲田町会連合会 生田地区町会連合会
防災	25 自主防災組織への運営支援	町内会・自治会やマンション管理組合等で構成する自主防災組織に対し、防災用資器材購入費用の一部を助成するなど、自主防災組織の活動を支援するとともに、地域の自主防災組織の結成・加入等を促進していきます。 【所管課】危機管理担当	関係団体：自主防災組織
その他	26 多摩区コミュニティ施策区域レベル取組推進事業(★)	地域で活動する団体等からの相談受付や活動支援に向けたコーディネート等を行うソーシャルデザインセンターについて、区民主体で効果的に運営するための支援を行い、市民創発による地域課題の解決に向けた取組を進めます。 【所管課】企画課	関係団体：多摩区ソーシャルデザインセンター
	27 市民活動支援事業	市民活動のための会議や打ち合わせを行うための会議室、資料作成を行うための印刷・作業スペース等の機能を備えた「多摩区民活動・交流センター」を区民との協働により運営し、市民活動団体等の活動の発展、交流、相互支援を促進します。 【所管課】地域振興課	担い手：多摩区民活動・交流センター運営委員会
	28 磨けば光る多摩事業	区における地域課題の解決や、安全で安心・潤いのある暮らしの実現に向けて、市民活動団体が自主的、主体的に実施する公益性の高い活動提案を募集し、選定されたものを区の事業として提案者に委託します。 【所管課】企画課	
	29 市民自主学級・市民自主企画事業	地域や社会の課題解決に向けて、市民が企画提案し、市民館と協働で市民に身近な学習の場を創り、市民の主体的な学習活動や市民活動を活性化します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手：企画運営委員会

コラム④「住民による様々な地域活動」

表題のコラム記載予定

コラム⑤「コミュニティ施策における区域レベルの取り組み」

事業番号26を中心に
表題のコラム記載予定

基本目標2

多世代交流でつながる地域づくり

基本方針

1 身近な地域での交流の促進

年齢や背景の違いを超えて地域で暮らす住民同士が、地域の中で出会い、挨拶しあえるような、緩やかな顔の見える関係づくりを促します。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	30 子育てサロン・子育てひろば	乳幼児期から親同士の交流を図り、孤立化を防止します。また育児不安や育児ストレスの軽減ができるよう、親同士による情報交換や専門職による育児相談を実施していきます。 【所管課】地域支援課 多摩区へ引っ越してきたばかりの親子、たくさんの方がいる場所が苦手な親子の集いの場を提供します。仲間づくりや地域の子育て資源の情報提供を行いながら地域へ繋げていきます。 【所管課】保育所等・地域連携担当	関係者：地域ボランティア
	31 子育てひろば・外国人の子育てひろば	子育て中の親子を対象に、家庭の教育力を培い仲間づくりを行う機会を提供します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手：子育てを考える会「グレープ」
	32 ★身体測定・遊びの広場	子育て中の親子を対象に、公立保育所において、お子さんの身体測定や家庭でも楽しめる遊びの提供、専門職による子育て講座を行い、子育ての悩みを解決し、近隣の子育て世代の仲間の輪づくりを推進します。 【所管課】保育所等・地域連携担当	
	33 多摩区子育て支援サポート事業	区商店街連合会との協働により、区内の妊婦及び18歳未満の子どもがいる家庭に対し、協賛店によるサービスの提供等の支援を行うことで、商店街を中心に地域コミュニケーションの機会を増やし、地域社会が一体となって子育てを支援する体制を推進します。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：多摩区商店街連合会

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
障害	34 障害者と地域住民の交流の場「障害者社会参加学習活動」	地域での体験活動や交流等の学習機会を提供することを通して、障害のある人の社会参加を図り、ともに生きる地域社会の実現を目指します。 【所管課】生涯学習支援課	担い手：青年教室ボランティア
地域・暮らし	35 地域のサロン等への支援(★)	身近な地域の中での居場所や人と人がつながり交流できる場における仲間づくり、情報交換、学びなどの取組を支援し、地域でのみまもりを地域住民、関係機関と連携して推進していきます。 【所管課】地域ケア推進課 地域支援課	
	36 既設公園リフレッシュ事業	既設公園の老朽化に伴う施設更新やバリアフリー化等の再整備を行い、多様な公園利用者の利便性を向上させます。また、再整備にあたっては地域と調整し、地域の交流の場としての活用に資する整備を行います。 【所管課】道路公園センター	
	37 多摩区・3大学連携事業(★)	区内に大学が立地するという地域特性を活かした魅力あるまちづくりを推進するため、大学と地域の交流・連携を図るとともに、地域の様々な課題の解決に向けて、大学と連携した取組を実施します。 【所管課】企画課	

コラム⑥「身近な地域での交流の場・居場所づくり」

表題のコラム記載予定

基本目標 2

多世代交流でつながる地域づくり

基本方針

2 地域の支え合い活動の推進

地域に暮らす住民に合った交流や支え合いの活動を、身近な地域の中で、住民や事業者、関係機関、団体とともに推進します。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	38 地区カルテを活用した地域づくり	地域づくりに関わる多様な主体と地域の概況や課題を共有し、課題解決を促進するツールとして、地区カルテを効果的に活用していきます。 【所管課】地域ケア推進課	関係団体：区民及び区内の関係団体
	39 地域包括ケアシステムの推進	自助・互助の意識の醸成や、身近な課題への住民主体の取組を広めていくため、課題解決のプロセスを住民と共有し、地域特性に応じた「多世代で支え合う」地域づくりを進めます。 【所管課】地域ケア推進課	関係団体：区民及び区内の関係団体
	40 地区社会福祉協議会との連携（★）	地区社会福祉協議会が行っている支え合い活動が更に地域で広がるように、庁内関係部署と連携していきます。 【所管課】地域ケア推進課	

コラム⑦「新しい生活様式」で地域福祉をどう進めるか

表題のコラム記載予定

コラム⑧「住民が主役の地域づくり」

事業番号38～40を中心に
表題のコラム記載予定

コラム⑨「町内会・自治会の活動」

表題のコラム記載予定

コラム⑩「区の防災の取組」

表題のコラム記載予定

基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針

1 支援につながる仕組みづくり

支援が必要な人や、自分から助けを求めることが難しい人に支援が届くよう、区民や民間事業者等と連携して、地域でのみまもり活動を推進します。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
高齢者	41 ひとり暮らし等高齢者見守り事業	地域の実情に通じている民生委員児童委員の協力のもと、一人暮らし高齢者等の世帯状況や身体状況等の実態を把握し、安心して生活を営めるよう、見守りネットワークづくりに活用していきます。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：民生委員児童委員、町内会・自治会、自主防災組織
障害・高齢者・防災	42 災害時要援護者避難支援制度	災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者に対し登録を促し、希望者からの申し込みを受けて登録を行います。申し込みにより作成した災害時要援護者名簿を支援組織（町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員）に提供する等、地域における共助による避難支援体制づくりが円滑に進むよう支援をしています。 【所管課】危機管理担当	関係団体：町内会・自治会、自主防災組織、民生委員児童委員
地域・暮らし	43 川崎市地域見守りネットワーク事業	協力事業者等から連絡のあった、異変のある地域住民の情報をもとに関係部署と連携し、訪問等による必要な支援を行います。全市的な協力事業者の拡充等、きめ細やかなネットワーク構築により効果的な事業実施を行います。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：協力事業者
	44 民生委員児童委員の活動支援	民生委員児童委員と区役所の情報の共有化や、活動に関連した研修会の実施等、民生委員児童委員活動の支援を行います。 【所管課】地域ケア推進課	

コラム⑪「民生委員・児童委員の活動」

表題のコラム記載予定

コラム⑫「身近な地域の相談窓口」

表題のコラム記載予定

基本目標3

見守り・支え合いのネットワークづくり

基本方針

2 区民・団体・民間・行政の連携

区民・団体・民間・行政が一体となって協力・連携し、支援体制の充実を図ります。
また、子ども、障害者、高齢者などの支援対象分野を横断した連携体制を充実させます。

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
子ども・子育て	45 多摩区子ども総合支援連携事業	「多摩区子ども・子育て支援基本方針」に基づき、団体・機関・関係部署のネットワークを活かし、地域全体で子育て支援を推進します。 【所管課】地域ケア推進課	担い手：子ども支援関連の団体、関係機関
	46 多摩区要保護児童対策地域協議会実務者会議	多摩区における要保護・要支援児童の早期発見や適切な援助を図るため、関係機関・団体等が情報や考え方を共有することにより、子どもを守る地域支援ネットワークを構築し、支援機能の強化を目指します。 【所管課】地域支援課	関係団体：児童相談所、区民生委員児童委員、小学校、幼稚園、保育園、医療機関等
	47 子ども子育て推進事業「ママとあそぼうパパもね」	育児不安やストレスの軽減及び親同士の交流を目的に、楽しく集い遊ぶ場と情報の提供や、安全に遊べる環境整備を、地域の子育て支援者等と協働で推進していきます。 【所管課】保育所等・地域連携担当	関係団体：公私立保育所、地区民生委員児童委員協議会、中野島子ども文化センター、菅子ども文化センター、すかいきっず、生田道院、地域子育て支援センター宙
	48 多摩区幼・保・小連携事業	区内の幼稚園・保育所等・小学校の職員が連絡会議や交流事業を通し、相互に理解を深め、幼児・児童に関する諸課題について話し合い、情報共有や交流を行いながら、相互協力・連携を進めていきます。 【所管課】保育所等・地域連携担当	関係団体：幼稚園、保育所等、小学校
	49 民営保育所・保育施設等への訪問・連携	区の施策や行政の情報提供及び研修、各種会議を実施し、保育の質の向上を図ります。地域の保育所の状況等を把握するとともに相談に応じたり、関係機関との連携を図る等、地域の子ども・子育て支援機能の強化を目指します。 【所管課】保育所等・地域連携担当	

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
障害	50 多摩区地域自立支援協議会	障害者と家族が地域で安心して生活できるよう、障害に関する普及啓発、社会資源の開発、支援技術の向上に取り組みます。相談支援事業を始めとする地域の障害福祉関係機関の連携の強化を目指します。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：障害者相談支援センター等
	51 多摩区精神保健福祉連絡会議	医療、保健、福祉、教育等各分野の委員で構成され、精神保健福祉に関して、区内の活動ネットワークを構築し、地域における課題を共有するとともに、こころの健康に関する課題解決に向けて、講演会などの普及啓発に取り組みます。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：病院・診療所、大学、グループホーム、支援センター、障害者センター、家族会、ボランティア等
高齢者	52 地域ケア会議 (地域ケア圏域会議・個別ケア会議)	高齢者が地域の中で安心して暮らし続けられるよう、高齢者の地域における課題の抽出や検討、また地域の見守り体制の構築や地域ケア体制の実現に向けたネットワーク構築を図ります。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：地域包括支援センター、区社会福祉協議会、介護サービス事業者、町内会・自治会、民生委員児童委員
	53 多摩区相談支援・ケアマネジメント推進委員会(★)	高齢者の専門相談機関等が日頃の相談支援の中で感じる課題等について、情報を整理・共有し、課題解決に向けての検討と支援体制の強化に向けた協議を行います。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、障害者センター等
	54 多摩区地域包括支援センター連絡会議	地域包括支援センターの運営に係る実務的な事項を協議するとともに、区役所とセンター相互の情報共有等を通じて区内の地域ケア体制を推進します。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：地域包括支援センター
	55 認知症訪問支援事業(★)	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、医師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士等専門職種の連携により、認知症高齢者とその家族への支援体制の構築を推進します。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：医師会、訪問看護事業者、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター等
	56 チーム・たまの活動	医療と介護の専門家などが参加する「チーム・たま」の活動により、多職種ネットワークの構築や、在宅医療や看取りへの関心を高める講演会をしています。 【所管課】高齢・障害課	関係団体：医師会、病院・診療所、介護支援専門員連絡会、地域包括支援センター、介護サービス事業所等

	具体的取組・事業名	事業内容	協働等
地域・暮らし	57 多摩区支え合いのまちづくり推進会議	多摩区地域包括ケアシステム推進のため、地域ニーズや課題の共有、対応策や、区地域福祉計画の策定と事業評価について各種団体の代表者と意見交換を行います。 【所管課】地域ケア推進課	保健、医療、福祉の関係団体、地区社会福祉協議会、地域住民の代表者等
	58 多摩区健康づくり推進連絡会議	市民健康づくり運動の推進及び地域の健康課題に関する情報交換と連携を図ります。「かわさき健康づくり21」の推進とともに、健康づくり推進のネットワークづくりを目指します。 【所管課】地域支援課	関係団体：医師会、歯科医師会、中学校、小学校、その他健康関連の団体
	59 多摩区食育推進分科会	地域の食に関する課題や取組みについて、地域の様々な関係団体と協働して食育を推進するために必要な検討及び情報共有等を行います。川崎市食育推進計画の推進とともに、地域特性を活かした食育推進のネットワークづくりを目指します。 【所管課】地域支援課	関係団体：栄養士会、食生活改善推進員連絡協議会、保育所、幼稚園、小学校、中学校、食品衛生協会等
	60 区社会福祉協議会との連携	区役所の関係部署と区社会福祉協議会で、子ども・高齢者・障害者などの分野の情報共有や、お互いの主催する事業で協力体制を整えることで、行政と社協が連携し、地域福祉を推進していきます。 【所管課】地域ケア推進課	
	61 関係営業施設との連携(★)	食品衛生協会、理美容組合、営業施設、動物愛護ボランティア等との連携による地域づくりを推進します。 【所管課】衛生課	
その他	62 庁内の各種連携会議(★)	「多摩区地域包括ケア推進本部会議」「コミュニティ検討部会」等の庁内会議を活用して、地域情報や各所管課が実施する事業や課題について共有し、連携を強化します。 【所管課】地域ケア推進課	

コラム⑬「地域のネットワーク会議」

子ども、障害、高齢の各分野
表題のコラム記載予定

コラム⑭「地域活動の担い手によるネットワークづくり」

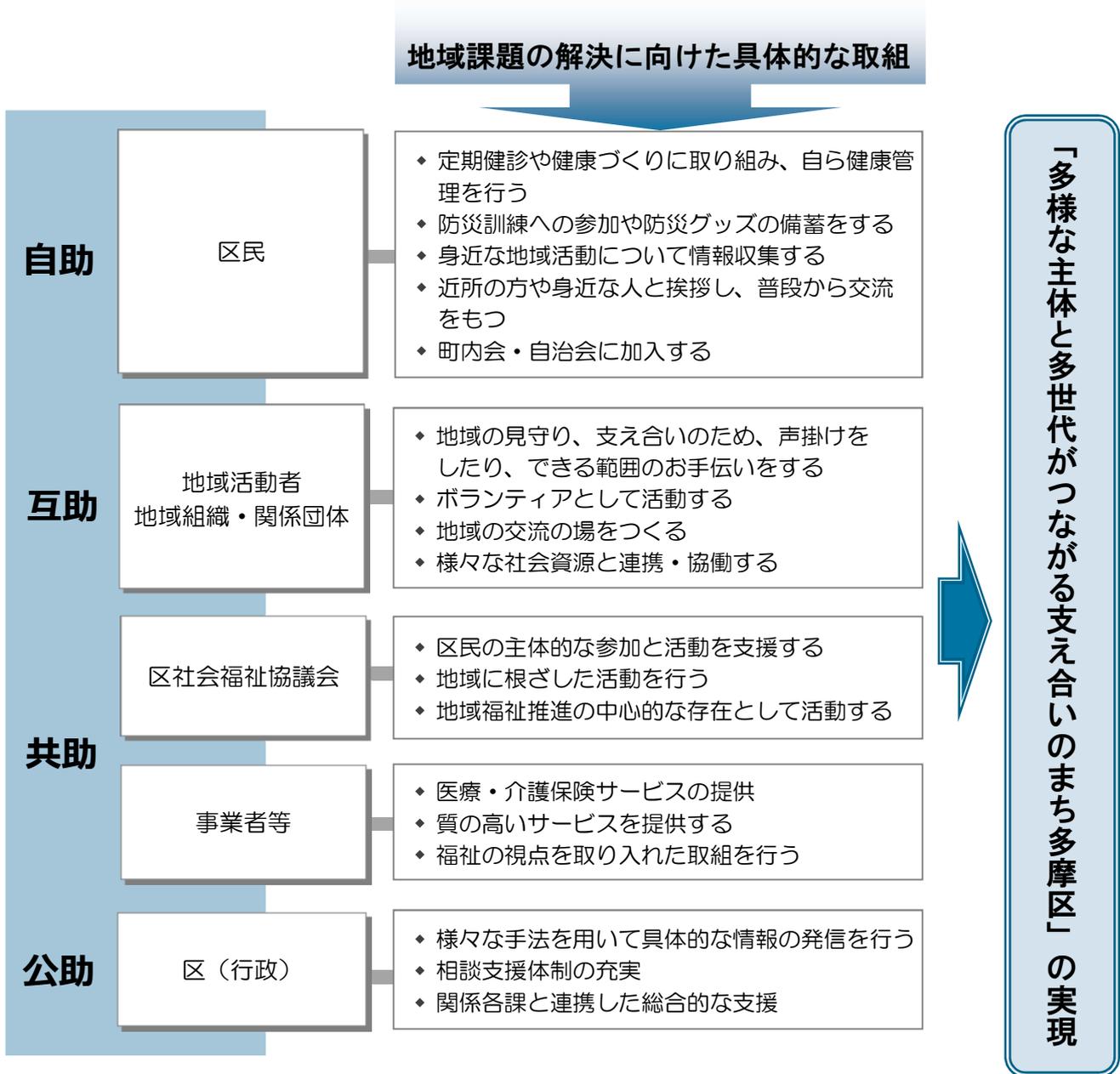
表題のコラム記載予定

コラム⑮「多摩区社会福祉協議会の活動紹介」

A4 2ページ 見開き予定
表題のコラム記載予定

5 地域福祉計画の進め方

多摩区地域福祉計画が掲げる基本理念の実現に向け、区民、地域活動者・地域組織・関係団体、事業者、区社会福祉協議会、行政が連携し一体となって、自助・互助・共助・公助の枠組みを基に、地域課題の解決に向けてそれぞれができることを取り組んでいきます。

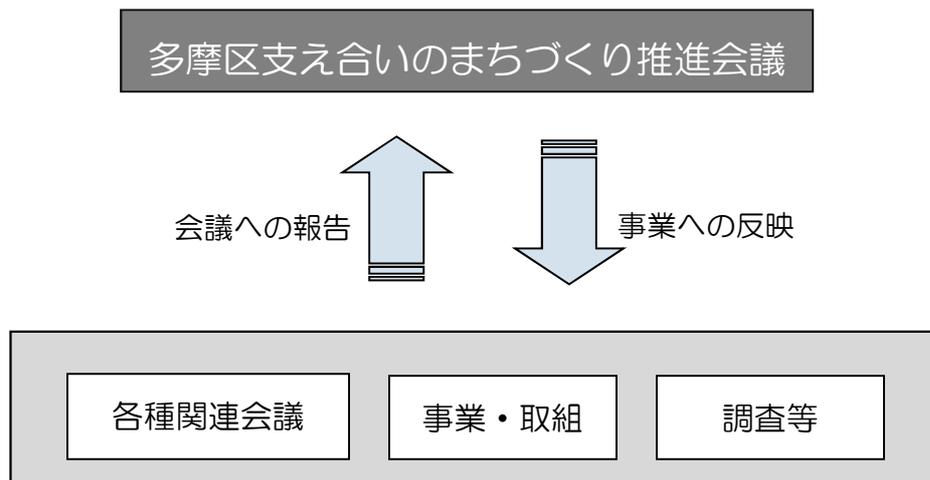


地域活動者 地域組織 関係団体	町内会・自治会、民生委員児童委員、NPO法人、ボランティア、老人クラブ、PTA、地域包括支援センター、地域子育て支援センター、障害者相談支援センター、ソーシャルデザインセンター等
事業者等	介護サービス事業者、障害福祉サービス事業者、病院、LPガス協会、新聞販売組合、水道検針等業務受託者、その他民間企業、等

計画の進行管理・評価について、学識経験者、市民団体の代表、行政関係職員、その他区長が特に認められた者、で構成する多摩区支え合いのまちづくり推進会議において、点検・見直しを行います。

計画の進行体制

【計画の進行管理・評価】



多摩区地域福祉計画の推進にあたっては、「Plan(計画)→ Do(実行)→ Check(評価)→ Action(改善)」といういわゆる「PDCAサイクル」によって行います。

PDCAサイクル

【PDCAサイクル】

